

鶴岡市総合計画審議会 答申

第2次鶴岡市総合計画 (案)

平成31年1月7日

鶴岡市総合計画審議会

基本構想



目 次

基本構想

第 1	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の構成と期間	1
3	前計画の策定からこれまでの経過	2
4	計画の背景・課題	3
第 2	めざす都市像とまちづくりの基本方針、並びにキャッチフレーズの設定	7
1	めざす都市像	7
2	まちづくりの基本方針	7
3	キャッチフレーズの設定	8
第 3	施策の大綱	9
第 4	計画の指標	20
1	人口と世帯	20
2	土地利用の構想	21
第 5	計画の推進方針	23
1	対話と協働による政策推進	23
2	国などへの提言要望と広域的な連携による政策推進	23
3	効果的で効率的な行財政運営	23

第1 はじめに

1 計画策定の趣旨

2005（平成17）年10月1日に南庄内地域の1市4町1村が合併して新鶴岡市が誕生し、その約3年後の2009（平成21）年1月に新鶴岡市の総合計画を策定しました。

この計画策定から、さらに10年が経過しています。この間、社会経済のグローバル化の進展、東日本大震災をはじめとする大規模な自然災害の発生、少子高齢化のより一層の進行、人口減少の加速化とこれらにまつわる諸課題の深刻化、複雑化により、地域を取り巻く環境は大きく変化してきました。こうした社会経済情勢の変化や本市が抱える課題に的確に対応し、第一次計画の終了から切れ目なく、誰もがいきいきと暮らし続けることができるまちづくりを総合的かつ計画的に進めていくための指針として、ここに第2次鶴岡市総合計画を策定しました。

新たな計画は、人口減少社会に対応するため、変化の激しい時代の潮流を可能な限り的確に捉えながら、市域内にある様々な資源や特性を適切に保全、活用して、希望に満ちた明るい将来への展望を掲げています。さらにこれらを広く市民と共有しながら、対話と協働に基づいてまちづくりを推進していくよう、中長期的な観点に立って、以下の構成による計画を策定しました。

2 計画の構成と期間

この計画は、基本構想と基本計画で構成します。

（1）基本構想

基本構想は、鶴岡市の「めざす都市像」及び「まちづくりの基本方針」を掲げて、市政推進の大きな方向性を示し、あわせて、市民から本計画に一層親しみを持っていただくため「キャッチフレーズ」を設定します。また、「施策の大綱」では分野別の施策の大要を示し、「計画の指標」と「計画の推進方針」では、計画が目指している本市の将来の姿を示します。

（2）基本計画

基本計画は、（1）の基本構想に基づき、各分野において行う施策の方向性と主要な施策を示します。また、基本計画を推進するための取組方法を示します。

施策の実施にあたっては、毎年、情勢の変化や地域の実情に照らし合わせて課題を捉え直し、施策を見直しながら、向こう3年間を見通した実施計画を策定して進めます。

基本計画は、必要に応じ5年をめどに見直します。

（3）計画期間

計画期間は、2019（平成31）年度から2028年度までの10年間とします。

3 前計画の策定からこれまでの経過

○『鶴岡市総合計画～生命いきいき文化都市創造プラン～』[2008(平成20)年度策定]

現在の鶴岡市を形成する南庄内の旧市町村（鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町）は、古くから経済、文化、生活など様々な面で密接に連携して一つの生活圏を形成しながら、旧市町村が独自の取組により、それぞれの特性を守り育ててきました。

その一方で、地域人口の減少と少子高齢化が予想されるなか、住民ニーズの高度化、多様化に的確に対応していくためには、行政機能を大幅に充実・強化していく必要性があると考えられました。そして、今後も厳しさが続くと予想された地方財政のなかで、これまで以上に行財政改革を進め、より充実した行政サービスを提供できるよう、効率的な執行体制を整え、行政として担うべき役割を積極的に果たしていく必要があると考え、2005(平成17)年10月に合併し、新たに現在の鶴岡市が発足しました。

この新市が発足してから約3年後、2009(平成21)年度から2018(平成30)年度までを計画期間とする、第1次の「鶴岡市総合計画」が策定されました。

この計画では、めざす都市像を「人 くらし 自然 みんないきいき 心やすらぐ文化をつむぐ悠久のまち 鶴岡」とし、「健康福祉都市」、「学術産業都市」、「森林文化都市」をキーワードとする3つのまちづくりの基本方針を掲げ、多様な資源や特性を共有、活用し、希望に満ちた明るい将来に向けて新しいまちづくりを推進しました。

この間、東日本大震災の発生や景気の後退と拡張、人口減少や少子高齢化の一層の進行など、社会情勢は大きく変化しました。本市においても、市の特性を生かした食文化創造都市の取組がユネスコ創造都市ネットワーク※への加盟につながり、「出羽三山」と「サムライゆかりのシルク」の2つの日本遺産の認定、観光拠点である加茂水族館「クラゲドリーム館」が整備されています。また、慶應義塾大学先端生命科学研究所を核とするバイオ関連事業の展開、保健と福祉の拠点となる総合保健福祉センター“にこふる”や防災の拠点となる消防本部本署庁舎の整備、市民の多様な文化芸術活動の拠点となる新文化会館の建設など、合併に伴う特例措置などを生かして様々な施策を進め、安全で安心な活力あるまちづくりを推進しました。

※ユネスコ創造都市ネットワーク ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）が2004年に創設した制度。特色ある文化の多様性を保持するとともに、地域固有の文化産業の可能性を都市間の戦略的連携により最大限に發揮させるための枠組み。文学、映画、音楽、クラフト&フォークアート、デザイン、メディアアート、食文化の7つの分野がある。創造都市の認定を受けている都市は世界で180都市、日本では8都市（2018年12月現在）。

4 計画の背景・課題

人口構造（年齢構成）の変化

本市の総人口は、1955（昭和30）年にピークを迎え、1980（昭和55）年からは減少が続いています。特に2005（平成17）年以降は、平均で毎年約1,200人余の人口が減少しています。人口減少の主な要因は、かつては社会動態（転入と転出の差）のマイナスによるものでしたが、現在では自然動態（出生と死亡の差）もマイナスとなっています。今後、団塊の世代^{*}が高齢化を迎えることから死亡者数が増え、出生者数に一定の増加があっても、しばらくは自然動態による人口減少が続くものと見込まれます。なお、2016（平成28）年度の社会動態では、高校卒業後から20歳代までが大幅な転出超過となっていますが、20歳代後半から30歳代前半ではわずかながら転入超過となっています。高校卒業後の就職、進学による若者の市外転出と、その後のU I Jターン^{*}による転入が主な要因になっていると考えられます。

※団塊の世代 第二次大戦直後数年間のベビー・ブーム時、1947年（昭和22）から1949年にかけて生まれた世代

※U I Jターン 大都市の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻ること、Iターンは出身地以外の地方へ移住すること、Jターンは出身地近くの地方都市に移住すること

高齢者人口割合と一人暮らし高齢者等の世帯の増加

国立社会保障・人口問題研究所^{*}の推計によれば、本市の65歳以上の高齢者人口は、2020年をピークにその後減少することが見込まれています。一方で、15歳以上64歳以下の生産年齢人口や15歳未満の年少人口も減少し続けるため、高齢者人口割合は上昇を続け、2040年には40%を超える推計になっています。人口減少と少子高齢化の進行に加え、核家族化の進展、晩婚化など生活スタイルの変化や価値観の多様化から、一世帯当たりの人数はさらに減少し、今後は一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が多くなることが予想されます。

※国立社会保障・人口問題研究所 厚生労働省に所属する国立の研究機関。人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行う。

年少人口の減少と子育て教育環境の変化

本市では2012（平成24）年に年間の出生数が1,000人を下回り、2017（平成29）年には800人を下回るなど、今後も少子化傾向が続くと予想されます。この状況が継続することで働き手が不足し、これを補うために女性や高齢者の労働参加が伸びると見込まれます。そのため、育児や家庭教育などにかける時間が縮減することが予想され、各家庭内での子育て、教育環境が変化すると考えられます。

高校卒業後の進路と人材確保の環境変化

現在の市内高校卒業生の進路状況を見ると、就職が概ね4割、進学が6割となっています。大学等の高等教育機関で高度な専門性などを習得することも必要であり、重要な選択肢と考えられますが、就職や進学で毎年約1,000人の高校卒業生が本市を離れ、そのまま県外に定着する傾向が強く、地元に就職する割合が県内の他地域に比べ低い状況が続いている。そのため、市内企業では人材確保が厳しい状況にあり、人口減少が進むなか、この状況が続くと、中小企業の経営が続けられなくなるといった事業の継続や承継の課題が一層大きくなり、また、本市から撤退する企業が出てくるなど、本市の経済活動の縮小や衰退につながることが懸念されます。

中山間地域・集落の過疎化と維持

中山間地における農地や山林の荒廃は、食料自給率の低下をはじめ森林が有する環境保全や土砂災害防止などの機能喪失にもつながることから、今後大きな課題になることが懸念されます。本市においては、地域の人口や世帯数の減少に伴い、自治会運営に関する役員不足や特定の個人が複数の役職を兼ねるといった状況が発生し、様々な形で住民負担が大きくなると考えられます。そのため、自治会運営や組織体制のあり方についても、多くの地域が抱える共通の課題となっています。

都市部（中心市街地）のスポンジ化

本市は、これまで中心市街地への都市機能の集積と賑わいの創出を図り、歴史的景観を大切にしながら新しい都市施設との調和に配慮したコンパクトなまちづくりを進めてきました。しかし、現在の市街地は、高齢化が著しく、空き家、空き地の一層の増加などにより、活力低下や空洞化が懸念されています。特に、増え続ける空き家や空き地については、その適正管理が課題となっています。

公共交通の環境変化と高速交通ネットワークの重要性の高まり

本市の公共交通の主な利用者は、高齢者や高校生となっており、今後人口減少とともに需要が減少することが予想されます。さらにバスやタクシーの運転手などの担い手不足、運転免許を持たない子どもや高齢者などの交通弱者への配慮や、中山間地域と都市部とを結ぶ公共交通のあり方など様々な課題への対応が必要になると考えられます。

高速道路、空港、鉄道などの高速交通ネットワークは、本市と県内外の各都市とを結び、人や物の流れを支える重要な社会基盤です。東日本大震災では、日本海側ルートが東北地方と首都圏などとの移動手段や被災地へ向けた物資の補給路となるなど、「いのちをつなぐ道」としての機能を果たしており、これらと結ばれる幹線道路網の整備とあわせ、ネットワークの整備、充実が今後一層重要になると予想されます。

公共施設の老朽化

高度成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、港湾などにおいて、建設後 50 年以上経過する施設の割合が今後ますます高くなり、本市においても、国や県、市が管理する道路橋、港湾、公営住宅、小中学校などの施設のうち、多くが建設後 30 年以上経過しています。今後、老朽化する施設の数が増大していくことから、老朽化の状況に応じた改築など、計画的な整備や長寿命化対策などを行う必要があります。

気候変動などによる災害の脅威とリスクの高まり

近年、気候変動を原因とする大規模な自然災害が頻発しており、本市においても洪水や土砂災害、さらに地震、津波などの脅威と無縁ではない状況となっています。地震をもたらす可能性のある庄内平野東縁断層帯※をはじめ、近年では特に局地的に発生する集中豪雨による河川の増水や氾濫の危険性が高くなっています。そのため、今後も引き続き物心両面による防災、減災対策が求められると考えられます。

※庄内平野東縁断層帯 庄内地方の庄内平野と出羽丘陵の境界部に分布する活断層帯。遊佐町から酒田市東部、庄内町を経て鶴岡市に至る断層帯。長さは約 38 km でほぼ南北方向に延びている。

国際化や S D G s への対応

政府の「経済財政運営と改革の基本方針 2018」では、新たな外国人材の受入を経済政策の柱として打ち出し、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック※の開催を契機としたインバウンド観光の強化とあわせ、本市への外国人訪問や外国人居住人口が増加すると見込まれます。また、人口減少や高齢化、食生活の多様化などにより国内消費が低迷している農産物などの需要拡大を図るため、国外輸出や国際的な経済交流の推進が今後重要になると考えられ、これまで以上に国際化に向けて適切に対応する必要があると考えられます。

また、環境、社会、経済をめぐる幅広い課題に統合的に取り組むことで「誰一人取り残さない」社会の実現をめざした、2015 年の国連サミットで採決された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（課題項目）」に基づく S D G s (Sustainable Development Goals / 持続可能な開発目標) ※の取組に適切に対応する必要があり、これらの基本理念や目標を取り入れた自治体運営を推進することが必要になると考えられます。

※東京オリンピック・パラリンピック 東京を中心に 2020 年 7 月 24 日から 8 月 9 日までの期間で開催される予定の第 32 回夏季オリンピック競技大会と 2020 年 8 月 25 日から 9 月 6 日までの期間で開催される予定の第 16 回夏季パラリンピック競技大会

※SDGs (Sustainable Development Goals／持続可能な開発目標) 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（課題項目）」に記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

技術の進展と地域社会への影響

ICT^{*}の普及と浸透から、クレジット決済、電子マネーなどによるキャッシュレス社会が広まりを見せ、ネットショッピングなど市民の購買活動も近年大きく変化しています。また、AI^{*}やロボットに関連する様々な科学的研究の進歩により、今後様々な業種にわたって、より少ない人員で対応できる環境が整備されることが期待されます。さらに、交通の分野では、経路検索や運行情報などを即時に情報提供できるシステム、自動運転車の実用化に向けた実証実験の取組が行われるなど、利用者の利便性の向上や公共交通における運転手の担い手不足など様々な課題の解消が期待されます。

窓口業務などの行政サービスも、ICTやAIなどの技術の進歩により、様々な場面でマイナンバーカードが活用されるようになるなど、市民の利便性が向上すると予想されます。

※ICT Information and Communication technology の略称。情報・通信に関する技術

※AI Artificial Intelligence の略称。人工知能のこと

第2 めざす都市像とまちづくりの基本方針、並びにキャッチフレーズの設定

1 めざす都市像

本市の「めざす都市像」を次のとおり設定し、その実現に向けて取り組みます。

ほんとうの豊かさを追求する みんなが暮らしやすい 創造と伝統のまち 鶴岡

多様な価値観を認め合い、それぞれが幸せと思える豊かさを追求し、市民一人ひとりが暮らしやすさを実感でき、次世代につなぐ創造の力と各地域に受け継がれてきた伝統の力が相乗効果を発揮し、発展する鶴岡市を目指します。

2 まちづくりの基本方針

本市の「めざす都市像」の実現に向けて、本市がこれから取るべき「まちづくりの基本方針」を次に掲げます。今後は、次の3つの基本方針に基づき、まちづくりを推進します。

- 創造と伝統の力で、地域の個性を磨き、資源を活かして、まちの魅力を高めます。
- 市民・企業、行政が力を合わせて、人口減少社会に向き合い、みんなの命が輝くまちを築きます。
- 資源の循環と人や文化の交流を促進し、持続的で多様性のあるまちを創ります。

本市は、豊かな自然環境に恵まれ、農林水産業を基幹産業としながら、他に誇れる地域固有の伝統や生活の文化を築いてきました。一方で、国全体の人口が減少し、本市も年少人口、生産年齢人口が減少し続ける厳しい状況に置かれています。

こうした状況を踏まえ、まちづくりの基本方針の設定にあたっては、先ずこれから10年間で鶴岡市のまちづくりに重視したい着眼点を整理しました。そして、この着眼点を念頭に置き、基本方針の協議で出された多様な意見を積み上げて統合し、最後に全体を俯瞰して3つの方針にまとめたものです。

本市の創造と伝統の力、市民はもとより産官学金労言など各分野の力、本市に思いを寄せる人の力、さらには自然や文化、様々な資源の力など、これらを結集してまちづくりを展開していきます。

3 キャッチフレーズの設定

市民に一層親しみをもっていただくため、次の言葉を本総合計画のキャッチフレーズとします。

『 毎日、おいしい。ここで、暮らしたい。 』

「おいしい」は、豊かな鶴岡の自然と風土、ユネスコ食文化創造都市※に認定された食などを表現し、また、おいしい食べ物がたくさんあるということはもちろん、「好ましい」といった意味も含まれています。「ここで、暮らしたい」には、今住んでいる人、これから住む人、どちらからもここで暮らしたいと思う人が増えるまちづくりを目指すという意味が込められています。

※ユネスコ食文化創造都市 ユネスコ創造都市ネットワークの「食文化分野」の認定を受けている都市。世界で26都市が認定されている。鶴岡市は国内で唯一ユネスコから認められた食文化創造都市（2018年12月現在）

第3 施策の大綱

都市像の実現のため、次のことを大綱として施策を進めます。

1 暮らしと防災

環境を保全し、一人ひとりが尊重され、心が通い合い、お互いを見守り支え合う、安全で安心して暮らせる地域コミュニティを構築します

地域コミュニティは、住民の交流、防災や防犯、温かな心による支え合い、環境保全活動など、安心で心豊かなくらしに大きな役割を果たしています。本市では、高齢者の見守りや除雪ボランティア、ごみ収集など身近な地域課題の解決のため、住民自らが主体的に取り組む仕組みづくりを推進してきました。多様化する生活課題に対し、地域で安全、安心に暮らすためには、こうした支え合いが、ますます重要となることから、今後はこれまでの取組に加え、自然や生活環境の保全、地域資源の有効活用なども図りながら、一人ひとりが尊重され、心が通い合う地域コミュニティを構築します。

助け合い、支え合う地域コミュニティづくりの推進については、住民主体による取組を支援し、市民と行政の連携を図りながら、若者や女性など幅広い住民活動の担い手やリーダーを確保、育成し、住民自治組織の強化に取り組みます。また、地域の支え合いの力で結婚したい若者を支援する環境づくりを進めます。

災害から市民の生命や財産を守り、地域の防災防犯力を高めるため、自主防災組織や消防団の育成と強化を図り、地域防災体制の整備を進めます。また、危機管理体制の充実と強化を図るため、防災施設や消防救急体制を整えます。地域の防犯力の強化では、関係機関と連携し、犯罪情報の迅速な周知などの防犯体制を整備します。

過疎地域の活性化については、特に人口減少が著しい中山間地域で、集落支援員や地域おこし協力隊の配置などに取り組み、集落の維持活性化を図ります。また、住んでいる人が今後も住み続けられるように、隣接する集落や地域の中で活動する団体などが連携して暮らしを支える体制づくりを進めます。

ライフスタイルや働き方の多様化により、地方への関心が高まる中、移住定住の促進については、首都圏在住者の相談への対応、情報発信など、本市の魅力や課題を知る機会を積極的に提供します。

地球環境の保全については、市民、事業者、行政が連携、協働しながら、温室効果ガスの削減を推進します。自然との共生では、本市の自然環境を生かした学びの場を提供

しながら、生物多様性の確保と、自然に関わる先人の知恵や歴史文化を未来に伝えて活かす取組を推進します。また、地域の生活環境の保全では、公害の未然防止を図り、市民の苦情や相談などに素早く適切に対応していきます。

資源循環型社会の形成については、市民、事業者、行政が協働して、廃棄物の減量化や資源化を推進し、新たな廃棄物処理施設の整備により、安定的で効率的なごみ処理の体制を構築します。また、安定的で負担が少なく、環境に適合したエネルギー・ミックス※の実現のため、太陽光や風力、水力などの地域資源を活用した再生可能エネルギー※の導入や省エネルギー化を推進します。

さらに、多くの市民が来場する行政窓口では、正確で迅速な対応と一人ひとりに寄り添った質の高いサービスを提供します。また、総合相談室と消費生活センターの相談体制の充実を図り、多岐にわたる市民相談に対応します。

※エネルギー・ミックス 電気の安定供給を図るため、再生可能エネルギーや火力、水力、原子力など多様なエネルギー源を組み合わせて電源構成を最適化すること

※再生可能エネルギー 太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など一度利用しても短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと

2 福祉と医療

地域の福祉や医療の充実を図り、市民一人ひとりが生涯を通じて安心して健やかに暮らすことができる社会を形成します

地域の福祉と医療は、これまで住民主体による見守り、支え合いの活動を中心に、市民の健康や福祉に対する関心を高め、互いに支え合う「福祉のまちづくり」を構築してきました。今後、少子高齢化が進む中、将来を担う子どもたちの健やかな成長を実現し、高齢者や障害者、また社会的に孤立している人への支援など、全ての人が安心して暮らすことのできる社会の形成に向け、住まい、医療、介護、予防、生活支援を一体的に提供する体制、地域包括ケアの取組をさらに進めていきます。

そのため、保健、医療、福祉をはじめ関係する分野が相互に連携しながら、自宅などに出向き実態把握を通じた個別支援、家族支援、地域支援の充実を図ります。また、既存の制度だけでは解決が難しい課題に対し、住民組織などとの協働により「公助・共助・互助・自助」の取組をバランスよく進めるための仕組みづくりを行い、福祉のまちつるおかの進展を図ります。

子どもを生み育てやすい環境の充実については、妊娠婦と乳幼児の健康を守り、出産育児の不安解消、費用の負担軽減を行います。また、低年齢児、長時間保育など多様なニーズに対応する保育サービス、共働き家庭の児童の放課後における生活、遊びの場の充実を図り、子どもと保護者に寄り添った支援を行います。

こころとからだの健康づくりの推進については、市民の健やかな暮らしを実現するため自ら健康を守るという意識を高めながら、生活習慣病やがんなどの予防対策、自殺予防対策などを推進します。また、高等教育機関、研究機関などと連携した健康づくりに取り組みます。

安心して暮らし続けることができる地域福祉の推進については、民生児童委員、住民組織などで地域の見守りや支え合い活動の仕組みづくりを進めます。また、経済的な困窮のみならず、地域から孤立している人、子育てと介護を同時にしなければならない人などに対し、包括的に支援する体制を整備します。

障害者が地域で安心して暮らせるための自立支援の推進については、障害に対する理解を広めながら、相談支援体制の充実や生きがいと喜びが持てるような就労への支援、生活環境などの基盤整備を行います。

高齢者の暮らしの支援については、住み慣れた地域で自分らしく自立した生活ができるように、介護予防と社会参加、生活支援を一体的に推進します。また、介護保険制度

の財源や人材の確保を図りながら、質の高いサービス提供体制、身近な場所での介護予防実践など地域の取組の充実を図ります。

医療提供体制の充実については、必要な医療をいつでも安心して受けられるように、地域の医療従事者の確保を図ります。また、急性期から回復期、慢性期医療まで切れ目のない医療を提供するため、病院と病院、病院と診療所間の役割分担や連携を進めるほか、救急、災害医療体制や、在宅医療の提供体制の整備に努めます。さらに、市立病院の経営改善に取り組みながら、患者サービスの向上に努め市民から信頼される病院を目指します。

3 学びと交流

歴史と伝統に育まれた優れた文化のもと、ふるさと鶴岡を愛する、いのち輝く人を育て、歴史や文化でつながる交流を拡げます

教育の振興では、藩校「致道館」の教育理念である「自学自修」、「天性重視」、「心身鍛錬」を大切にした教育風土のもと、美しく実り豊かな自然や最先端技術をもつ学術機関などの恵まれた教育資源を生かし、生涯にわたって学び続けるための機会づくり、地域文化の振興や保存継承、生涯スポーツの推進などに努めてきました。これからも、学校、家庭、地域社会がより一層協力し、歴史や文化でつながる交流を通して学びを深める場を整え、ふるさと鶴岡を愛するいのち輝く人づくりを進め、誇りを持てるふるさとづくりを目指します。

次代を担う人づくりの推進については、急激な少子化により学校の小規模化が進む中、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、教育環境を整備します。そして、一人ひとりの子どもたちが、自分のよさや可能性に気づき、夢の実現に向けて学び続けるために必要な学力を育む教育活動を進めます。また、高等教育機関や地元企業と連携して、地域産業の高度化や先端研究活動を担う人材の育成と定着を推進します。さらに、若者が地元に戻って就職できるよう奨学制度などの充実を図ります。

学校給食の充実については、栄養のバランスがとれた安全でおいしい給食の提供により、心身ともに健やかな子どもを育みます。また、望ましい食習慣の形成と地産地消の推進、学校給食発祥の地、食文化創造都市にふさわしい食育や食文化の継承に取り組みます。

地域における人づくりの推進については、市民一人ひとりが自分の住む地域を知り、課題を共有し解決に向けた取組が図られるよう、学びの機会の提供や活動拠点となる施設の機能充実を進めます。図書館では、子どもから大人まで心豊かに生きるために生涯にわたる読書活動を奨励し、快適な読書環境の整備、適切な資料の収集と整理、情報の提供に取り組みます。また、豊かな自然環境を活かし、子どもたちの体験や交流などの学びの機会をつくります。さらに、男女が互いに理解し、助け合い、個性と能力を發揮できるよう家庭や学校、社会教育、生涯学習を通じて男女共同参画社会の機運を高めます。

文化芸術の振興については、多彩で優れた文化活動のさらなる発展のため、市民が文化芸術活動を行う場と優れた文化芸術に触れる機会を提供し、市民主体の芸術活動を促進します。

文化資源の保存・継承・活用については、地域特有の歴史や文化、風土に根ざし受け継がれてきた文化財を適切に保存継承し、文化財を核とした地域活性化や観光振興を図ります。

市民スポーツの振興については、市民の誰もが心身の健康保持、増進を図るためスポーツに親しむ環境を整え、特に幼児期から青少年期に運動に親しむことで生涯にわたる健康や体力の基礎づくりを進めます。また、充実したスポーツ施設の整備、管理運営を進めます。さらに、スポーツを通して市民が希望を持ち、地域活力に結び付く選手の競技力向上や強化による競技スポーツの振興を図ります。

都市交流の推進については、歴史的な縁や先人による交流の積み重ねを活かし、市民による活発な相互交流と相互理解を促進する環境づくりを進めます。また、活発な盟約都市などとの交流に基づくふるさと会などの人的ネットワークを活用し、産業などの振興や地域活性化、本市の情報発信などにつなげます。

国際化の推進については、外国人住民と互いの文化を認め合う共生のまちづくりに取り組みます。また、ユネスコ創造都市ネットワーク※への加盟や東京オリンピック・パラリンピック※の開催などを契機に、国際交流の一層の拡大を図り、世界に通用する人づくりを進めます。

※ユネスコ創造都市ネットワーク P 2 参照

※東京オリンピック・パラリンピック P 5 参照

4 農・林・水産業

人が集い新しいことにチャレンジできる、魅力ある農山漁村を形成し、豊かな食文化を支える農林水産業の生産拡大と所得向上を実現します

農林水産業は、水田、高原、砂丘畑など多様な農地、広大な森林、恵みをもたらす日本海など豊かな自然と先人たちのたゆまぬ努力で培ってきた技術によって営まれ、風土を生かして育まれる多彩な農林水産物に支えられた食文化は、世界が認めるユネスコ食文化創造都市として評価されています。

これまで守り育ててきた自然や食文化を支えている基幹産業の農林水産業を維持・発展させていくため、生産拡大と所得向上を目指して、市外から多くの人を呼び込み、夢と希望を持って新しいことにチャレンジできる魅力ある農林水産業と活力ある農山漁村を形成していきます。

そのため、農業の発展を支える人材の育成や確保については、新規就農者はもとより、地域農業をリードする経営感覚をもった農業経営者や年間を通じた雇用の受け皿となる企業的な経営体を育成します。また、生産を支える多様な働き手の確保に取り組みます。

農業生産については、生産の拡大と所得の向上のため、米生産の収益性の向上や園芸作物の生産拡大、農業生産と畜産との連携や生産、流通、消費が地域内で循環する農業を目指します。また、中山間地域では、地域の資源と特色を生かした永続できる農業経営を実現するとともに、直売や農業体験を通じて交流人口の拡大による地域の活性化に取り組みます。

農産物の販路拡大については、ユネスコ食文化創造都市※の強みを活かした農産物のブランド化と情報発信により販売力の強化を図ります。また、農業の6次産業化※や農商工観連携による付加価値向上と少量多品種の生産支援などにより地産地消を推進します。

林業については、効率的な木材生産、森林資源の活用、森林の持つ様々な機能の保全を柱とし、「切って・使って・植える」という森林資源の循環を実現することにより、健全で豊かな森林づくりを進めます。

水産業については、水産物の安定供給と漁村の活性化に向けて、担い手を確保し、漁港などの生産基盤の強化と有効活用を図ります。更に、新たなブランド魚の創出や魚介類の安定供給体制の構築、加工品開発等の6次産業化を進めて付加価値の高い水産業を目指します。

※ユネスコ食文化創造都市 P 8 参照

※6次産業化 農林漁業者が生産（1次産業）だけでなく、加工（2次産業）や流通・販売（3次産業）を一体的に行うこと

5 商工と観光

市民の暮らしを潤す力強い産業を振興し、人材を育てながら、国内外との交流を活発化させ、多くの人を惹きつける地域をつくります

商工業や観光は、先人から受け継がれてきた技術や技能、優れた研究教育基盤や自然環境、歴史・文化など豊かで多様な地域資源を生かし発展してきました。

人口減少による経済活動の縮小が懸念されるなか、経済面で市民の暮らしを支える商工観光分野の産業をさらに活発にし、若者が定着する地域とするため、地元の企業や事業者の新たなビジネス展開、新たな企業立地や高度な産業の集積など外からの投資を呼び込む環境づくりを進め、働く場をつくります。また、本市の産業を支える人材を確保していくため、若者の定着を重要な課題として、地元就職の促進や起業支援など本市で働くことに魅力を感じられるよう取組を進めます。さらに、観光ニーズの多様化や社会の変化に的確に対応し、観光誘客など多様な国内外との交流を積極的に推し進め、地域の魅力的な資源を生かした商工観光産業の活性化と多様な交流の促進により、若者をはじめ多くの人を惹きつける地域をつくります。

商工業の振興では、事業承継をはじめ、中小企業が抱える課題に応じた経営支援と、地元產品を地元で積極的に活用することや、他の地域への流通や販売により資金を獲得し市内で循環させていく「地産地商」を促進します。

また、若者が地元で働く意欲を高め、市民の暮らしを支える多様な働く場をつくるため、新たなビジネス展開等の支援や食文化創造都市鶴岡として食の産業面からの振興を図るなど、地域内企業の成長力強化と歴史や伝統、風土などの本市ならではの資源を生かした産業の振興を図ります。さらに、成長性の高い企業の集積を図り、地域外からの企業立地と地域内の企業や事業所の設備等の投資を促進します。

市民に親しまれる魅力ある商店・商店街づくりでは、明るく元気なまちの活力の源となる賑わいを創出するため、中心市街地における多様な商業・サービス機能の集積を促進し、消費者ニーズの多様化等への対応など意欲ある商業者による取組を支援します。

こうした本市産業の発展を支える働く人の地元定着を図るため、地元企業の活動の紹介と起業や創業にチャレンジしやすい環境の整備に力を入れ、若者の地元就職と地元回帰の促進に取り組みます。

また、仕事と子育てとの両立をはじめ、誰もが安心して働き、多様な人材が働くことを通して、社会で活躍できる環境づくり、産業を担う人材の能力向上や優れた技術と技能を継承する環境づくりを進めます。

高度な研究教育による新産業創出と起業家育成については、本市に立地する高等教育機関、研究機関の研究教育活動の充実やベンチャー企業の事業活動の成長を支える環境整備に取り組み、国際競争力を持った付加価値の高い新しい産業と起業家精神に溢れる若い人材を育てます。

鶴岡ならではの観光の振興については、マーケティングに基づいた戦略的な観光施策の展開により、訪れたい、住みたい地域を目指し、交流人口の拡大が地域の賑わいや本市経済に波及する仕組みづくりを進めます。

また、より多くの人が訪れるよう、観光・イベント情報等の発信、日本遺産、加茂水族館、城下町、温泉地など各地域の魅力的な資源を活かした誘客活動、旅行商品づくりを行い、さらに、国際観光都市を目指したインバウンド誘客を推進します。

6 社会の基盤

自然と都市が調和したコンパクトシティの形成を進め、交通や情報ネットワークの充実により市域内外の交流を促進しながら、誰もが安全で快適に暮らせるまちをつくります

社会基盤の整備については、恵み豊かな自然に抱かれ、歴史と伝統ある城下町の面影や、自然景観と調和した美しい農山漁村の風景を併せ持つ、鶴岡らしい歴史と景観を大切にしたまちづくりに努めてきました。

これからも、コンパクトなまちづくり、交通及び情報ネットワークの充実、安心して暮らせる住環境の整備など生活社会基盤を整え、市域内外の交流を拡大しながら、市民一人ひとりが快適に暮らせる、活力あるまちづくりに取り組みます。

快適な都市環境の形成については、コンパクトな市街地を形成するため、市街地の無秩序な拡大を抑え、一体的な土地利用を進めることとあわせ、郊外地との道路や交通のネットワークを構築し、住民生活の利便性向上を図ります。中心市街地については、都市機能の集積やまちなか居住の誘導を図り、都市のエリアの特性に合わせた賑わいと魅力あるまちづくりを推進します。さらに、歴史や文化など個性を大切にしたまちづくり、美しい景観の保全と形成、住民が憩い安らげる公園と緑地の整備、保全を推進します。

交流と連携の推進及び基盤の整備については、歴史的、文化的に関係の深い新潟から秋田にかけての日本海沿岸の各県、各都市との間で相互に連携、協力を推進し、地域の活性化に繋げます。特に、相互の交流を支える高速道路、空港、鉄道などの高速交通ネットワークについて、関係市町村や関係機関と一体となって整備を促進します。また、一般国道など幹線道路網の整備促進とあわせ、市道の計画的な整備や維持管理、長寿命化、防雪及び除雪対策の充実を図ります。地方バス路線については、公共交通ネットワークの効率化や再編、整備を進め、市民の日常の移動手段を確保します。さらに、情報化社会の進展に対応したICT^{*}の利用環境を整え、行政サービスの充実や市民の利便性向上を図ります。

安全で安心な生活基盤の整備については、安心に暮らせる住環境づくりや住宅など建築物の耐震化、人口減少社会に対応した適切な公共施設の管理を進め、誰もが安全で快適な生活を送れる環境を整えます。また、市民生活や産業活動に不可欠な上下水道については、将来も安定した事業運営が可能となるよう、経営効率化や経営基盤の強化に取り組み、安全な水の安定供給と水環境保全に努めます。

計画的な治水強化と市土の保全については、風水害をはじめとする自然災害に備えるため、河川や砂防など防災施設、海岸保全施設の整備を促進し、自然災害から市民の生命や財産を守ります。

* ICT P6参照

7 地域の振興

各地域固有の特性や地域資源を最大限に生かし、地域住民が誇りと愛着を持ち、安心して暮らし続けることができる地域づくりを行います

鶴岡、藤島、羽黒、櫛引、朝日、温海それぞれの地域に受け継がれてきた産業、自然や歴史、伝統文化など豊かな資源や特性があり、これらを生かした多様性のある地域づくりが行われてきました。

これからも多様性を有する本市としての魅力をさらに高めていくため、それぞれの地域が個性を発揮し、また、地域間が連携していくことにより、市全体がいきいきとした活力あるまちを目指していきます。

そのためには、地域住民が地域に誇りと愛着をもって暮らしていくことが大切であり、各地域で守り伝えられてきた伝統芸能、祭り、文化、自然などの貴重な地域資源を暮らしのなかで学び、全地域において価値を共有し、次世代にしっかりと継承する取組を進めていきます。その取組の継続のため、資源を磨き上げ、市内外にもその魅力を積極的に発信し、さまざまな人々の交流から、新たな価値を生み出し地域の魅力をさらに高めていきます。

また、安心して暮らし続けられるよう、地域まちづくり未来事業などにより、未来を見据えた住民主体のまちづくりを支援し、地域の取組に継続的に関わりを持つ地域外の人材との新たな関係を引き出しながら、課題解決力のあるコミュニティの構築を推進します。そして、こうした基盤を維持していくため、N P O^{*}や市民活動団体、学生など様々な主体同士の連携と協働を促進しながら、地域の明日を担う人材を育成していきます。

さらには、平野部から中山間部、沿岸部まで、それぞれの地理的条件等による事情、課題に対応した移動手段の確保、住環境の整備、防災機能の強化、I C Tを活用した情報伝達体制の構築などにより、地域になくてはならない生活基盤の確保に取り組んでいきます。

※N P O Non Profit Organizaition の略／様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称

第4 計画の指標

1 人口と世帯

(1) 総人口

本市の総人口は、合併以降の10年間で12,732人減少し、減少基調にあります。この人口動態が今後とも継続するものとし、コーホート要因法※を用いて推計すると、2028年における総人口は約11万1千人程度となります。

この推計人口に加えて、産業振興施策などによる新規雇用者とその家族、移住定住者に向けた施策、さらに若者・子育て世代に向けた施策などに伴う出生率の上昇などを見込み、2028年の総人口を113,946人と見込みます。

区分	2015(平成27)年国勢調査	2023年	2028年
総人口(人)	129,652	119,340	113,946

(2) 年齢別人口

2028年の年齢別人口は、次のように設定します。

区分	2015(平成27)年国勢調査	2023年	2028年
0～14歳(人)	15,415	13,590	13,090
構成比(%)	11.9	11.4	11.5
15～64歳(人)	72,751	63,491	59,301
構成比(%)	56.1	53.2	52.0
65歳以上(人)	41,486	42,259	41,555
構成比(%)	32.0	35.4	36.5

(3) 就業人口

2028年の就業人口は、次のように設定します。

区分	2015(平成27)年国勢調査	2023年	2028年
就業者数(人)※	64,816	60,636	57,177
第1次産業(人)	6,095	5,578	5,363
構成比(%)	9.4	9.2	9.4
第2次産業(人)	18,457	16,655	15,655
構成比(%)	28.5	27.5	27.4
第3次産業(人)	39,089	36,808	34,645
構成比(%)	60.3	60.7	60.6

※就業者数には分類不能の産業を含むため、第1次～第3次産業の合計と一致しない

(4) 世帯

2028年の世帯数及び1世帯あたりの人員は、次のように設定します。

区分	2015(平成27)年国勢調査	2023年	2028年
世帯数(世帯)	45,339	45,601	44,916
一世帯あたり人数(人)	2.86	2.62	2.54

※コーホート要因法 年齢別人口の加齢に伴って生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生、人口移動）ごとに計算して将来の人口を推計する方法

2 土地利用の構想

鶴岡市は、全国市町村の中では10番目、東北地方では最も広い市域面積を有しています。

その土地は、磐梯朝日国立公園を構成し、日本百名山の一つである月山を主峰とする山岳信仰で名高い出羽三山や朝日連峰の山々が連なり、ブナの原生林などが広く群生する森林が市域の約7割を占めています。このほか、その流域が市域内にほぼ包含される赤川水系、市街地周辺の平野部に広がる美しい水田や畑、多様な野鳥が訪れるラムサール条約登録湿地※など個性豊かな池沼、砂浜から磯場まで変化に富んだ海岸線が広がっています。

これらの山野河海は、国内唯一のユネスコ食文化創造都市の基盤となるなど、市域内に豊かな自然の恵みをもたらし、「ふるさと鶴岡」の原風景として本市固有の文化を育み、市民にとってかけがえのない生活環境を創りだす源泉となっています。

このような特性を持つ本市の土地を利用するにあたっては、その恩恵を十分に享受しながら、将来にその素晴らしい環境を残すことを理念とし、美しい景観や自然環境を保全しつつ、土地の特性を有効に活用するため、自然的土地利用※と都市的土地利用※の区分を明確にしながら、以下の方針により土地利用を進めます。

（1）農用地

日本の食糧生産基地の一つとして、その役割を担いながら、美しい農村の景観や環境を次代へと伝えていくため、優良農地の確保に努めます。

また、耕作放棄などに伴う農地の荒廃防止や圃場の集約化による農地の有効利用を図るとともに、災害の防止、水の涵養、環境の保全といった多面的機能が高度に発揮されるよう配慮します。

さらに、食文化資源を生かした観光振興や農業農村における地域活力の維持向上につながるよう、地域の実情にあわせた適切な土地利用を推進します。

（2）森林地域

豊かな資源を有する「森と木と山を使って守ること」とし、木材の安定生産と森林の持つ公益的機能の保全を両立させます。

そのため、林業経営に適した森林と適さない森林に区分し、担い手への集積と集約化を図るとともに、市民の学習活動や交流の場などの多面的機能の充実につながる土地利用を進めます。

（3）海岸部

海岸部は、水産業の利用に供するほか、自然環境を保全し、海の資源を活用した交流や観光、保養、学習、体育や体を鍛える場としての利用を推進します。

(4) 市街地

無秩序な拡大を抑制して、コンパクトな市街地を形成します。中心市街地については、城下町の都市構造の維持や景観の保全に配慮しながら、落ち着きと賑わいのあるまちの環境を整えます。各地域の中心地区については、それぞれの成り立ちや特性を踏まえてその基盤とまち並みを整えます。

(5) 工業用地

工業団地の有効利用を促進するとともに、地域内外の事業所の立地動向や産業構造の変化と今後の展開方向に対応し、新たな産業集積に必要な用地を確保します。

(6) 低未利用地

公共施設の移転跡地や市街地の空き地、農用地の耕作放棄地などの低未利用地については、新たな施設整備や緑地、森林としての活用、農用地としての再利用などを通じて、土地の有効活用を促進します。

※ラムサール条約登録湿地 湿地の保全と賢明な利用（ワיזユース）を目指し、1971年にイランのラムサールで採択された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」に登録されている湿地のこと。本市では2008年に「大山上池・下池」が県内で初めて登録された。

※自然的土地利用 農地、森林、採草放牧地、原野、水面、河川、水路などとしての土地利用

※都市的土地利用 住宅地、工業用地、その他の宅地、道路などとしての土地利用

第5 計画の推進方針

本計画の推進にあたっては、次の方針により進めます。

1 対話と協働による政策推進

計画の進行管理や各種施策の推進にあたっては、市民、N P O^{*}、企業など様々な主体との協働を図りながら、対話の重視と市民目線の姿勢をもって進めていきます。

また、多様な媒体を活用して、市政のわかりやすい情報発信と意見聴取に努めます。

あわせて、本市の出身者や支援者の方々に対しても、積極的に情報発信などを行い、理解と協力を得ながら、各種施策の推進につなげていきます。

2 国などへの提言要望と広域的な連携による政策推進

社会情勢の変化が激しい時代であり、地域の実態に基づいた行政ニーズの把握を政策立案の基本とします。これらの政策推進に欠かせない国、県等からの補助事業の採択、財源の確保、支援制度の創設や改善などについては、共通の課題を抱える他の自治体などと協調し、重要性や緊急性の高いものから、国、県等に対して要望するとともに、地域政策に関する提言を行います。

観光や雇用、医療、福祉など、他の自治体などとの広域的な連携が効果的な取組については、広域組織や定住自立圏構想[※]などの枠組みを活用して進めます。

3 効率的で効率的な行財政運営

2015（平成27）年度で合併特例期間が終了し、本市の主要な財源である普通交付税の優遇措置も段階的に縮減されています。また、合併後の新市まちづくりの財源として大きな役割を果たしてきた合併特例債も、残りの発行可能額は年々減少しています。

こうした状況を背景に、人口減少や少子高齢化が進むなか、将来的な財政見通しを踏まえた健全で戦略的な財政運営が求められております。そのため、地域の主体的なまちづくりや地域の振興、発展に資する施策を力強く推進し、さらには行政ニーズの変化に適切に対応できる、効率的で効率的な行財政運営を推進していきます。

また、地域の活性化やサービス、利便性向上などの新たな価値が創出され、市民の活力・元気・希望につながる「創造的行財政改革」を具体的に推進するとともに、職員一人ひとりが、市民本位による行政サービスの質を高め、市民の想いや期待に応える思いやりの行政の推進に向け、新たな組織風土づくりに取り組みます。

あわせて、その前提となる職員の働きやすさと働きがいを高める「働き方改革」や先進技術による業務改革などの取組を推進し、市民、職員みんなが笑顔になれる環境を整備します。

^{*}N P O P19参照

※定住自立圏構想 総務省の進める制度で、中心になる都市とその近隣の自治体が相互に役割分担して連携・協力することによって圏域全体で生活機能を維持し、地方圏への人の流れを創出するもの。本市は三川町及び庄内町と「庄内南部定住自立圏」を形成し、平成25年3月に共生ビジョンを策定。現在、第2次共生ビジョンに基づき事業を推進している。

基本計画

基本計画

第1 基本計画の内容

基本計画の体系	1
1 暮らしと防災	8
環境を保全し、一人ひとりが尊重され、心が通い合い、お互いを見守り支え合う、安全で安心して暮らせる地域コミュニティを構築します	
2 福祉と医療	28
地域の福祉や医療の充実を図り、市民一人ひとりが生涯を通じて安心して健やかに暮らすことができる社会を形成します	
3 学びと交流	48
歴史と伝統に育まれた優れた文化のもと、ふるさと鶴岡を愛する、いのち輝く人を育て、歴史や文化でつながる交流を拡げます	
4 農・林・水産業	70
人が集い新しいことにチャレンジできる、魅力ある農山漁村を形成し、豊かな食文化を支える農林水産業の生産拡大と所得向上を実現します	
5 商工と観光	86
市民の暮らしを潤す力強い産業を振興し、人材を育てながら、国内外との交流を活発化させ、多くの人を惹きつける地域をつくります	
6 社会の基盤	100
自然と都市が調和したコンパクトシティの形成を進め、交通や情報ネットワークの充実により市域内外の交流を促進しながら、誰もが安全で快適に暮らせるまちをつくります	
7 地域の振興	114
各地域固有の特性や地域資源を最大限に生かし、地域住民が誇りと愛着を持ち、安心して暮らし続けることができる地域づくりを行います	
第2 未来創造のプロジェクトの設定	138
○若者・子育て世代応援プロジェクト	138
○全世代全対象型地域包括ケア推進プロジェクト	139
○食文化・食産業創造プロジェクト	139
○産業強化イノベーションプロジェクト	140
○城下町つるおかリブランディングプロジェクト	141
○輝く女性活躍推進プロジェクト	141
○地域国際化 SDGs 推進プロジェクト	142
第3 P D C A サイクルによる計画の進行管理	144

第1 基本計画の内容 基本計画の体系

1 暮らしと防災

環境を保全し、一人ひとりが尊重され、心が通い合い、お互いを見守り支え合う、安全で安心して暮らせる地域コミュニティを構築します

(1) 助け合い、支え合う地域コミュニティづくりの推進

(P9)

- ア 住民主体の地域づくりの推進
- イ 住民自治組織の強化と地域活動の担い手の確保
- ウ 結婚を希望する若者を地域社会全体で支援できる環境づくりの推進

(2) 地域の防災・防犯力の強化

(P11)

- ア 防災体制の強化
- イ 地域防災力の確保
- ウ 地域の防犯体制の整備
- エ 交通安全教育の推進

(3) 消防・救急体制の充実・強化

(P13)

- ア 消防力の維持・強化
- イ 防火対策の推進
- ウ 救急救命体制の整備・充実
- エ 消防団員の確保と非常備消防車両・施設の整備

(4) 過疎地域の活性化

(P16)

- ア 中山間地域における集落対策の推進

(5) 移住・定住の促進

(P18)

- ア 移住・定住の促進

(6) 環境の保全・美化活動の推進

(P19)

- ア 地球環境保全対策の推進
- イ 自然との共生と生物多様性の確保
- ウ 地域の生活環境の保全と美化運動の推進
- エ 環境教育活動の推進

(7) 資源循環型社会の形成

(P22)

- ア ごみ減量・リサイクルの推進
- イ 新たな廃棄物処理施設の整備
- ウ 廃棄物処理施設の機能保持
- エ 災害廃棄物処理体制の構築
- オ 健全な地下水の保全と適正な利用

(8) 持続可能なエネルギー・ミックスの実現

(P25)

- ア 最適なエネルギー需給の促進
- イ 多様な主体の参加と連携によるエネルギー施策の推進

(9) 市民に寄り添った窓口サービスの推進

(P27)

- ア 窓口サービスの充実
- イ 生活課題に関する相談・支援体制の強化

2 福祉と医療

地域の福祉や医療の充実を図り、市民一人ひとりが生涯を通じて安心して健やかに暮らすことができる社会を形成します

(1) 子どもを産み育てやすい環境の充実 (P29)

- ア 安心して妊娠・出産・子育てができるきめ細やかな支援
- イ 子育て世代の負担軽減
- ウ 未就学児童の教育や保育の充実
- エ 放課後の居場所づくりの推進
- オ 子育て支援サービスの質の向上

(2) こころと体の健康づくりの推進 (P33)

- ア 生活習慣病やがんの予防推進
- イ こころの健康づくりと自殺予防
- ウ 高等教育機関や研究機関、ベンチャー企業などと連携した市民の健康づくりの推進

(3) 安心して暮らし続けられる地域福祉の推進 (P36)

- ア 住民の参画と協働による誰もが支え合う地域共生社会の実現
- イ 生活困窮者の自立と尊厳の確保

(4) 障害者が自立して暮らせる地域共生社会の実現 (P38)

- ア 地域生活を支える環境の整備
- イ しごとと社会参加を支援する体制の充実
- ウ 障害のある人にやさしい地域社会の実現

(5) 高齢者が健康で生き活きた地域の実現 (P40)

- ア 介護予防の充実と社会参加の促進
- イ 地域生活を支える体制の充実
- ウ 認知症施策の総合的な推進
- エ 介護保険制度の適切な運営

(6) 医療提供体制の充実 (P43)

- ア 急性期・回復期・慢性期まで切れ目のない医療の提供
- イ 在宅医療の推進
- ウ 救急医療・災害医療体制の整備
- エ 看護師などの医療従事者の確保
- オ 市立病院の健全経営と患者サービスの向上

3 学びと交流

歴史と伝統に育まれた優れた文化のもと、ふるさと鶴岡を愛する、いのち輝く人を育て、歴史や文化でつながる交流を拓げます

(1) 次代を担う人づくりの推進

(P49)

- ア たくましさ・優しさ・賢さを育む学校教育の推進
- イ 豊かな教育資源の活用
- ウ 地域と協働する「チーム学校」の推進
- エ 適正な教育環境の整備
- オ 高等教育機関の特長を生かした教育研究活動の充実と地域産業の発展を担う人材の育成
- カ 若者の地元回帰、地元就職の促進

(2) 地域における人づくりの推進

(P53)

- ア 市民の多様な学習活動の推進
- イ 社会教育活動推進のための施設機能の充実
- ウ 家庭教育力の向上
- エ 豊かな自然のなかでの子どもの育成
- オ 市民の読書活動の奨励・推進
- カ 男女共同参画と互いに尊重し合う社会づくりの推進

(3) 文化芸術の振興

(P57)

- ア 市民の芸術活動の環境充実

(4) 文化資源の保存・継承・活用

(P58)

- ア 伝統文化と文化財の保存・継承・活用
- イ 郷土理解のための歴史資料の保存と活用
- ウ 歴史・伝統・文化を大切にした誇りの持てる地域づくりの推進
- エ 文学資料の調査研究と活用

(5) 市民スポーツの振興

(P61)

- ア 市民の健康・生涯スポーツの場の形成
- イ 地域の活力となる競技スポーツの振興
- ウ 充実したスポーツ施設の管理運営
- エ 子どもや地域に関わるスポーツ環境の充実

(6) 学校給食の充実

(P64)

- ア 豊かな食材や伝統的な食文化を生かした安心安全な給食の提供
- イ 給食施設・機能の整備充実
- ウ 給食を通した子どもの食環境の充実

(7) 都市交流の推進

(P66)

- ア 国内都市交流の推進
- イ ふるさと会の組織活性化

(8) 国際化の推進

(P67)

- ア 多文化共生のまちづくりの推進と国際化対応の充実
- イ 国際都市交流の推進

4 農・林・水産業

人が集い新しいことにチャレンジできる、魅力ある農山漁村を形成し、豊かな食文化を支える農林水産業の生産拡大と所得向上を実現します

(1) 農業を支える人材の育成・確保

(P71)

- ア 担い手の育成・確保
- イ 雇用就農の受け皿となる企業的な経営体の育成
- ウ 生産に必要な多様な労働力の確保

(2) 地域経済を支える農業生産の拡大

(P74)

- ア 水田農業の収益性の向上
- イ 産出額拡大に向けた園芸作物の生産拡大
- ウ 循環型農業の振興
- エ 中山間地域・農村地域の活性化

(3) 農産物の付加価値向上と販路拡大

(P78)

- ア 農産物のブランド力の強化と販路拡大
- イ 6次産業化、農商工観連携の推進と地産地消

(4) 効率的な木材生産と健全で豊かな森林づくり

(P80)

- ア 木材生産の効率化の推進
- イ 豊かな森林資源の地域内循環の促進
- ウ 森林教育と健全で豊かな森林づくりの推進

(5) 水産物の安定供給と漁村の活性化

(P83)

- ア 担い手の育成・確保と漁業の生産基盤の維持
- イ ブランド化と安定供給による市場評価の向上
- ウ 水産加工などの推進と交流人口の拡大による漁村の活性化

5 商工と観光

市民の暮らしを潤す力強い産業を振興し、人材を育てながら、国内外との交流を活発化させ、多くの人を惹きつける地域をつくります

(1) 意欲を喚起し市民の暮らしを支えるはたらく場の確保・振興 (P87)

- ア 企業の成長力強化
- イ 企業・事業所の立地並びに投資促進
- ウ 優れた地域資源を生かした産業の振興
- エ 地域の企業活動の支援と地域内循環型経済の推進

(2) 明るく元気な地域の活力の源となるまちの賑わいの創出 (P89)

- ア 中心市街地における多様な商業・サービス機能の立地促進
- イ 地域に根ざした魅力ある商店・商店街づくり

(3) 本市の産業を支え発展に導くはたらく人の確保・育成 (P91)

- ア 若者の地元就職の促進と職業意識・能力形成
- イ 起業・創業環境の充実
- ウ 働きやすい環境づくり
- エ 産業人材の育成と職業技術・技能の継承

(4) 高度な研究教育による新産業創出と起業家育成 (P94)

- ア 高等教育機関、研究機関の研究成果・新技術を核とする新しい産業の振興
- イ 産業を創る若い人材の育成・流入・交流の促進
- ウ 企業間・産官学金連携の促進と創業・事業拡大支援

(5) 鶴岡ならではの観光の振興 (P96)

- ア 観光戦略・マーケティングなどに基づく観光振興
- イ 地域活性化につながる観光振興
- ウ 訪れたい、住みたい観光地域づくりの推進
- エ 加茂水族館や博物館などを中核とした交流人口の拡大
- オ 国際観光都市の実現をめざしたインバウンド誘客と認知度の向上

6 社会の基盤

自然と都市が調和したコンパクトシティの形成を進め、交通や情報ネットワークの充実により市域内外の交流を促進しながら、誰もが安全で快適に暮らせるまちをつくります

(1) 快適な都市環境の形成

(P101)

- ア コンパクトな市街地形成と地域とのネットワークの構築
- イ 賑わいのある中心市街地の形成
- ウ 歴史や伝統・文化を大切にした誇りのもてる地域づくりの推進
- エ 地域の特性を生かした景観形成
- オ 多様な機能を有する公園・緑地の整備と保全
- カ バリアフリーに配慮したまちづくり

(2) 交流・連携の推進と基盤の整備

(P104)

- ア 東北日本海沿岸地域などとの連携と交流の推進
- イ 高速交通ネットワークの充実
- ウ I C T の利用環境整備と行政サービスの充実
- エ 幹線道路網の整備
- オ 安全・安心な市道整備と管理
- カ 公共交通ネットワークの形成
- キ 港湾の利活用と魅力の創出

(3) 安全・安心な生活基盤の整備

(P108)

- ア 安心に暮らせる住環境づくりの推進
- イ 住宅・建築物の耐震化の向上
- ウ 人口減少社会に対応した適切な公共施設の管理
- エ 安全な水の安定供給
- オ 下水道事業の健全経営と効率的な運営
- カ 雨水対策の推進

(4) 計画的な治水強化と市土の保全

(P112)

- ア 河川の整備と良好な維持管理
- イ 砂防施設などの整備
- ウ 海岸の整備

7 地域の振興

各地域固有の特性や地域資源を最大限に生かし、地域住民が誇りと愛着を持ち、安心して暮らし続けることができる地域づくりを行います

(1) 鶴岡地域	(P115)
ア 未来を見すえた住民主体のまちづくりの推進	
イ 地域の明日を担う人材の確保・育成	
(2) 藤島地域	(P118)
ア 豊かな田園文化の継承と水田農業革命の実現	
イ 歴史と文化、交流が彩るふじのまちづくりの推進	
ウ “暮らしやすい”藤島”を実感できる生活基盤の再構築	
(3) 羽黒地域	(P122)
ア 人を惹きつけ魅力あふれる観光の推進	
イ 地域の特色を生かし価値を高める農業の推進	
ウ 活力ある地域づくりを担う地域コミュニティの推進	
(4) 櫛引地域	(P125)
ア フルーツの里づくりと地域連携による交流人口の拡大	
イ 黒川能など貴重な歴史文化の継承と活用推進	
ウ コミュニティの活性化と安全安心な地域づくりの推進	
(5) 朝日地域	(P129)
ア 中山間地域における定住環境の支援	
イ 森林資源、自然環境などを活用し、中山間地に特化した農林業の振興	
ウ 自然、文化、風土など、地域資源を活用した観光の振興	
(6) 温海地域	(P132)
ア あつみ温泉と道の駅を拠点とした地域振興	
イ 自然・歴史・文化を生かした交流人口、関係人口の拡大	
ウ 農林水産資源のブランド化	
エ 海・山・自然豊かに暮らし続けられる環境整備	

1 暮らしと防災

環境を保全し、一人ひとりが尊重され、
心が通い合い、お互いを見守り支え合う、
安全で安心して暮らせる地域コミュニティ
を構築します

(1) 助け合い、支え合う地域コミュニティづくりの推進

ア 住民主体の地域づくりの推進

○施策の方向

地域の課題解決に向け、住民自らが主体的に取り組むとともに、住民自治組織と連携し、地域の課題解決に向けた取組や組織運営を支援します。

○主な施策

- ① 住民主体の地域ビジョン※の策定を支援し、地域と連携、協力のもと、課題解決に向けた体制づくりを推進します。

※地域ビジョン

各住民自治組織で、将来のめざす姿と実現に向けた取組をまとめたもの。

イ 住民自治組織の強化と地域活動の担い手の確保

○施策の方向

多様化する地域課題や住民ニーズに対応できるよう、若者や女性など幅広い地域活動の担い手やリーダーの確保、育成などを支援し、住民自治組織の強化を図ります。また、地域の活動拠点としてのコミュニティセンターなどを整備します。

○主な施策

- ① 多様化する地域課題に対応するため、地域コミュニティ活動の中核である広域コミュニティ組織の育成と支援の拡充を行います。
- ② 住民が安全で明るく住みよい地域社会をつくるための地域活動の拠点となるコミュニティセンターなどの計画的な整備を行います。

ウ 結婚を希望する若者を地域社会全体で支援できる環境づくりの推進

○施策の方向

地域社会全体で独身男女の結婚に対する意識を高め、結婚に向けて後押しする環境づくりを推進します。

○主な施策

- ① つるおか婚活支援ネットワークと連携しながら、結婚に関する情報提供をはじめ、活動団体への支援、自主イベントの開催などを実施し、出会いの場の創出を図ります。
- ② 県内各市町村で実施している婚活支援事業との連携により、交際に発展する確率の向上を図ります。また、学生や若手社員などが仕事だけでなく、結婚や子育てを含めた自身の人生設計を考える機会の創出に努めます。
- ③ つるおか婚シェルジュが、地域の未婚者に対する個別の世話焼き活動を

円滑に行えるよう、組織体制や活動拠点の整備、世話焼きコーディネーターの配置などの活動支援を行います。

施策の成果指標

項目(測り方)	現状値	成果指標(KPI*)
地域ビジョン策定件数（累計）	4 件 (2018(平成 30)年度)	20 件 (2028 年度)
つるおか婚シェルジュの世話焼き活動による婚姻組数（累計）	9 組 (2017(平成 29)年度)	65 組 (2028 年度)

[設定理由]

住民主体の地域づくりの推進や、自治組織の強化、地域活動の担い手確保の支援などにより、地域ビジョンを策定する自治組織の増につながり、地域における課題解決力の強化などが見込まれる。

結婚を考える機会や出会いの場の創出、結婚を希望する若者を地域社会全体で後押しすることで、結婚に対する意識が高まり、婚姻組数の増が見込まれる。

*KPI (Key Performance Indicators:重要業績評価指標)

課題の解決に向けた取組の達成度を定量的に測るための指標。

達成度を数値化することで、施策の有効性や問題等の評価が容易になり施策や事業の見直しを図るための指標として用いられる。課題を解決するために施策が実施され、その成果に至るまでの流れを、“実際に行った事業の量”であるアウトプットと、“その事業を行ったことで生じた状態”であるアウトカムに整理した上、アウトカムを主な施策の達成に向けた成果指標として設定する。アウトカムは行政が操作できないものであるため、そのためには何を行えばよいかという考えが生じる。 [参考 P144]

(2) 地域の防災・防犯力の強化

ア 防災体制の強化

○施策の方向

災害時及び災害が予想される場合に迅速な応急対応が図られるよう、情報伝達の手段、防災拠点施設や機能を充実し、また、的確な復旧対策が進められるよう関係機関、関係団体との協力を深め、防災体制を強化します。

○主な施策

- ① 「鶴岡市地域防災計画」を見直し、「初動対応」や「災害対策本部設置・運営マニュアル」などの各種マニュアルを整備するほか、国土強靭化計画の策定を進めます。また、災害ハザードマップを見直し、災害予防及び防災意識の普及啓発を推進します。
- ② 災害時の情報収集と地域住民への迅速で明確な情報伝達を行うため、防災行政無線の充実を図ります。
- ③ 緊急速報メールやスマートフォンなどのＩＣＴ（情報通信技術）を活用した避難情報などを的確かつ迅速に伝達できる体制を整備します。
- ④ 災害時の拠点避難所となる小中学校などへの防災資機材や防災設備を整備します。

イ 地域防災力の確保

○施策の方向

地域内の防災活動の中核となる人材を確保し、地域住民と連携して災害時の自主防災活動体制や災害時要支援者の救助体制などの整備を促進します。

また、自主防災活動への若年層などの参加促進、消防団との連携強化など多様な取組、住民の防災意識の向上と知識の普及を推進します。

○主な施策

- ① 自主防災組織指導者講習会や指導者講習会修了者による講習会を開催し、女性リーダーなどの受講を推進し、人材育成を図ります。
- ② 将来の担い手である児童生徒を対象に、学校における防災教育の充実を図ります。
- ③ 自主防災組織による自主的な地区防災計画の策定や自主防災組織連絡協議会と連携した自主防災組織活動促進事業による図上訓練などを支援し、自主防災組織の充実、強化を図ります。

ウ 地域の防犯体制の整備

○施策の方向

振り込め詐欺、悪質な訪問販売など知能犯的な犯罪行為の迅速化に対応するため、関係機関と連携し、犯罪情報を住民へ迅速に周知する防犯体制を整備します。

○主な施策

- ① 鶴岡市防犯協会などの関係団体との連携を強化し、関係団体が行う青色防犯パトロールなどの地域防犯活動に対して支援を行い、防犯意識の向上を図ります。
- ② 鶴岡警察署や消費者生活センターなどから情報収集を行い、防犯団体への情報提供や、広報活動に努めます。

工 交通安全教育の推進

○施策の方向

交通安全指導活動を推進し、子どもや高齢者を交通事故の被害から守り、高齢者が運転免許証を自主的に返納しやすい環境づくりを進めます。

○主な施策

- ① 鶴岡警察署をはじめとする交通安全関係団体と連携した交通安全教育と啓発を行います。
- ② 交通安全施設である道路反射鏡(カーブミラー)の新設と管理を行います。
- ③ 運転免許証の自主返納に対する支援を行い、免許返納しやすい環境づくりを進めます。

施策の成果指標

項目(測り方)	現状値	成果指標(KPI)
地域防災計画上での地区防災計画策定組織数（累計）	0%(0件) (2018(平成30)年度)	20%(90件) (2028年度)
刑法犯罪認知件数	428件 (2017(平成29)年度)	355件 (2028年度)
年間交通事故死傷者数	678人 (2017(平成29)年度)	450人以下 (2028年度)

[設定理由]

災害発生時に迅速な対応が図られるよう防災体制の強化を図るとともに、地域防災力の確保のため、自主防災組織の体制整備や取組を支援することにより、自動的に地区防災計画を策定する組織の増につながる。

地域での見守りなど住民の協力体制の強化や防犯意識を高めることにより、犯罪を未然に防ぎ犯罪認知件数の減につながる。

交通安全教育の推進と高齢者が運転免許証を自動的に返納しやすい環境づくりに取り組むことにより、年間交通事故死傷者数の減少につながる。

(3) 消防・救急体制の充実・強化

ア 消防力の維持・強化

○施策の方向

消防装備の充実、消防庁舎などの計画的な整備を進め、消防の広域化や連携協力を検討するとともに、現状の組織体制を見直します。また、高機能消防指令センター※、消防救急デジタル無線設備※の適切な維持管理と更新を図ります。

○主な施策

- ① 本市を取り巻く状況や消防力を分析し、るべき姿を考えたうえで消防の広域化や連携協力を検討するとともに、署所の機能や人員配置などを見直し、実情に即した消防救急体制の構築を図ります。
- ② 藤島分署及び朝日分署の老朽化対策について、総合的な観点から整備の在り方を検討し、改修整備を進めます。
- ③ 高機能消防指令センターの一部更新による長寿命化、指令センターや消防救急デジタル無線設備の保守点検など、適切な維持管理と更新を図ります。また、聴覚障害者や外国人などからの災害受信の充実を図ります。

※高機能消防指令センター

災害通報の受信とともに発生場所の特定、災害地点から最も近い車両の選別と出動部隊の編成、出動指令までの一連の処理を自動的に行い、迅速かつ的確に消防活動を支援する指令システム。本市は、2011（平成23）年3月に導入し、運用している。

※消防救急デジタル無線設備

電波法の改正に伴い、2016（平成28）年5月末まで、アナログ方式からデジタル方式に移行することとされ、個人情報の保護に有効かつ多岐にわたる使用を見込める無線設備。本市は、2015（平成27）年3月に導入し、運用している。

イ 防火対策の推進

○施策の方向

住宅用防災機器や、安全装置付き調理器具、暖房器具などについて、安全な機器の普及啓発を図り、高齢者への防火指導訪問などのほか、関係組織との協力連携により高齢者の火災危険の情報共有を図ります。また、消防法令違反対象物の違反是正対策を強化します。

○主な施策

- ① 住宅火災の低減化を実現するため、高齢者の防火安全対策として高齢者世

帶の防火指導訪問などを関係組織や地域と一緒に推進します。

- ② 重大な消防法令違反対象物の是正対策の強化を図り、重大な消防法令違反のある防火対象物の火災危険に関する情報を公表します。

ウ 救急救命体制の整備・充実

○施策の方向

救急患者の救命率の向上などを図るため、救命士を計画的に養成し増員を進めます。また、市民による応急手当率を上げるために、応急手当普及啓発活動の充実を図ります。

○主な施策

- ① 消防職員の研修所への派遣や病院での実習により、救命士を養成し計画的に増員を進めます。また、職員を県消防学校へ派遣し救急隊員教育を進めます。
- ② 妊産婦が安心して出産に臨めるよう、産内病院と周産期救急医療体制の連携を図ります。
- ③ 救命率の向上と成人の突然死を防ぐため、心肺蘇生やAED^{*}による除細動などの応急手当が速やかに行われるよう、市民を対象とした応急手当講習会を開催します。

※AED

Automated External Defibrillator の略称/自動体外式除細動器。

突然心臓が正常に拍動できなくなった心停止状態の心臓に対して電気ショックを行い、正常なリズムに戻すための医療機器のこと。

エ 消防団員の確保と非常備消防車両・施設の整備

○施策の方向

社会構造や就業構造の変化により消防団員が減少する中で、負担軽減を進めながら団員を確保し、災害対応能力の向上を図ります。

また、非常備消防車両や施設の整備を計画的に進め、地域防災力の確保を図ります。

○主な施策

- ① 団員の負担軽減を進めながら、基本団員の確保と機能別団員の増員、大規模災害団員の導入を図ります。
- ② 非常備消防車両、ポンプ庫などの非常備消防施設、耐震性貯水槽などの消防施設を計画的に整備するとともに、団員の安全装備品や情報通信機器を整備し、団員確保を推進します。

施策の成果指標

項目(測り方)	現状値	成果指標(KPI)
出火率 (人口 1 万人当たりの出火件数)	3.4 (2017 (平成 29) 年)	2.4 (2028 年)

[設定理由]

消防装備の充実や消防団員の確保など消防力の基盤を強化し、関係組織と連携協力した防火対策を推進することにより、市民の生命、財産を守ることに直結する出火件数の減につながる。

(4) 過疎地域の活性化

ア 中山間地域における集落対策の推進

○施策の方向

環境保全や水資源の供給などに大きな役割を果たしてきた中山間地域の住民の定住を図るため、その優れた景観の維持保全と、防災対策及び生活環境の整備を進めるとともに、住んでいる人が住み続けられるように、隣接する集落や地域の中で活動する団体などが連携して暮らしを支える体制づくりを進めます。

○主な施策

- ① 朝日地域及び温海地域に集落支援員^{*}を配置し、関係人口^{*}の把握を通じて、地域と地域外の人材などとの新たな関わりを引き出し、将来人口の見通しを踏まえた地域ビジョンづくりとその実現にむけた活動を支援します。
- ② 地域おこし協力隊^{*}を配置し、地域力の維持強化を図ります。また、隊員の任期終了後の定住を見据えた活動を支援します。
- ③ 旧小学校区などの複数の集落において、基幹となる集落への生活サービス機能の集約や生活交通の確保を通じて、生活基盤の維持強化を図り、住民の生活を支える新しい地域運営の仕組みづくりを支援します。

※集落支援員

総務省の外部人材活用制度の一つで、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関して、ノウハウや知見を有した人材を、地方自治体が委嘱し、集落の状況把握や集落点検の実施、住民同士の話し合いなどを促進するもの。

※関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

※地域おこし協力隊

総務省の外部人材活用制度の一つで、地方自治体が、都市住民を受け入れて委嘱し、地域おこし活動の支援や農林漁業への応援、住民の生活支援など地域協力活動に従事してもらい、あわせて定住・定着を図りながら、地域の活性化につなげるもの。

施策の成果指標

項目(測り方)	現状値	成果指標(KPI)
2018（平成 30）年現在の推計値と比較して 人口減少や高齢化が抑制されたモデル地区 数（累計）	0 地区 (2017（平成 29）年度)	10 地区 (2028 年度)

[設定理由]

集落対策事業を推進し、過疎地域の環境がより住み続けやすいよう整えられることにより、地域における転出の抑制や出生の増などにつながり、高齢化や転出超過の緩和、改善が見込まれる。

(5) 移住・定住の促進

ア 移住・定住の促進

○施策の方向

人口減少の進行が予測されるなか、流出者の抑制と流入者の増加を図るため、首都圏在住者などに対する鶴岡のPR活動やU I Jターン^{*}に関する相談事業、受入企業などの情報発信、地域の魅力や課題を知る機会の提供などを通し、本市への移住定住を促進します。

○主な施策

- ① 移住者だけでなく、地域で活躍している人、起業で活躍している人を積極的に掘り起し、県外在住者に対して、鶴岡ならではの魅力ある暮らしを積極的に発信します。
- ② 移住コーディネーターを配置し、きめ細かな相談対応と、関係機関との連携による相談体制を強化します。また、首都圏で開催されるイベントに積極的に出展し、移住潜在層の掘り起こしを行います。
- ③ 移住プログラムや多様な働き方の提案により、U I Jターンへの不安を解消する場と機会を提供します。また、住まいに関する支援の充実や、移住者相互のネットワークの構築や情報共有、地域住民との交流の場を提供し、移住者が地域に定住できる環境づくりを行います。

※U I Jターン(基本構想P3参照)

施策の成果指標

項目(測り方)	現状値	成果指標(KPI)
移住定住施策による移住件数(年間) (2017(平成29)年度)	39件 (2017(平成29)年度)	55件 (2028年度)

[設定理由]

移住希望者に対する仕事や住宅、子育てなど支援策を充実することにより、移住者にとって住みたいまちとしての魅力が向上し、移住件数の増につながる。

(6) 環境の保全・美化活動の推進

ア 地球環境保全対策の推進

○施策の方向

パリ協定※を踏まえ、二酸化炭素削減目標の実現に向けて、市民、事業者、行政が各自の役割を担いながら、地球温暖化防止の国民運動「COOL CHOICE」などを通じて、市民や事業者の意識を高め、身近なアクションを推進します。

○主な施策

- ① 市の施設における温暖化防止の取組を進め、各種事業や広報などにより市民、事業者などに温室効果ガス排出抑制の取組を啓発し、温暖化防止行動を推進します。
- ② 地球温暖化に起因する猛暑や豪雨、台風の頻発など気候変動の影響から、市民の生命、財産及び生活、産業、自然環境に対する被害の最小化や回避などの備えとして、国、県と連携した適応策を推進します。
- ③ 環境つるおか推進協議会を主体に、環境問題に取り組む企業の拡大を図り、地球環境保全に主体的に取り組む人材を育成します。

※パリ協定

2015年11月にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、採択された協定である。その後、2016年11月に発行した。

パリ協定では、「平均気温上昇を2℃未満に抑える」、「今世紀後半に人为的な温室効果ガスの実質排出ゼロ」といった目標が盛り込まれている。

イ 自然との共生と生物多様性の確保

○施策の方向

豊かな自然との共生や生物多様性の保全、活用に向けて、森里川海のつながりの維持や生態系の保全の重要性について市民意識を高め、自然と生態系の保全、触れ合い、恵みの活用をはじめ、自然に関する先人の知恵や文化を次世代につなぐ取組を推進します。

○主な施策

- ① 森里川海のつながりや自然や生態系を意識した、森に親しみ学び体験できる機会を充実し、その恵みを生かす取組を推進します。
- ② 自然との共生や生物多様性の重要性について広く市民に普及啓発活動を推進します。
- ③ 自然学習交流館「ほとりあ」を拠点に、隣接する高館山、ラムサール条

約登録湿地※大山上池・下池及び都沢湿地をフィールドとした自然環境学習プログラムなどの充実や環境保全活動、里山の利活用を推進します。

※ラムサール条約登録湿地（基本構想 P21 参照）

ウ 地域の生活環境の保全と美化運動の推進

○施策の方向

公害の未然防止を図り、生活環境に関する市民からの苦情相談などに迅速かつ適切に対応し、市民、事業者、行政のそれぞれが担うべき生活環境の保全と美化運動を推進します。

○主な施策

- ① 鶴岡市環境保全推進員を配置し、生活環境保全の指導啓発を行い、地域住民と協力して住みよい環境づくりを推進します。
- ② 空き家、空き地の所有者に適正管理を促し、空き家発生の抑制と危険空き家への対応を推進します。また、民間組織と連携し、良好な住環境整備や、地域の特性を勘案し活性化につながる空き家などの活用に取り組みます。

エ 環境教育活動の推進

○施策の方向

自然や生活環境の保全など、市民一人ひとりの意識とマナー向上を図るため、市民や地域、団体及び事業所を対象とした各種環境教育活動を展開し、環境美化や保全活動に取り組む人材や団体を育成します。

○主な施策

- ① 地球環境保全対策や「COOL CHOICE」に関する普及啓発を行い、地球温暖化防止の市民や事業者の主体的なアクションを促します。
- ② 環境意識の高揚と定着を図るために家庭や地域での取組が重要であることから、市民や児童生徒が環境に対する理解を深め、または実践活動のきっかけづくりにつながる各種環境教育を推進します。
- ③ 環境広報の全戸配布などを通じた環境情報の発信を強化します。

施策の成果指標

項目(測り方)	現状値	成果指標(KPI)
温室効果ガスの削減 (2015 年の温室効果ガス排出量を基準とした削減率)	940.7kt-co2 (2015(平成 27)年)	755.7kt-co2 (▲19.7%) (2028 年)

[設定理由]

地球環境保全対策や自然との共生、生活環境の保全、美化運動及び環境教育活動の推進などにより、市民や事業者の環境に対する意識が高まり、温暖化防止の取組が進められることで、温室効果ガスの排出抑制につながる。

(7) 資源循環型社会の形成

ア ごみ減量・リサイクルの推進

○施策の方向

資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される資源循環型社会の形成に向け、ごみの発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の3Rに積極的に取り組みます。また、高齢化社会に対応した廃棄物処理体制の構築を図ります。

○主な施策

- ① ごみの発生抑制、食品ロス※削減の徹底などによる燃やすごみの減量と、適正な分別や集団資源回収などによるごみの資源化を、市民、事業者及び行政が一体となって推進します。
- ② 社会福祉協議会などの関係機関、関係団体と連携し、高齢者などのごみ出しを支援します。
- ③ 市民のごみ処理に対するコスト意識の醸成や、ごみ排出負担の軽減を図るため、ごみ収集処理体制のあり方やごみ処理有料化について検討します。

※食品ロス

まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。日本では平成27年度に約646万トン（事業者から約357万トン、家庭から約289万トン）が発生したと推計されている。これは、日本人1人当たりに換算すると、毎日お茶碗約1杯分（約139g）の食品を捨てていることになる。

イ 新たな廃棄物処理施設の整備

○施策の方向

老朽化した廃棄物処理施設の更新、安定的で効率的なごみ処理体制の整備、廃棄物エネルギー※の活用を踏まえて、新たな廃棄物処理施設を整備します。

○主な施策

- ① 自然環境や生活環境に配慮し、熱エネルギーの効率的な活用を図り、長期の安定稼働が可能なごみ焼却施設を整備します。
- ② 自然環境や生活環境の保全に支障の生じない方法で、廃棄物を適切に貯留し管理できる一般廃棄物最終処分場を整備します。

※廃棄物エネルギー

廃棄物の処理工程から回収されるエネルギー。発電機を介して得られる電気と、温水や蒸気等のかたちでそのまま利用する熱とに大別される。処理工程によってバイオガスやごみ固形燃料等でのエネルギー回収も含まれる。

ウ 廃棄物処理施設の機能保持

○施策の方向

し尿処理施設や不燃物中間処理施設の老朽化に対応するため、安定的で効率的な処理方法の導入、施設の長寿命化により、廃棄物処理施設の機能を保持します。

○主な施策

- ① 下水道処理との集約化など、し尿などの処理方法を見直し、し尿処理施設の長寿命化を図ります。
- ② 施設の精密機能検査を基に、計画的な点検整備を行い、不燃物中間処理施設の長寿命化を図ります。

エ 災害廃棄物処理体制の構築

○施策の方向

大規模地震や津波及び豪雨による災害、その他自然災害が発生した際に、大量に発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理し、被災後の生活環境の保全を図りながら、早期の復旧、復興を進めるため、さらなる災害廃棄物処理体制の構築を進めます。

○主な施策

- ① 災害応急対応時や復旧復興時の行動、組織体制、協力支援体制、災害廃棄物の処理など、万全な災害廃棄物処理体制を構築します。

オ 健全な地下水の保全と適正な利用

○施策の方向

健全な地下水の保全涵養を推進し、水質汚染の防止を図りながら地下水の適正かつ安定的な利用を促進します。また、新たな地下水の活用についても研究します。

○主な施策

- ① 健全な地下水の保全と涵養について、県と連携し地下水位や地盤沈下の観測、分析を行い、関係者と情報共有しながら、総合的かつ一体的な取組を推進します。
- ② 庄内南部地域地下水利用対策協議会などの活動を支援し、広く市民に対して、地下水が限りある地域共有の貴重な資源であることを啓発していきます。
- ③ 地中熱利用など再生可能エネルギー※としての地下水の活用を促します。

※再生可能エネルギー(基本構想 P10 参照)

施策の成果指標

項目(測り方)	現状値	成果指標(KPI)
ごみの資源化率 (ごみ総量のうち再資源化した割合)	12.0% (2017(平成29)年度)	15.4% (2028年度)

[設定理由]

ごみ減量化やリサイクル活動を推進することで市民の意識が高まるとともに、不燃物中間処理施設の機能を保持し、安定的、効率的に資源化処理することにより、ごみの資源化率が向上し、健全な地下水の保全を含め環境負荷の低い資源循環型社会の形成につながる。

(8) 持続可能なエネルギー・ミックスの実現

ア 最適なエネルギー需給の促進

○施策の方向

恵まれた自然環境や地域の資源を最大限生かし、地域に豊かさをもたらす、環境と調和し、長期的に安定した持続的で自立的なエネルギーの需給を推進します。

○主な施策

- ① 地域資源を活用した安定的で負担が少なく、環境に適合したエネルギー需給の実現を見据え、地域エネルギー・ビジョンを見直し、多様でバランスのとれた再生可能エネルギーの導入拡大を推進します。
- ② 太陽光発電や風水力発電、木質バイオマス利用、地熱利用など、民間事業者による再生可能エネルギーを活用した事業化について、ガイドラインを基に円滑な導入を促します。
- ③ 市民や事業者への再生可能エネルギー設備の導入を支援するほか、市有施設などへの再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入を積極的に推進します。

イ 多様な主体の参加と連携によるエネルギー施策の推進

○施策の方向

多様な主体による幅広い省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの導入を推進するため、産学官公民の各主体の積極的な参加を促し、それぞれが有する知恵や技術などの資源を有機的に連携させ、地域の総合力を發揮できるよう取り組みます。

○主な施策

- ① 多様な主体の積極的な参画を促し、その総合力の発揮による新技術を生かした省エネルギー・や新たなエネルギーの創出を推進します。
- ② エネルギー需給のバランスを考慮しつつ最適化をめざす地産地消の仕組みづくりや、災害時のエネルギー確保などを推進します。
- ③ 環境フェアや広報活動を通じて、エネルギーに対する市民や事業者の意識啓発を行います。

施策の成果指標

項目(測り方)	現状値	成果指標(KPI)
エネルギー自給率 (2017(平成29)年)	29.4%	34.0% (2028年度)

[設定理由]

最適なエネルギー需給の促進や、多様な主体の参加・連携によるエネルギー施策の推進により、各種再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの取組が進められ、環境と調和した再生可能エネルギーへの移行及びエネルギー自給率の増につながる。

(9) 市民に寄り添った窓口サービスの推進

ア 窓口サービスの充実

○施策の方向

市民生活に密接に関わる申請や届出など多くの市民が来場する窓口において、正確で迅速な応対と一人ひとりに寄り添った質の高いサービスを提供します。

○主な施策

- ① 転入、転出などの手続きで混雑する年度末や年度始めに、夜間や休日も窓口を開設し、市民の利便性の向上を図ります。また、来場者の目線に立ち、案内表示などを改善していきます。
- ② 早朝や夜間などでもコンビニエンスストアにおいて各種証明書が取得できるマイナンバーカードの普及を推進し、住所異動で窓口に来られる市民の待ち時間の短縮に繋げます。
- ③ 複雑多様化している諸手続きに対応するため、外国人窓口支援員を配置するなど、丁寧できめ細やかな窓口サービスを提供します。

イ 生活課題に関する相談・支援体制の強化

○施策の方向

社会環境の変化などにより市民の抱える問題や悩みが複雑多様化しているため、総合相談室と消費生活センターの相談体制の充実を図り、各種相談会の定期開催により多岐にわたる市民相談に対応します。

○主な施策

- ① 自立的な解決に向けた助言や専門機関への紹介など問題解決のための支援体制を強化します。
- ② 消費生活センターでは、トラブルの未然防止につながる出前講座などの消費者教育活動を行います。

施策の成果指標

項目(測り方)	現状値	成果指標(KPI)
マイナンバーカードの交付率	8.2% (2018(平成30)年8月)	20.0% (2028年度)

[設定理由]

マイナンバーカードの活用が窓口サービスの待ち時間の短縮となり、市民、特に生活課題を抱える市民にとって相談する時間的余裕が生まれる。

そのため、市民が行政窓口の連携による相談、支援サービスを受ける機会が増え、生活課題に関するサービスの向上とともにマイナンバーカードの普及が拡大する。

2 福祉と医療

地域の福祉や医療の充実を図り、市民一人ひとりが生涯を通じて安心して健やかに暮らすことができる社会を形成します

(1) 子どもを産み育てやすい環境の充実

ア 安心して妊娠・出産・子育てができるきめ細やかな支援

○施策の方向

急速に進む少子高齢化、生活の多様化、核家族化のなか、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、子育て世代包括支援センター※などを拠点として、切れ目のないきめ細やかな支援を行います。

○主な施策

- ① 不安が強いなど支援が必要な妊婦や、すべての産婦と乳児を対象とした家庭訪問を実施し、妊産婦の健康と子どもの健やかな成長を支援するなど、妊娠期から子育て期にわたる幅広い相談に応じ、必要なサービス情報の提供、助言などを行います。
- ② 特定不妊治療※を受ける夫婦に対して、経済的負担の軽減を図るための支援を行います。
- ③ 子育てにおける孤立感や不安感を軽減するため、子ども総合相談窓口、児童館、子育て支援センターなどにおける相談支援機能の充実や、遊びの場の提供などを通した児童の健全育成を図ります。
- ④ ひとり親家庭の子育てや生活、就労などの充実に寄与する情報を提供します。また、自立支援員※が身近な相談に応じ、様々な問題解決をサポートします。
- ⑤ 発達に課題を抱える子どもに対し、それぞれの特性に応じた支援を行うため、家族や関係者を対象とした研修機会を拡充します。また、社会全体における発達障害に対する理解促進や支援力の向上を図ります。
- ⑥ 児童虐待の早期発見や児童の安全確認、再発防止のため、関係機関と連携し支援体制を強化します。また、児童虐待の未然防止に取り組みます。
- ⑦ 感染症の発生や蔓延を防止し、乳幼児、学童、生徒などの健康保持のための定期予防接種と、先天性風しん症候群※の発生を予防するための成人の風しん予防接種を実施します。

※子育て世代包括支援センター

母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う施設。(本市では、平成30年6月に健康課と子ども家庭支援センターの両機関を一体として子育て世代包括支援センターと位置付けて開設した。)

※特定不妊治療

不妊治療のうち、受精を体外で行う治療方法

※自立支援員(母子・父子自立支援員)

ひとり親家庭などの相談相手となり、その自立に必要な情報提供や指導を行うほか、職業能力の向上や求職活動に関する支援を行う専門職員。

※先天性風しん症候群

免疫のない女性が妊娠初期に風しんにかかった場合、風しんウイルスが胎児に感染して、出生児に引き起こすことがある難聴、心疾患、白内障などの障害。

イ 子育て世代の負担軽減

○施策の方向

安心して子どもを育てることができるよう、子育てにかかる経済的な負担の軽減を図ります。

○主な施策

- ① 子どもの医療費、保育料及び学校給食費など、子育てにかかる経済的負担を軽減し、子どもを育てやすい環境づくりを推進します。

ウ 未就学児童の教育や保育の充実

○施策の方向

乳幼児期の教育や保育が生涯の人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、子どもの最善の利益に配慮し、多様化する保育ニーズに対応するため、教育、保育の環境整備を推進します。また、教育や保育の質の向上のため、保育士などの研修の機会を提供するほか、処遇改善や資格取得支援などの取組を進め、人材の確保、定着を図ります。

また、自然、地域の特性を生かした保育を推進します。

○主な施策

- ① 幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業など※における保育環境の充実を推進し、就学前の教育、保育を必要とするすべての子どもに良質な教育や保育を提供します。
- ② 子どもたちの安全の確保及び多様化する保育ニーズに対応するため、民間保育園の改修などを支援するとともに、発達支援保育をリードする機能などを備えた公立保育園の施設整備を実施します。また、研修の機会を提供し、市全体の保育の質の向上を図ります。
- ③ 未就学児童の教育、保育を担う人材を確保するため、処遇改善及び資格取得支援などを推進します。
- ④ 少子化や地域の地理的な特性などを踏まえた保育のあり方を検証し、必要に応じた支援を行います。
- ⑤ 豊かな自然や地域の文化を大切にした保育を推進します。

※幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業など

「幼稚園」は、満3歳から小学校就学前までの児童の教育を行う学校の一種であり、「認可保育所」は保護者の就労等の理由により保育を必要とする場合に、保護者に代わって児童を保育する児童福祉施設である。いずれも都道府県知事の認可を受ける。「認定こども園」は、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、教育と保育を一体的に提供するほか地域の子育て支援を行う施設。そのほか、市長村認可事業の満3歳児未満の児童を対象に少人数の単位で保育を提供する「地域型保育事業」などがある。

工 放課後の居場所づくりの推進

○施策の方向

核家族や共働きの増加などに対応し、放課後児童クラブ（学童保育所）、放課後子ども教室などの放課後の居場所づくりを進め、児童が他者との関わりの中で、健全に成長することを推進します。

○主な施策

- ① 放課後児童クラブの実施場所や従事する人材の確保を支援し、児童の生活環境にも配慮しながら、放課後の児童の遊びや生活の場づくりを推進します。
- ② 地域の方々の参画を得て、学習、スポーツ、文化活動、体験活動及び地域住民との交流活動などを行う放課後子ども教室の実施を推進します。

才 子育て支援サービスの質の向上

○施策の方向

生活スタイルの多様化に伴うニーズの変化に対応し、子育て支援サービスの見直し、子育てを支援する担い手及び各種サービスの質の向上を図ります。

○主な施策

- ① 現行の子育て施策をニーズに沿って見直し、より効果的な事業及び制度を構築します。また、子育てを支援する民間団体や子育てにかかる人材を育成し、地域全体で子育てをする体制を構築します。

施策の成果指標

項目(測り方)	現状値	成果指標(KPI)
本市の「子育てのしやすさ」の評価で「しやすい」又は「ややしやすい」と回答した保護者の割合 (2015(平成27)年度)	38.3%	50.8% (2028年度)

[設定理由]

子どもを産み育てやすい環境の充実を図るため、安心して妊娠から出産、子育てができる、きめ細やかな支援策などを実施することにより、子育て世代の満足度向上につながる。

(2) こころと体の健康づくりの推進

ア 生活習慣病やがんの予防推進

○施策の方向

心臓病や脳卒中、糖尿病などの生活習慣病を予防するため、健康の自己管理能力を高め、個別健康支援プログラム^{*}に基づいた体系的な支援体制を強化します。また、がん予防や早期発見と早期治療のためのがん検診を推進し、がんになっても安心して働き暮らせる環境の整備を図ります。

※個別健康支援プログラム

肥満などの生活習慣病の危険因子がある方に対して個別の支援プログラムを作成し、個別または集団で食事や運動などの指導を行う取組。

○主な施策

- ① 全世代の健康の維持増進のために、適切な運動、休養、食生活の推進を図ります。
- ② 働きざかり世代の健康の維持増進のために、職域保健師とも連携し啓発活動を行います。また、各種健診を受けやすい環境と体制を整備し、受診率の向上と健診受診の定着化を図ります。
- ③ 健診、医療、介護などの情報などをもとに包括的な保健指導を行います。特に、健診結果で指導が必要な方への支援体制を強化し、生活習慣病予防対策を推進します。
- ④ 公共施設などの受動喫煙防止対策を推進し、禁煙対策を強化します。
- ⑤ がんの早期発見、早期対応のため、がん検診精密検査の受診勧奨を徹底します。
- ⑥ がんになっても安心して働き暮らし続けられるように、治療と就労の両立、療養生活の質の向上に向け、環境の整備を推進します。
- ⑦ ロコモティブシンドローム(運動器症候群)^{*}を含むフレイル^{*}について正しい知識の普及を図ります。また、体験学習を通した予防を推進し、健康長寿の実現を支援します。

※ロコモティブシンドローム(運動器症候群)

立つ、歩くなどの運動器が衰えている、または衰え始めている状態。

※フレイル

年齢と共に心身の活力が低下した状態だが、まだ回復の余地があり、適切にケアすれば要介護状態に至らない状態。フレイル対策には食と口腔機能による栄養、運動、社会参加のすべてが重要である。

イ こころの健康づくりと自殺予防

○施策の方向

睡眠や休養の重要性、ストレスへの対処方法、うつ病などに関する知識を普及し、こころの健康づくりを推進します。また、様々な分野の施策や組織などと連携を図り、計画的かつ総合的に自殺予防対策を推進します。

○主な施策

- ① 保健、医療職域、地域、福祉の分野などの関係機関や民間団体と協議体を組織し、連携して自殺予防対策を推進するなど、支援ネットワーク体制の構築と強化を図ります。
- ② 市民自らのこころの健康づくりやうつ病などの理解のための研修、適切な支援を迅速に行うための相談先の周知など知識の普及啓発に努めます。
- ③ こころの健康相談や若者ひきこもり相談、また関係機関と連携した支援など個別の相談支援を行います。

ウ 高等教育機関や研究機関、ベンチャー企業※などと連携した市民の健康づくりの推進

○施策の方向

次世代の市民の健康づくりのために、高等教育機関、研究機関、地域医療機関、行政機関などが共同で取り組む研究を促進します。また、高等教育機関や研究機関、ベンチャー企業の研究活動などにより実用化された健康医療分野に関する技術やサービスについて、積極的に市民の健康づくりに取り入れます。

○主な施策

- ① 長期間にわたるメタボローム解析技術を取り入れた世界初の研究「鶴岡みらい健康調査」を関係機関が連携して市民の理解協力を得ながら推進します。
- ② 血液によるうつ病検査や唾液によるがん検査など、ベンチャー企業が提供できる検査技術については、市民の健康増進を図る観点から、莊内病院や地域医療機関、鶴岡地区医師会などによる協力体制を構築して、積極的に地域導入を進めます。
- ③ 国立がん研究センターと慶應義塾大学先端生命科学研究所と庄内病院、鶴岡地区医師会などの交流や連携を促進し、市民の健康相談の実施をはじめ、市民の健康づくりを促進します。

※ベンチャー企業

革新的なアイデアや技術をもとにして、新しいサービスを展開する企業。

施策の成果指標

項目(測り方)	現状値	成果指標(KPI)
がん検診受診率 ・胃がん検診受診率 ・大腸がん検診受診率 ・肺がん検診受診率 ・乳がん検診受診率 ・子宮がん検診受診率	32.7% 38.9% 41.1% 23.7% 32.6% (2017(平成29)年度)	36.6% 41.2% 43.9% 24.7% 35.0% (2028年度)
自殺死亡率	16.4 (2017(平成29)年度)	15.0以下 (2028年度)

[設定理由]

高等教育機関や研究機関などと連携した市民の健康づくりの推進や、がん検診の勧奨、受診しやすい環境を整えることで、より多くの市民ががん検診を受診し、予防や早期発見、早期治療などによる低リスク化が見込まれる。

こころの健康づくりや支援ネットワークの強化など、自殺予防対策を進めることにより、自殺者の減などにつながる。

(3) 安心して暮らし続けられる地域福祉の推進

ア 住民の参画と協働による誰もが支え合う地域共生社会の実現

○施策の方向

住民や住民団体、社会福祉法人、NPO^{*}など地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしに安心感と生きがいを生み出します。また、個人、近隣、住民、事業者及び行政が一体となった生活課題解決の仕組みとして福祉コミュニティを推進します。

○主な施策

- ① 「近隣」「町内会、自治会」「小学校区」「中学校区」「市全域」の5層の区域の中で、各機関や団体による各層の特徴を生かした住民主体による福祉コミュニティづくりを支援することで重層的な支え合いの体制を促進します。
- ② 地域のなかで住民の総合的な相談に応じ、問題解決に当たるコミュニティソーシャルワーク^{*}を推進します。また、それを行う人材を養成し、公・共・私の協力関係を構築します。
- ③ ひとり暮らしの高齢者や障害者などが災害時などに手助けが受けられるよう、平常時から要支援者を的確に把握し、声かけや、支援方法の確認など身近な地域で支え合う体制づくりを推進します。
- ④ 地域福祉の中核的な役割を果たしている社会福祉協議会や民生委員、児童委員への支援を行います。また、地域の支え合い活動の拡充や福祉協力員^{*}など、市民への福祉活動参加を促進します。

※NPO（基本構想 P23 参照）

※コミュニティソーシャルワーク

様々な生活課題を抱えた人に対し、その相談に応じ、地域の中にある公的なサービスや家族、近隣、地域住民、民間サービスなどを調整、活用しながら、地域ぐるみで住民の生活の質を高めていく活動。

※福祉協力員

学区、地区社会福祉協議会などの委嘱により、町内会や隣組などの身近な地域の中で、福祉に関する悩み、不安を持つ方々に対し、見守りや声かけなどを行いながら住民同士の支え合いを進める協力者。

イ 生活困窮者の自立と尊厳の確保

○施策の方向

最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある生活困窮者に対して、本人

の抱える問題を包括的に対応する地域生活自立支援センター※の機能を強化します。また、自立生活上において何らかの援助が必要であるにもかかわらず、相談に来ることができない人に対しても、問題が複雑化、深刻化する前に、アウトリーチ※を含めた対応を行います。さらに、貧困の連鎖をくい止める活動を行います。

※地域生活自立支援センター

生活に困窮している方の相談に包括的に応じ、抱えている課題を的確に評価分析し、その課題を踏まえた自立支援計画を作成し、支援を行う機関。

※アウトリーチ

生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭などへの訪問支援、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取組。

○主な施策

- ① 就労することに自信を失くすなど、直ちに就労することが困難な人に対し、就労や社会参加に向けた準備として、日常生活や社会生活の訓練に取り組みます。
- ② 生活困窮世帯などの小中学生などを対象に、学習場所や居場所を提供し、教員退職者や学生ボランティアによる学習支援などを促進します。

施策の成果指標

項目(測り方)	現状値	成果指標(KPI)
自立相談支援事業※の対象である生活困窮者のうち、支援により就労につながった人数(年間)	46人 (2017(平成29)年度)	90人 (2028年度)

[設定理由]

地域共生社会の実現や生活困窮者の自立支援に取り組むことにより、生活困窮状態から経済的、社会的に自立する人数の増につながる。

※自立支援相談事業

生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づき、就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業。

(4) 障害者が自立して暮らせる地域共生社会の実現

ア 地域生活を支える環境の整備

○施策の方向

障害のある人が、地域のなかで安心して生活することができるよう、保健医療サービスや障害福祉サービスを拡充するとともに、さまざまな生活相談に応じ、それらを適切なサービスに結びつけることが出来る相談支援体制を整備します。

○主な施策

- ① 障害者やその家族への支援ネットワークを強化するため、中核的な相談支援機関である基幹相談支援センター※の機能充実を図ります。
- ② 各年代に合わせた障害の予防や早期発見、早期治療、早期療育のため、医療や医療的ケアの充実に向けて取り組みます。
- ③ 障害の重度化や障害者の高齢化、親亡き後にも対応できる支援体制を構築します。
- ④ 障害者の権利が守られ安心して生活できるよう、成年後見制度の周知や、虐待防止、差別解消に取り組みます。

※基幹相談支援センター

各事業所のケアマネジメント向上のための支援や困難事例の検討、地域の相談支援事業所間の連絡調整や支援、障害者の権利擁護や虐待防止などの地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

イ しごとと社会参加を支援する体制の充実

○施策の方向

障害のある人が、自らの選択と決定により、障害のない人と変わりなく、就労による自立をめざし、社会のあらゆる活動に参加することができるよう、乳幼児期からの早期療育、成人期の就労支援や、各種社会参加活動のための支援を行います。

○主な施策

- ① 障害児に対する支援については、出生から就労までと、ライフステージが移っても、一貫した切れ目のない支援体制を構築します。
- ② ハローワークや障害者就労施設などとのさらなる連携を図り、障害者雇用に対する支援策の周知も行いながら、一般就労に向けた支援ネットワークを強化します。
- ③ 障害者の農業への参入を促進し自立を支援する「農福連携」をコーディネートする仕組みづくりを推進します。

- ④ 障害者の社会参加を促進するため、参加しやすい環境を整え、障害当事者団体の活動についても周知を図ります。

ウ 障害のある人にやさしい地域社会の実現

○施策の方向

障害のある人が、安心し充実した地域生活が営めるよう、情報やコミュニケーション、生活環境などの基盤整備を進めるとともに、市民の障害理解を深め、障害者にやさしい地域社会を構築します。

○主な施策

- ① 障害者や障害への理解促進を図るため、住民参加型のイベントや講座などを行うなど、広報啓発活動を進めます。
- ② 制度周知を更に徹底し、また意思疎通支援の充実も図るなど、情報やコミュニケーションのバリアフリー※化を進めます。
- ③ 障害者が安全に安心して生活できる住環境の整備や、移動しやすい環境の整備を進め、ユニバーサルデザイン※に配慮したまちづくりを推進します。

※バリアフリー

障害のある人が社会生活を営むうえで妨げとなる障壁を除去すること。物理的障壁の除去だけでなく、心理的、社会的障壁の除去という意味でも用いられる。

※ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができるようを目指した施設・製品・情報などの設計（デザイン）のこと

施策の成果指標

項目(測り方)	現状値	成果指標(KPI)
福祉施設に通所している利用者のうち、企業などと雇用契約を結び就労した人数	11人 (2016(平成28)年度)	28人 (2028年度)

[設定理由]

障害者の地域生活を支える環境を整備することにより、障害者の就労と雇用が促進され、一般就労の増につながる。

(5) 高齢者が健康で生き活きとした地域の実現

ア 介護予防の充実と社会参加の促進

○施策の方向

年齢を重ねても健康で自分らしく活動的に暮らすことができるよう、高齢者が自主的、継続的に介護予防に取り組める場をつくります。また、生涯学習、スポーツ及び自主活動への参加の機会を充実させながら、これまでの知識経験を生かして活動的な生活を送れるように支援します。

○主な施策

- ① 高齢者が歩いて行ける住民主体の「通いの場」を拡大し、継続的に介護予防活動を行いながら、互いに支え合う仕組みづくりにもつながるように支援します。
- ② 高齢者がこれまで培った経験や能力を生かせる、就労やボランティアなどの多様な活動の機会を充実させ、社会参加することにより高齢期の生活の活性化を促進します。
- ③ 仲間と共に心身の健康保持や生きがいづくりに取り組むことは、特に高齢期には重要であるため、老人クラブなどの自主的な活動の推進やそれらの活動への参画支援を図ります。

イ 地域生活を支える体制の充実

○施策の方向

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすために、地域ケア会議※などで把握した生活課題の解決に向け、住民同士の支え合いや新たな生活支援サービスの創出に取り組みます。また、介護が必要な状態になっても、自身の有する能力を發揮し、尊厳のある自立した生活を営むことができるよう、在宅医療、介護の連携を推進します。

また、介護者の高齢化、育児と介護のダブルケア、男性介護者の増加など、多様な家族の介護に対応しながら本人や家族への支援の充実、虐待防止、権利擁護の支援などに取り組みます。

○主な施策

- ① 地域ケア会議などから明らかとなった地域課題の解決に向けて、生活支援コーディネーター※や地域の多様な団体などが連携し、新たな支え合いの仕組みやサービスの創出、活動の活性化の拡大や波及を図ります。
- ② 在宅での生活を支える各種助成やサービスなどの情報を提供するなど、家族介護者の精神的経済的負担を少なくすることで高齢者の在宅生活を支援します。
- ③ 地区医師会をはじめ医療、介護関係機関と連携を図り、医療や介護が必要

な高齢者が在宅に戻った場合の療養体制、急変時の対応、看取りなどの提供体制整備を進めます。

- ④ 判断能力が不十分な高齢者への財産管理、意思決定、身上監護※の適切な支援に繋がるように、成年後見制度※などの利用促進を図りながら、安全で安心な生活を確保します。
- ⑤ 人生の最期を豊かに暮らすため、治療や介護などについての自身の希望や家族への伝言などを、家族に伝え話し合うことの大切さの普及を図ります。

※地域ケア会議

介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議。

※生活支援コーディネーター

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者の社会参加を進めるとともに、住民や地域関係者が主体的に行う介護予防、生活支援の取組を支援し、支え合いのある地域づくりを進める者。介護保険制度の生活支援体制整備事業のために配置される。

※身上監護

住居の確保、介護サービス契約・費用の支払いなど、本人の生活の維持や医療、介護等身上の保護に関する法律行為を行うこと。

※成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々が、財産管理、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約締結、遺産分割協議などを行う場合に保護し、支援をする制度。

ウ 認知症施策の総合的な推進

○施策の方向

認知症への理解をさらに深めるための普及啓発を行いながら、認知症の症状や生活機能の低下に合わせて適切に医療及び介護の提供を行える体制整備を推進します。またできる限り住み慣れた地域の中で、本人や家族の尊厳や意思が尊重され、その人らしく暮らし続けられる地域づくりをめざすために、地域全体で認知症本人とその家族を支える活動をさらに推進します。

○主な施策

- ① 認知症について気軽に学べる機会の定期的な開催や企業、学校での学習の場の拡大を進め、認知症に対する正しい知識と理解の普及を図ります。
- ② 認知症の人や家族が思いを共有し合う場づくりを進め、地域全体で認知症の本人と家族を支える活動をさらに充実させます。

- ③ 医療及び介護従事者に対して認知症の理解に繋がる研修や機会を提供し、認知症への対応力をさらに高めていきます。
- ④ 複数の専門職で構成される認知症初期集中支援チーム※により、早期診断早期対応をさらに推進します。

※認知症初期集中支援チーム

認知症が疑われる方や認知症による症状が強く出て困っている方の自宅に、保健や福祉の専門職が訪問し相談支援を行う保健・福祉の専門職チーム

工 介護保険制度の適切な運営

○施策の方向

後期高齢者(75歳以上の方)の増加が見込まれることから、介護保険の限られた財源の重点的かつ効率的な活用と、介護人材の確保により、安定した制度の運営に努めます。

○主な施策

- ① 介護保険制度における財源と人材をより重点的、効率的に有効活用し、円滑な制度の運営をめざします。
- ② 重度化防止と自立支援を目的に介護サービスを必要とする利用者を適切に認定し、真に必要な過不足のないサービスを提供するように事業所に促し適正な運営を図ります。
- ③ 介護人材の確保のための介護員資格取得に対する支援や介護現場の負担軽減、職場環境の改善支援などを行います。

施策の成果指標

項目(測り方)	現状値	成果指標(KPI)
要介護認定率	19.59% (2018(平成30)年 3月末)	19.0%以下 (2029年3月末)

[設定理由]

高齢者に対する介護予防の充実や社会参加の促進、地域生活を支える体制の充実などにより、心身の健康が保持されるなど健康寿命の延伸が図られることで、要介護認定率の低下につながる。

(6) 医療提供体制の充実

ア 急性期・回復期・慢性期※まで切れ目のない医療の提供

○施策の方向

急性期、回復期及び慢性期まで切れ目のない医療を提供するため、医療機関の機能分担を進めます。また、ＩＣＴを活用した患者情報などの共有を促進し、地域医療連携の推進、地域完結型医療の確立をめざします。

○主な施策

- ① 鶴岡地区医師会、鶴岡地区歯科医師会、鶴岡地区薬剤師会などと情報共有を図りながら医療提供体制の充実を図ります。
- ② 「かかりつけ医」制度※のさらなる定着に向け周知と普及を進めます。
- ③ 地域連携パス※の運用拡大や医療情報ネットワークなどＩＣＴの活用促進を図ります。
- ④ 荘内病院は、高度医療の提供や重症患者の治療を担う急性期医療を提供します。また、がん治療に積極的に取り組み、計画的な医療機器の整備を行います。
- ⑤ 湯田川温泉リハビリテーション病院の施設などの整備を進め、回復期、リハビリテーション医療の充実に努めます。

※急性期、回復期及び慢性期

急性期は症状が急に現れる時期又は病気になり始めの時期、回復期は急性期を経過し病気が治ゆに向かっている時期、慢性期は病状が比較的安定し長期に渡り療養が必要な時期をいう。

※「かかりつけ医」制度

「初期の治療は身近な地域の医院、診療所等(かかりつけ医)で、高度、専門医療は病院で行う」という医療機関の役割分担の推進を目的とした制度。

※地域連携パス

各医療機関で診療内容、治療経過、在宅療養などの診療計画を作成し、その計画を治療を受けるすべての医療機関が共有し、患者に提示・説明することにより、安心して医療を受けられるようにするもの。

イ 在宅医療の推進

○施策の方向

子どもから高齢者まで患者と家族が安心して在宅医療を受けられる体制の整備を図るため、多職種の医療関係者が一体となって医療と介護が連携した診療体制の確保を進めます。また、症状の急変に対応した病院、診療所、訪問看護

ステーションなどとの円滑な連携による診療体制の確保を図ります。

○主な施策

- ① 在宅医療に取り組む医療関係者的人材確保と関係機関の連携体制の強化を図ります。
- ② 緩和ケア、看取り、口腔ケアなどについて、医療、介護、福祉従事者の資質向上に努め、関係機関と連携を図りながら市民への啓発を進めます。
- ③ 患者と医師が即時に対話ができるシステムによる診療(オンライン診療)などＩＣＴを利用した在宅医療の推進について適切に対応します。

ウ 救急医療・災害医療体制の整備

○施策の方向

救急医療については、救急告示病院※、休日夜間診療所、消防との連携強化を進め、救急医療体制の充実を図ります。また、医療機関の適正受診について普及啓発に取り組みます。

災害医療については、災害拠点病院※の指定を受けている庄内病院を中心として、行政、消防及び医療機関などが連携し、迅速かつ柔軟に適切な医療提供ができるよう災害医療体制の強化を図ります。

○主な施策

- ① 各救急告示病院(庄内病院、鶴岡協立病院、三井病院)、休日夜間診療所の連携強化を図り、救急医療体制の充実に努めます。
- ② 関係機関と連携して緊急性に応じた医療機関の適正受診に向けた普及啓発に努めます。
- ③ 救護活動の普及として、救急蘇生法や救急搬送に関する正しい知識の習得を推進します。
- ④ 行政、消防、医療機関や関係団体間の相互連絡体制の整備に努め、大地震など災害時に適切に対応できる医療提供体制の整備を進めます。

※救急告示病院

救急病院等を定める省令に基づき、県知事が告示し指定した医療機関で、救急医療について、相当の知識及び経験を有する医師が常時待機することなどを要件として、手術や入院治療の必要な重症患者の診療を担当する病院。

※災害拠点病院

24時間体制で緊急対応やヘリコプターなどの傷病者の受入・搬出、医療救護班を独自に派遣できる資機材を備えているなど、災害時における初期救急医療体制を支援するため国から指定を受けた病院。

工 看護師などの医療従事者の確保

○施策の方向

看護師、薬剤師、技師などの医療従事者の養成、確保に努め、地域における医療提供体制の充実を図ります。

○主な施策

- ① 老朽化した荘内看護専門学校の改築整備を進めます。
- ② 看護師、薬剤師、技師などをめざす学生の積極的な実習などの受入れや大学、専門学校などへの病院情報の提供に努めるなど医療従事者の確保に取り組みます。

才 市立病院の健全経営と患者サービスの向上

○施策の方向

少子高齢化、人口減少に伴う患者の受療動向、疾病構造の変化など患者ニーズにしっかりと応え得る医療提供体制を確立します。また、市立病院の健全経営に向けて、医師の増員、収益の確保、経費節減に取り組みます。信頼される市立病院をめざし、市民との対話を取り入れながら、患者サービスの向上を図ります。

○主な施策

- ① 高度医療など地域に必要な医療機能の充実を図るために、施設設備や医療機器などを計画的に整備します。
- ② 医師の増員をはじめ医療従事者の確保に努めます。また、研修体制の充実を進め、職員の資質向上・育成を図ります。
- ③ 経常収支の黒字化をめざし、新たな施設基準の取得などの収入確保と経費節減に取り組みます。
- ④ 病院の情報発信を積極的に行い、相談窓口の充実や市民とのコミュニケーションを図りながら、心のこもった患者サービスの提供と患者満足の向上をめざします。
- ⑤ 安全面などにも適切に対応した上で、A I (人工知能)やI o T (モノのインターネット接続)などの革新的な技術を導入し、患者や医療従事者の負担を軽減していきます。

施策の成果指標

項目(測り方)	現状値	成果指標(KPI)
荘内病院における患者サービスの満足度指数	84% (2017 (平成 29) 年度)	94% (2028 年度)

[設定理由]

急性期・回復期・慢性期まで切れ目のない医療の提供や在宅医療の推進、市立病院の医療従事者の確保や医療機能、サービスの充実により、満足度が向上する。

3 学びと交流

歴史と伝統に育まれた優れた文化のもと、ふるさと鶴岡を愛する、いのち輝く人を育て、歴史や文化でつながる交流を拡げます

(1) 次代を担う人づくりの推進

ア たくましさ・優しさ・賢さを育む学校教育の推進

○施策の方向

「知・徳・体」の調和がとれ、生涯にわたって主体的に学び続ける児童生徒の育成をめざし、教職員の資質向上と研修の充実に努め、笑顔あふれる信頼される学校づくりを推進します。

○主な施策

- ① 学習指導要領の趣旨を踏まえた、児童生徒の主体的、対話的で深い学びを推進するため、「わかる・できる」授業づくりをめざした教職員研修と環境整備に努め、確かな学力の定着を図ります。
- ② 思いやりと優しさにあふれ、健康でたくましい児童生徒を育成するため、道徳教育や安全教育の充実を図り、家庭や地域と連携しながら特色ある体験的な教育活動を推進します。

イ 豊かな教育資源の活用

○施策の方向

豊かな自然環境や歴史や伝統、次世代産業や学術機関などに加え、子どもの学びを支える地域人材を教育資源として活用し、子ども一人ひとりのニーズに応じた教育活動を展開することにより、夢の実現に向けて学び続ける児童生徒に必要な資質能力を育成します。

○主な施策

- ① 郷土の自然や歴史、伝統、文化などに関する理解を深め、他にはない鶴岡の良さを知り、ふるさと鶴岡を誇りに思える気持ちを醸成するため、市内施設や郷土の教材を活用した地域内学習を推進します。
- ② これまでの特別支援教育における「個に応じた指導」を発展させ、将来の目標や夢の実現に向け、子ども一人ひとりに応じた指導を充実させるため、教職員研修や専門家チームによる人的支援、教育環境の整備を推進します。

ウ 地域と協働する「チーム学校」の推進

○施策の方向

学校や地域、専門的な知識を有する外部人材などが、連携、協働して学校運営に取り組み、地域に根差した特色ある学校づくりを推進します。

○主な施策

- ① コミュニティスクール※の導入など、学校と地域が連携、協働して学校運

當に取り組む体制づくりを推進します。

- ② 一人ひとりの子どもに応じた支援を充実させるため、心理や福祉などの専門的知識を有する、スクールカウンセラー^{*}、スクールソーシャルワーカー^{*}などの外部人材との連携を推進します。

※コミュニティスクール

保護者や地域住民と教育委員会及び学校が、学校の経営方針等について話し合いながら学校を運営していく「学校運営協議会」が設置されている学校。

※スクールカウンセラー

心理に関する専門的な知識・経験を有する心の専門家として、児童生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行う。

※スクールソーシャルワーカー

福祉に関する専門的な知識・経験を有する福祉の専門家として、学校や関係機関と連携し、子どもの家庭環境に起因する問題解決に向けて支援を行う。

工 適正な教育環境の整備

○施策の方向

児童生徒が安心して学校生活を送り、非常災害時でも安全に利用できるよう学校施設の環境整備を進め、また、遠距離通学をしている児童生徒の負担を軽減するため、通学対策事業の充実を図ります。

○主な施策

- ① 学校施設の老朽化などの状況に応じて計画的な施設整備や長寿命化対策を行い、安全性の確保や適正な教育環境を維持します。
- ② 遠距離通学地域におけるスクールバスなどの運行や通学費用の助成を行い、児童生徒の安全な通学の確保と保護者の負担軽減を図ります。

才 高等教育機関の特長を生かした教育研究活動の充実と地域産業の発展を担う人材の育成

○施策の方向

本市に立地する山形大学農学部、鶴岡工業高等専門学校、慶應義塾大学先端生命科学研究所、東北公益文科大学大学院の研究教育活動の充実や、新たな研究教育機関の誘致活動を行い、本市を支える優れた人材の育成のほか、流入と定着を促進します。

また、高等教育機関や地元企業、関係機関と連携し、多様でレベルの高い学習機会を創出することで、職業観や勤労意識を高め、地域産業の発展を担う高

度な人材を育成します。

○主な施策

- ① 山形県、慶應義塾大学と本市との三者協定に基づく取組の評価検証を踏まえて、一層の市民理解の促進を図り、高度な研究を続ける先端生命科学研究所の研究教育活動を支援します。
- ② 山大農学部、鶴岡高専、慶應先端研及び公益大大学院の相互の交流、連携を促進し、また、研究開発の高度化や新しい産業創出に必要な技術や知識などを有する高等教育機関などや研究者の誘致などを行います。
- ③ 高等教育機関と連携し、研究機関やベンチャー企業などの活動や研究開発を担う人材を育成します。
- ④ 次代の生命科学やバイオ関連産業を担う人材の発掘と育成のため、高校生バイオサミットの実施や地元高校生を対象とした高校生研究助手、特別研究生プログラムなどに支援します。
- ⑤ 生徒の能力や創造性を伸ばし、社会の変化に対応した多様な職業選択ができるようキャリア教育の充実に努めます。
- ⑥ 高等学校の再編整備計画が検討されている状況を踏まえ、中高一貫教育校*が本市へ設置されるよう要望し、市民の理解を深めながら計画が推進されるよう市としても取組を進めます。

※中高一貫教育校

中学及び高校の学びを、地域の特色を生かしながら、学校独自の計画により6年間の見通しの中で実施する学校。山形県内では、2016年に県立東桜学館中学校・高等学校が東根市に設置されている。

力 若者の地元回帰、地元就職の促進

○施策の方向

経済的な理由で進学が困難な若者の就学支援や、進学などで本市を離れた若者、医師などの資格を持つ若者の地元回帰や地元就職を促すため、支援策を充実します。

○主な施策

- ① 本市で育った子どもたちが更なる成長のために進学し、本市に戻って働き、活躍できるよう奨学金などの経済的な支援制度の充実を図ります。
- ② 医師、看護師、保育士及び介護士など資格を持つ若者や農業に従事しようとする若者のために支援制度の充実を図ります。

施策の成果指標

項目(測り方)	現状値	成果指標(KPI)
<p>全国学習状況調査における割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己肯定感を感じている子ども ・他者との協働や共生について考えている子ども ・学んだことを日常に生かそうとする子ども 	<p>78% 43% 82%</p>	<p>84% 57% 87%</p>
高等教育機関等から誕生したベンチャー企業の40歳未満の従業員数	162人 (2018(平成30)年度)	270人 (2028年度)

[設定理由]

豊かな教育資源と適正な教育環境のもと、地域と協働して学校教育を推進することにより、児童生徒の自己肯定感や協働、共生の意識及び学びを日常生活に生かそうとする意欲の高い児童生徒の増につながる。

高等教育機関の特長を生かした教育研究活動の充実により、新規ベンチャー企業の創業や事業拡大に伴う雇用が増加し、人材の育成につながる。

(2) 地域における人づくりの推進

ア 市民の多様な学習活動の推進

○施策の方向

急激な社会情勢の変化のなかで、個人の生きがいづくりや地域課題解決に必要な知識を身に付けるため、市民が必要とする学習機会の提供や、学習活動を支援するための研修機会と学習情報の提供を行います。

また、社会活動に参画する中で、人ととのつながりを通して自ら考え地域課題を見つけ、課題解決の方策をつくり実践する力や、他者と協働する力を身に付けた、社会力を持つ人間性豊かな自立した人づくりを推進します。

地域住民が参画し学校と一緒に地域の子どもの育成に取り組むことで、子どもの豊かな学びの機会と地域内連携や協力体制をつくり、学びを通じた地域の活性化を図ります。

○主な施策

- ① 市民一人ひとりが豊かな生活を送る上で必要な学びや、学んだ成果を地域課題の解決に生かして地域づくりの実践活動に取り組むための学習機会と情報を提供します。
- ② 多世代にわたる交流の機会を設け、地域の担い手となる、自立し互いに支え合う人づくりを進め、地域社会づくりへの参加を促します。
- ③ 地域と学校が連携協働し、地域住民や保護者の協力のもと、子どもたちの成長や地域の教育力の向上を図る地域学校協働活動※を推進します。

※地域学校協働活動

高齢者、学生、PTA、企業・団体等幅広い地域住民の参画のもと、地域と学校が協力して、子供たちの学習支援や体験機会の充実を図ることにより、規範意識や社会性の向上を推進し、地域の教育力向上と活性化へつなぐ活動。

イ 社会教育活動推進のための施設機能の充実

○施策の方向

地域の実情に応じた市民の自発的な学習活動や、学びの成果を生かした地域づくりの実践が活発に展開されるよう、その拠点となる社会教育施設などの機能の充実を図ります。また、地域課題の分析と解決に必要な学習ニーズの把握を行いながら、効果的な事業運営体制を整備します。

○主な施策

- ① 利用者、来館者の安全で快適な学習環境の整備に向けて、中央公民館をは

じめとする社会教育施設の各種設備などの計画的な改修を進めます。

- ② 中央公民館において住民の学習ニーズに応じた各種講座の実施や、市民の交流活動の場を提供します。
- ③ 生涯学習センター、コミュニティセンター、地域活動センターなど身近な施設で市民が主体となった学習活動や地域づくりを支援します。

ウ 家庭教育力の向上

○施策の方向

親や家庭が子どもとのコミュニケーションを大切にし、自覚と責任を持って養育することが子育てにおいてとても大切であるため、家庭教育の自主性を尊重しながら、保護者に対して様々な学習機会や情報の提供を行い、家庭の教育力を高めます。

○主な施策

- ① 保育園、幼稚園、小中学校と連携しながら、多くの親などが集まる機会を利用して、子どもの発達段階に応じた子育て講座を実施し、家庭の教育力の向上を図ります。
- ② 家庭や地域に対し、家庭教育に役立つ情報の提供や知識を得る機会づくりを進め社会全体で子育て家庭を応援し、子どもたちの健全育成を図ります。

エ 豊かな自然のなかでの子どもの育成

○施策の方向

地域の大人と関わりながら、豊かな自然環境の中での多様や学びや体験活動を通して、子どもたちの探究心や自立心、郷土に対する誇りと愛着を育み、心身共に元気でたくましい成長を促進します。

○主な施策

- ① 地域活動を通して、子どもたちが森林、海浜、河川、田園など郷土の自然に親しみ触れながら学ぶ機会を積極的に提供します。

オ 市民の読書活動の奨励・推進

○施策の方向

市民の生きがいづくりや学習活動、調査研究活動に必要な資料や情報の適切な提供と快適な読書環境の整備を図り、生涯にわたる読書活動を奨励し、推進します。特に、子どもたちがより心豊かに生きていくために大切な、子ども時代の読書活動の充実に努めます。

○主な施策

- ① 学校、図書館、社会教育施設、子育て関係施設などが連携を図りながら、子どもが読書に興味を持てるよう講座、研修会の開催や図書資料の充実に努

め、子どもへの読書奨励を図ります。

- ② 子どもたちの探究心や好奇心、学習意欲にこたえる学校図書館の充実を図ります。
- ③ 環境に地域差が生じないよう図書館本館、分館に加え学校や社会教育施設などが連携し、身近に本に触れる機会の創出に努めます。
- ④ 読書活動の奨励及び推進の中心的役割を果たす施設として、快適な読書環境を構築するために、図書館本館の再整備を検討します。
- ⑤ 市民の学習ニーズに応える資料や情報の収集、充実に努め、読書活動及び生涯学習の推進を図ります。

力 男女共同参画と互いに尊重し合う社会づくりの推進

○施策の方向

誰もが性や年齢、国籍等に関わらず多様な生き方を選択でき、自己実現を図っていけるよう、あらゆる分野において男女共同参画と共生の気運を高め、互いに理解・尊重し助け合う、個性と能力が発揮できる社会の実現をめざします。

○主な施策

- ① 市内事業所に「イクボス※」を普及させ、ともに働く部下の仕事と家庭生活の両立を応援するワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現する取組を推進します。
- ② 家庭や学校、社会教育や生涯学習を通じて多様性を認め合う共生の意識や男女共同参画の意識を高め、男女の固定的な役割意識を取り除きます。
- ③ 悩みを抱える当事者やその家族が抱える生活上の困難の解消に向けて現状の把握に努め、一人ひとりが輝く社会の基盤整備を進めます。

※イクボス

従業員や部下の子育て・介護等に理解があり、組織の業績と結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる経営者や上司のこと。

施策の成果指標

項目(測り方)	現状値	成果指標(KPI)
生涯学習講座※に参加した市民の満足度	84.5% (2017(平成29)年度)	90.0% (2028年度)
家庭教育支援講座を実施した施設割合	46.8% (2017(平成29)年度)	70.0% (2028年度)
市立図書館における子ども(15歳以下)1人あたりの年間児童図書の貸出冊数	9.5冊 (2017(平成29)年度)	14.0冊 (2028年度)
市内の山形いきいき子育て応援企業 優秀企業・実践企業数	29社 (2018(平成30)年 11月末時点)	86社 (2028年度)

[設定理由]

住民の学習ニーズに応じた質の高い生涯学習の機会の提供と、参加者の交流活動を開催するための社会教育施設機能を充実させ、参加者の満足度が高まる。

家庭の教育力向上と自立心、郷土愛をもった子どもの成長を図るため、親子を対象とした人、もの、自然と関わりながら体験的に学ぶ機会を創出することにより、講座を実施する施設数の増加につながる。

子ども時代を含む生涯を通じた読書の奨励、また身近に本に触れる機会の創出や快適な読書環境を構築することにより知的好奇心や学習意欲の向上が図られ、子どもの貸出冊数の増加につながる。

男女共同参画意識の向上やイクボスの普及啓発により、働きやすい職場環境づくりが促進され、女性管理職登用や育児・介護休業制度取得などに積極的に取り組む企業の増加につながる。

※生涯学習講座

生涯学習は、市民が自己の充実や啓発、又は生活の向上のため、自らの意思により、自らに適した手段や方法を選んで、生涯を通じて行う学習であり、この生涯学習を受ける機会を市民に提供するため、社会教育施設の中央公民館などで開催される講座のこと。

(3) 文化芸術の振興

ア 市民の芸術活動の環境充実

○施策の方向

本市の特性である優れた文化芸術活動の伝統を継承発展させ文化振興を図るため、これから文化振興の指針となる文化芸術推進基本計画※を策定し、市民主体の文化芸術活動を一層促進するとともに、広く内外の優れた芸術の鑑賞、体験、舞台芸術、展示、交流の場として文化会館、アートフォーラムなど拠点となる文化芸術施設の運営充実に努めます。

○主な施策

- ① 市民の文化芸術活動を行う場や、優れた文化芸術活動や作品に触れる場として、文化会館とアートフォーラムの機能充実と市民が利用しやすい環境整備を図ります。
- ② 市民の多様な文化芸術活動を活性化するため、市民や団体の主体的又は自主的な活動が促進されるよう支援の充実を図ります。
- ③ 豊かな感性を育み未来の文化芸術の担い手を育成するため、児童生徒の芸術文化に触れる機会の充実を図ります。

※文化芸術推進基本計画

国の文化芸術全般にわたる基本的な法律である「文化芸術振興基本法」が、平成29年6月に改正され、政府においては「文化芸術振興計画」を定めるとともに、地方公共団体においては「地方文化芸術推進基本計画」を定めることが努力義務とされたことを受け、本市の文化芸術振興の基本方針として策定する計画。

施策の成果指標

項目(測り方)	現状値	成果指標(KPI)
文化芸術活動の参加者数	107,810人 (2017(平成29)年度)	195,980人 (2028年度)

[設定理由]

市民の文化芸術活動の環境充実を図るため、市民や団体の自主的な活動を支援するとともに、文化会館やアートフォーラムなど文化芸術施設の運営の充実や、芸術文化に触れる機会の創出により、文化芸術活動の参加者増につながる。

(4) 文化資源の保存・継承・活用

ア 伝統文化と文化財の保存・継承・活用

○施策の方向

文化財、民俗芸能、文学資料など有形無形の文化資源を住民自らが地域の文化として理解しながら後世に継承できるよう地域住民の主体的な伝承活動を支援します。

また、文化財をまちづくりや地域活性化に生かすため、公開や活用に努めます。

○主な施策

- ① 郷土に対する愛着と理解を深めてもらうため、文化財の適切な保護や保存に必要な調査と整備を推進します。
- ② 本市の歴史的又は文化的景観の一部として存在してきた歴史的建造物などの価値を継承するため、保存修理などに対し支援します。また、文化財としての価値を損なわないよう適切な保存活用を図ります。
- ③ 地域の文化、風土によって育まれた貴重な文化資源である民俗芸能の継承発展を図るため、後継者の育成と継承活動の支援、並びに、民俗芸能団体の交流の機会づくりを進めます。
- ④ 指定又は登録文化財の公開に役立てるため、デジタルアーカイブ化^{*}に取り組みます。

※デジタルアーカイブ(化)

デジタルカメラなど電子撮影器機を用いて文化財や歴史資料などの文化関係資料を電子化し保存記録すること。

イ 郷土理解のための歴史資料の保存と活用

○施策の方向

多様な歴史文化への理解を深め、それらを後世に継承できるよう、地域に伝わる貴重な歴史資料の保存と調査研究を進め、これらの成果を活用します。

○主な施策

- ① 地域に伝わる歴史資料を活用し、将来に向けて伝え残していくため、郷土資料館と民間学術研究施設が連携を図り、歴史資料の保全に努めます。
- ② 歴史資料閲覧の利便性を高めるため、デジタルアーカイブ化に取り組み、情報の共有と発信を図ります。
- ③ 講演会、出版物、企画展示などを通じて、郷土理解につながる歴史資料の研究成果を内外に向けて、広く発信します。

ウ 歴史・伝統・文化を大切にした誇りの持てる地域づくりの推進

○施策の方向

地域が持つ歴史や伝統、文化を大切に維持し発展させ、そこに住む人が誇りを持って住み続けられる地域づくりを進めます。また、歴史的風致や日本遺産として評価された歴史文化資源を活用し、現代に息づく魅力ある地域の形成を図り、活性化と交流人口の拡大を促進します。

○主な施策

- ① 酒井公入部 400 年（2022 年）や松ヶ岡開墾場 150 年（2021 年）の機会を生かし、史跡などの歴史遺産を保存又は継承するための維持管理、新たな観光拠点としての魅力向上、並びに、本市固有の歴史や文化的価値に対する理解促進を図ります。
- ② 歴史的風致維持向上計画^{*}に基づく整備や日本遺産のストーリーとして認められた松ヶ岡開墾場などの地域資源を観光資源として磨き、民間の力を生かしながら情報発信などを進め、魅力的な歴史まちづくりを推進します。

※歴史的風致維持向上計画

「地域における歴史的風致及び向上に関する法律」第 4 条及び第 5 条の規定に基づく計画。鶴岡市の歴史的建造物や伝統行事等、地域固有の風情、情緒、佇まいを醸し出している良好な環境を維持及び向上させ、まちや暮らしの環境とその魅力を守り、高めるとともに、後世に継承することを目的とするもの。本市では 2013（平成 25）年度～2022 年度を計画期間として策定し、「鶴岡公園とその周辺地区」「羽黒町手向地区」「羽黒町松ヶ岡地区」を重点区域として設定し歴史的風致の維持向上を図っている。

エ 文学資料の調査研究と活用

○施策の方向

本市が輩出し、またはゆかりのある文学者や作家、その作品について調査研究を行い、成果を公開又は活用します。

○主な施策

- ① 文学者、作家の功績と貴重な資料を文化施設などで紹介し顕彰します。
- ② 展示や講演会などを通じて、文学者や作家、その作品に深い影響を与えた鶴岡・庄内の文化や風土を内外に向けて、広く発信します。

施策の成果指標

項目(測り方)	現状値	成果指標(KPI)
文化財施設入館者数	916,000人 (2017(平成29)年)	1,026,000人 (2028年度)

[設定理由]

文化財の適切な保存と継承を進め、歴史文化資源を活用した魅力ある歴史まちづくりなどを進めることにより、文化財施設（致道博物館、羽黒山、善寶寺、丙申堂、旧致道館、大寶館など）の入館者増につながる。

(5) 市民スポーツの振興

ア 市民の健康・生涯スポーツの場の形成

○施策の方向

市民の誰もが目的や志向に応じて、いつでも、どこでもスポーツやレクリエーション活動に親しむことができる環境を整え、市民の心身の健康の保持増進、青少年の体力向上と健全な人格形成、いきがいのある生活の実現と心通い合う地域づくりを進めます。

○主な施策

- ① スポーツを「する人」、「みる人」、「支える人」が協働、連携してスポーツ活動に取り組み、スポーツを通したコミュニティづくりを推進します。
- ② 地域の自然や文化に触れる屋外活動の普及や市民が参加し、楽しみ、交流できるスポーツイベントの開催について自主的に取り組み運営できる人材と団体を育成します。
- ③ 市民が主体的に参加する総合型地域スポーツクラブ※を育成、支援します。
- ④ スポーツ少年団※の育成など、子どもがスポーツを楽しめる環境を整備します。

※総合型スポーツクラブ

「多世代」「多種目」「多志向」を活動の基本とし、身近な地域でスポーツに親しむことのできる、地域住民が自主的・主体的に運営する地域に根差したスポーツクラブ。

※スポーツ少年団

スポーツを通じた青少年の健全育成を目的とする日本最大の青少年スポーツ団体。単位スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、日本スポーツ少年団の4つの段階で構成・運営されている。

イ 地域の活力となる競技スポーツの振興

○施策の方向

トップレベルの大会での地元スポーツ選手の活躍は、市民に喜びと感動を与え、地域の活性化につながるため、競技団体などの関係団体との連携強化により、地元選手の競技力向上や強化を図ります。また、青少年の指導環境を整えます。さらに、トップレベルの大会の開催や企業や大学のスポーツチームの合宿誘致、東京オリンピック・パラリンピック※の事前合宿の誘致や来訪者との相互の交流を進め地域活性化を図ります。

※東京オリンピック・パラリンピック(基本構想 P5 参照)

○主な施策

- ① 中学校、高等学校の運動部や競技団体などが連携を図り、一貫した選手の育成ができる環境を整えます。
- ② 地元選手が国際的、全国的に活躍できるよう競技力の向上や強化を担う組織の育成を図り、また、アスリート※の育成を担う指導者の資質向上やトップアスリートの育成活動の充実を図ります。
- ③ 競技レベルの高い大会に向けた合宿の誘致を進め、地元選手の競技意識を高めます。また、見る楽しさや交流機会を提供することでスポーツへの関心を喚起し、市民のスポーツに対する多様な関わりを促進します。
- ④ トップアスリートなどの来訪をはじめ、2020年以降を見据えたスポーツや文化を通した相互交流による地域活性化を図るホストタウン事業を推進します。

※アスリート

競技スポーツ選手。特にその競技で最高水準が認められている選手をトップアスリートという。

ウ 充実したスポーツ施設の管理運営

○施策の方向

市民誰もが安全に安心して、気軽にスポーツ施設を利用できるよう施設環境の整備改修を進めます。

○主な施策

- ① 屋内多目的運動施設や地域の拠点となるスポーツ施設など用途に応じた施設機能の整備を図り、障害者や高齢者などが安心して利用できる環境づくりを進めます。また、バリアフリー化も含めた既存スポーツ施設の修繕や改修などを行い、施設機能の維持と利用者の安全を確保します。
- ② 地域住民が利用しやすい身近なスポーツ活動の場としての学校体育施設の有効な活用を図ります。

エ 子どもや地域に関わるスポーツ環境の充実

○施策の方向

子どものスポーツ機会が持続できるように、スポーツ少年団などの地域での運動の場の提供や総合型地域スポーツクラブとの連携や融合を図ります。

○主な施策

- ① 幼児期から体を動かす遊びを通じて、楽しみながら自然に身体活動が行える取組を推進します。
- ② 総合型スポーツクラブが安定的、継続的に運営されるよう、クラブ間やスポーツ少年団などとの連携の支援を図ります。

施策の成果指標

項目(測り方)	現状値	成果指標(KPI)
「運動・スポーツに関するアンケート調査」における割合 成人週 1 日以上の運動実施率 成人週 3 日以上の運動実施率	53. 7% 21. 9%	65. 0% 30. 0%
	(2018 (平成 30) 年)	(2028 年度)

[設定理由]

生涯にわたるスポーツ活動の推進、競技スポーツ振興やスポーツ施設の充実などにより、運動やスポーツに親しみ積極的に運動する市民の割合の増につながる。

(6) 学校給食の充実

ア 豊かな食材や伝統的な食文化を生かした安心安全な給食の提供

○施策の方向

学校給食発祥の地であり、日本で唯一のユネスコ食文化創造都市※である特色を生かし、鶴岡の食文化の継承、発展に寄与するよう、山・海・里の豊かな食材を活用した給食を提供します。また、学校給食衛生管理基準や大量調理施設の衛生管理マニュアルに基づき安心安全で信頼される給食をめざします。

○主な施策

- ① 郷土食、行事食や豊かな地域食材を活用した給食を提供します。
- ② 食育の充実により、食文化の理解を深め、継承に努めます。
- ③ 生産者団体や食品加工業者との連携を図り地産地消の拡大を推進します。
- ④ 衛生管理基準などの法令・マニュアルに則し安心安全な給食提供に努めます。

※ユネスコ食文化創造都市(基本構想 P8 参照)

イ 給食施設・機能の整備充実

○施策の方向

児童生徒数や地域の実情を踏まえ、給食調理施設の規模や個所数、衛生管理に必要な機能を検討し、施設の改築整備を図ります。

○主な施策

- ① 老朽化した学校給食センターの改築などの検討を進めます。
- ② 給食調理施設の設備更新を段階的に進めます。

ウ 給食を通した子どもの食環境の充実

○施策の方向

食物アレルギーを有する児童の増加や、朝食の欠食や子どもの孤食など、子どもの食を取り巻く環境の変化に対応するため、栄養バランスの取れた献立の提供や食指導の充実に努め、食物アレルギーの対応について、学校、保護者、給食センター、教育委員会、医療機関などが連携し、児童生徒の健全な成長に寄与する給食をめざします。

また、安心して子育てができるよう、学校給食費の負担軽減を進めます。

○主な施策

- ① 栄養教諭などによる栄養指導や食育を通じて、児童生徒自らが食の大切さ

を学ぶ力を育成します。

- ② 家庭における、学校給食への関心を高め、栄養や産地について学べるよう広報紙や料理教室などで情報発信します。
- ③ 子育て世代の教育費負担を軽減するため給食費を支援します。

施策の成果指標

項目(測り方)	現状値	成果指標(KPI)
学校給食に対する満足度 「給食がおいしい」と思う児童生徒の割合	<ul style="list-style-type: none">・小学生 75.2%・中学生 55.3%	<ul style="list-style-type: none">・小学生 80.2%・中学生 64.2%
給食を残さず食べる児童生徒の割合	<ul style="list-style-type: none">・小学生 77.5%・中学生 81.8% <p>(2013(平成 25)～2014 (平成 26) 年参考値)</p>	<ul style="list-style-type: none">・小学生 82.0%・中学生 85.5% <p>(2028 年度)</p>

[設定理由]

鶴岡の誇る食文化の特色を生かし、かつ安全で安心な給食を提供することにより、児童生徒の満足度の増につながるとともに、給食を通じた食環境の充実と健全な成長が図られる。

(7) 都市交流の推進

ア 国内都市交流の推進

○施策の方向

これまで培われてきた友好や信頼に基づく国内の都市交流を進め、市民による文化、スポーツなどの幅広い交流を展開し、郷土愛の醸成や交流人口の拡大による地域の活性化を図ります。

また、交流を通じ築かれた人的ネットワークを活用し、観光や物産をはじめとする市政情報のPRなどに取り組み、地域産業の振興などにつなげます。

○主な施策

- ① 各都市を代表する祭りやイベントでの観光、物産の紹介のほか、市民の各年代様々な分野での活発な相互交流の環境づくりに努めます。
- ② ふるさと会や同窓会をはじめ、文化活動や経済活動に基づく様々な交流で築かれた人的ネットワークを生かして市政情報をPRし、移住定住の促進、企業誘致、販路拡大を図ります。
- ③ 首都圏の自治体の協力を得ながら「第二のふるさと」づくりとなる事業を、東京事務所を中心に検討し、展開を図ります。

イ ふるさと会の組織活性化

○施策の方向

各地域出身者による「ふるさと会」の活動を支援し、また、組織の将来的なあり方について関係者と検討し会の活性化をめざします。

○主な施策

- ① ふるさと会の人的ネットワークを活用した市政情報のPRやSNSの活用などにより、新たな支援者の掘り起こしや組織の活性化に取り組みます。

施策の成果指標

項目(測り方)	現状値	成果指標(KPI)
行政及び民間における相互交流件数	18 件 (2018 (平成 30) 年度)	25 件 (2028 年度)

[設定理由]

幅広い分野での都市交流の推進、ふるさと会等の人的ネットワークの活用を通して、さらなる交流の促進やPRの活性化を図ることにより、相互交流件数の増につながる。

(8) 国際化の推進

ア 多文化共生のまちづくりの推進と国際化対応の充実

○施策の方向

本市に在住する外国人が市民の一員として暮らしやすい、多文化共生の地域づくりを推進します。また、経済のグローバル化やインバウンド観光の進展によるビジネスや観光を中心とした外国人の増加に対応するため、国際交流拠点である出羽庄内国際村の機能を活用し、外国人のサポート体制や受入体制の充実を図ります。

○主な施策

- ① 市民が主体の国際交流事業を支援し、交流機会の増大と相互理解の場の拡大を図り、地域における国際化を推進します。
- ② 在住外国人の交流や暮らしに関わる情報提供、相談窓口など出羽庄内国際村の機能を一層拡充し、交流人口の増大と地域の国際化に対応する環境を整えます。
- ③ 国際化への対応指針として「鶴岡市国際化推進アクションプラン(仮称)」を策定し、多言語支援体制の強化などの取組を進めます。

イ 国際都市交流の推進

○施策の方向

これまでの友好都市や姉妹都市との交流の歴史を踏まえ、国際都市交流を一層推進するとともに、国際的な感覚を備えた若者の育成を図ります。

また、ユネスコ創造都市ネットワーク※に関する都市交流をはじめ、幅広い国際交流が行われるための環境づくりを推進します。

○主な施策

- ① 子どもたちや友好団体などによる海外の友好都市、姉妹都市との交流を推進します。
- ② 外国との交流を通して将来を担う子どもたちが国際感覚を身につけ、世界で活躍できるような人づくりを支援します。
- ③ ユネスコ創造都市ネットワークにおける都市交流などに市民が積極的に参加できるような仕組みづくりを進めます。

※ユネスコ創造都市ネットワーク（基本構想 P3 参照）

施策の成果指標

項目(測り方)	現状値	成果指標(KPI)
外国語講座及び日本語講座受講者数	1,538人 (2017(平成29)年)	1,661人 (2028年度)

[設定理由]

多文化共生のまちづくりの推進と国際化対応の充実、国際都市交流の推進により、多言語習得の必要性が高まり、外国語講座及び日本語講座受講者数の増加につながる。

4 農・林・水産業

人が集い新しいことにチャレンジできる、
魅力ある農山漁村を形成し、豊かな食文化
を支える農林水産業の生産拡大と所得向上
を実現します

(1) 農業を支える人材の育成・確保

ア 担い手の育成・確保

○施策の方向

新規就農者に加え、優れた経営感覚を持った農業者の育成や確保を図るほか、域内だけでは離農する農業者の生産を担うことが困難なことから、域外や農外からの新規参入者を増やしていくことによって、若者や女性等の担い手の安定的な確保を図ります。

○主な施策

- ① 新規就農者研修受入協議会を核に関係機関や団体と連携し、ワンストップ相談窓口の機能や農業次世代人材投資事業などを活用しながら、新規就農者の育成を図ります。
- ② 就農時の初期投資の軽減に向けた支援策に加え、多様なニーズに応えるため、課題に柔軟に対応できるオーダーメード型の補助制度の導入を検討するなど、親元就農者や新規参入者への支援を強化します。
- ③ 山形大学農学部と連携した研修制度を充実するとともに、専門家派遣の活用及び営農指導を強化し農業者の経営力の向上を図ります。
- ④ 大規模園芸団地の形成を推進し、新規就農者の働く場や若手農業者の生産技術の習得の場を確保します。
- ⑤ 域外や農外からの新規就農を図るため、関係機関と連携し、農業の実践と座学を主体とする研修拠点を整備します。あわせて、農業人材育成研修の仕組みを構築し、新規就農の拡充を図ります。
- ⑥ 農業研修時の経済的負担を軽減するため、奨学金などの助成制度の創設を検討し、若手農業者が安心して研修に臨める環境づくりを進めます。
- ⑦ 女性農業者のノウハウを生かした経営力の向上を図るため、リーダーとなる女性の農業士^{*}を確保するとともに、研修や交流の機会を充実します。

※農業士

青年農業士と指導農業士の総称。先進的な農業経営を実践し、地域農業の振興と新規就農者の育成に意欲的に貢献できると県知事が認定した農業者。

イ 雇用就農の受け皿となる企業的な経営体の育成

○施策の方向

独立就農に加え、就農時のリスクが少ない雇用就農を増やしていくため、安定した生産力や販売力、企業的な経営感覚を備えた経営体を育成します。

○主な施策

- ① 国県の補助事業などを活用して農業機械及び施設の導入を進め、規模拡

大や経営多角化による安定経営を支援します。

- ② 「人・農地プラン※」を活用した地域の合意形成に基づき、農地の集約及び集積を進め、経営体の生産基盤の充実を図ります。
- ③ 雇用主の積極的な取組につながる支援制度の活用による雇用就農を促進し、正社員としての雇用を増やします。
- ④ 集落内の女性や高齢者など構成員の役割分担が可能な集落営農組織の育成や法人化、経営の安定化を支援します。

※人・農地プラン

地域農業マスターPLANとも呼ばれる。人と農地の問題を解決するために、地域の話し合いにより、今後の担い手や将来の農地利用等について取り決めた計画。

ウ 生産に必要な多様な労働力の確保

○施策の方向

米から園芸品目への転換など、今後さらに多くの労働力が必要となることから、従来の枠組みに捉われない新たな施策によって、多様な労働力の確保を図ります。

○主な施策

- ① 産業の垣根を越えて労働力を融通する仕組みの検討や構築を進め、農繁期の労働力を確保します。
- ② 農業の体験や見学会、技術講習会の開催などにより、高齢者や主婦、学生など地域の潜在的な労働力を掘り起こします。
- ③ 農業関係者と福祉団体の相互理解を深め、双方を引き合わせる仕組みづくりの検討などにより、農福連携を推進し、障害者などの農業への参入を促進します。
- ④ 首都圏などからの短期的な労働力の確保と交流人口の拡大を図るため、旅行会社などと連携し、園芸品目を中心とする繁忙期の農作業体験ツアーを企画し、実施します。

施策の成果指標

項目（測り方）	現状値	成果指標(KPI)
新規就農者数	累計人数 126 人 (年平均 25 人)	累計人数 450 人 (年平均 45 人)
うち新規参入者数	累計人数 35 人 (年平均 7 人) (2013(平成 25)～ 2017(平成 29)年度)	累計人数 240 人 (年平均 24 人) (2019～2028 年度)

[設定理由]

　担い手の育成・確保の施策推進や企業的な経営体の育成により、これから農業を支える新規就農者や域外、農外からの新規参入者の増につながる。

(2) 地域経済を支える農業生産の拡大

ア 水田農業の収益性の向上

○施策の方向

稲作による所得の維持向上を図るため、高品質な米の生産と需要に応じた作付けや品種誘導により売れる米づくりを一層進めます。また、農地の集約化、大区画化や水稻の低コスト栽培技術の導入、共同乾燥施設の有効利用などにより、生産コストの低減を図り、水田農業の収益性向上をめざします。

○主な施策

- ① 米の需給見通しを踏まえた作付けを推進し、消費者と実需者のニーズに応える産地づくりを進め、米価の安定化を図ります。
- ② 直播、疎植、密苗育苗※などの低コスト栽培技術の導入やライスセンター、カントリーエレベーター※などの共同利用施設の有効利用などを支援し、生産コストの削減を図ります。
- ③ 農地の基盤整備事業による大区画化や用排水路の管路化を推進するとともに、耕作地の交換等による農地の集約化を進め、農作業の効率化を図ります。
- ④ I C Tなどを活用した生産性の高いスマート農業※の導入を推進し、農作業の省力化や労働力不足解消を図ります。

※直播、疎植、密苗育苗

直播は、育苗を行わず直接圃場に種粒を播く方法。疎植は、移植の株間を広げて移植密度を下げる栽培方法。密苗育苗は、1箱当たりに播く種粒を多くする育苗方法で、すべて水稻の春作業にかかるコストや作業労力を削減する技術。

※ライスセンター、カントリーエレベーター

ライスセンターは、収穫した穀を乾燥、調整、粋すりを行い出荷するための施設であり、カントリーエレベーターは、これに貯蔵機能が加わったもの。

※スマート農業

I C T、ロボット技術を活用して、超省力化や高品質生産を実現する農業。

イ 産出額拡大に向けた園芸作物の生産拡大

○施策の方向

農業産出額の拡大や農家の所得向上を図るため、収益性の高い園芸作物（枝豆やメロン、庄内柿、ミニトマト、花きなど）の生産拡大を加速化します。そ

のため、生産基盤となる水田の畑地化などの土地改良事業を着実に進め、生産拡大に必要となる施設や機械の整備を支援しながら、戦略的な園芸産地づくりを推進します。

○主な施策

- ① 転作田での土地利用型園芸作物の生産を拡大するため、産地交付金などを活用した収益性の高い品目への誘導や機械化一貫体系の導入、共選施設の整備など集出荷体制の構築を促進します。
- ② 収益性の高い園芸産地の実現のため、重点的に取り組む品目の産地化計画などに基づき、産地づくりに必要な施設整備などを戦略的に支援し、大規模園芸団地などの形成を進めます。
- ③ 水田の畑地化や汎用化を進め、水田での畑作物の本格的な生産と高収益作物への転換を促し、園芸作物の収量性や品質の向上を図ります。
- ④ 果樹の振興品種への機械や施設整備の支援、優良品種や新たな栽培技術の導入により、果樹産地の維持拡大を図ります。
- ⑤ I C Tなどを活用したスマート農業の導入を図り、品質の高い生産物を安定供給できる産地づくりを進め、生産技術の向上、継承や栽培管理の省力化と高度化を図ります。
- ⑥ 園芸品目による周年農業の経営モデルを確立して、農業者の所得向上を図り、年間を通じた働く場と安定した所得を確保します。

ウ 循環型農業の振興

○施策の方向

優良堆肥による土づくりを基盤に、有機栽培や特別栽培での生産拡大に加え、安全で安心な産地としての情報発信を強化し、消費者に信頼される循環型農業を進めます。また、農業者、実需者、消費者が連携し、地域内で資源と経済が循環する「鶴岡版循環型農業モデル」の構築をめざします。

○主な施策

- ① 循環型農業の基盤となる優良堆肥の安定供給と地域内での耕畜連携を推進するため、既存の堆肥センターを再編統合し、新たに広域堆肥センターの整備を促進します。
- ② G A P(農業生産工程管理)※への理解促進と取組気運の醸成を図り、生産物の安全、環境の保全、労働の安全が確保された「安全安心な農産物の生産体制」を構築します。
- ③ 市独自認証特栽米の有機米へのステップアップ、在来作物などの有機栽培マニュアルの導入と普及により、有機農産物の生産拡大を図ります。
- ④ 耕畜連携や畑作輪作体系の強化、農商工連携、地消地産※を推進し、資源と経済が循環する「鶴岡版循環型農業モデル」の確立をめざします。
- ⑤ 循環型農業についての情報発信を強化し、有機農産物登録認定機関の機能を有効活用し、安全で安心な農産物としての差別化や高付加価値化を図り、

消費者との信頼関係を構築します。

- ⑥ 肉用牛の導入支援を拡充し、生産性の向上を図り、公共牧場を活用した飼養コストの低減や堆肥センターを活用した糞尿処理を進め、畜産の振興を図ります。

※GAP(農業生産工程管理)：(GAP:good agricultural practice)

食の安全性や労働者の安全確保、環境保全などに配慮した農業を行い、その農業生産活動の各工程について正確な実施、記録、点検、評価を行うことによる持続的な改善活動。販売先や消費者の信頼確保に繋がる取組。

※地消地産

「地産地消」が、地元で生産される新鮮な農産物を地元で消費すること(product out)に対して、「地消地産」は、地元で消費されている必要なものを地元で生産する(market in)考え方で、食料自給圏の形成や地域内の経済循環に繋げていく取組。

工 中山間地域・農村地域の活性化

○施策の方向

農地や農道、水路、ため池などの農業施設の維持管理と鳥獣被害対策を強化し、地域の資源や特性を生かした付加価値の高い農業生産と農業を基点としたスマートビジネスの創出を支援することで、中山間地域における地域コミュニティの維持と交流人口の拡大、地域の活性化を図ります。

○主な施策

- ① 在来作物などの特徴的な農産物の生産、加工、販売や地域資源を活用した農業体験、農家民宿など、所得と雇用を生み出すスマートビジネスを推進し、農村地域、中山間地域の特色を生かして地域の活性化を図ります。
- ② 鳥獣被害防止対策協議会を核とした有害鳥獣の駆除に加え、地域住民による追い払い活動など、地域ぐるみの鳥獣被害防止対策の充実を図り、鳥獣被害対策を強化します。
- ③ 国の支援制度を活用し、地域の共同活動による農用地、水路、農道などの適切な保全管理や生産条件が不利な中山間地域での農業生産活動を支援し、農地の多面的機能の維持と発揮を図ります。
- ④ 農地の利用状況の把握と利用調整の体制強化を進め、耕作放棄地の発生を未然に防止する啓発活動や再生への取組を推進し、農地の有効活用を図ります。

施策の成果指標

項目（測り方）	現状値	成果指標(KPI)
農業産出額 うち園芸作物（野菜・果実・花き）	307 億円 140 億円 (2016(平成 28) 年度)	400 億円 200 億円 (2028 年度)
有機米の作付面積	62ha (2017(平成 29) 年度)	100ha (2028 年度)

[設定理由]

土地改良事業の推進や施設、機械の整備を支援し、収益性の高い園芸作物の生産拡大を図ることにより、農業産出額の増につながる。

安全安心な循環型農業を振興し、有機農産物の生産拡大を図ることにより、有機米の作付面積の増につながる。

(3) 農産物の付加価値向上と販路拡大

ア 農産物のブランド力の強化と販路拡大

○施策の方向

ユネスコ食文化創造都市の強みを生かし、農産物のブランド力を強化することで、農産物の付加価値向上や他産地との差別化、消費者との信頼関係の構築を図ります。また、鶴岡産農産物やその背景にある食文化の情報を積極的に発信し、鶴岡ファンの拡大や新たな販路開拓を進めます。

○主な施策

- ① 地理的表示（G I）保護制度※や商標制度などの活用により、情報発信力の強化を進め鶴岡産農産物のブランド化を図ります。
- ② 地域で守り育ててきた在来作物を保存、継承し、その希少性や背景にあるストーリーの発信により高付加価値化を図ります。
- ③ 鶴岡の良さを伝える鶴岡ファンの拡大を図り、農業体験や食に関するイベントなどを通じて市民の主体的な情報発信を促し、農産物や農業に対する理解を促進します。
- ④ 関西方面など国内における新たな販路の拡大を図るため、J Aなどの農業団体と連携し、消費地や消費者に対する情報発信とP Rを強化します。
- ⑤ 首都圏での販路拡大を図るため、試食会や産地見学会など、飲食店関係者との交流を通して、鶴岡ならではの魅力を発信します。
- ⑥ 生産者団体などと連携し、中国や東南アジアを中心に相手国や品目の絞り込みを進め、情報収集を図り輸出に取り組みやすい環境整備を進めます。

※地理的表示（G I）保護制度：（G I :geographical indications）

地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物のうち、品質などの特性が産地と結び付いており、その結び付きを特定できるような名称（地理的表示）が付されているものについて知的財産として保護する制度。地域特有の農林水産物として国が認めたものとして他産地との差別化によりブランド化が期待できる。

イ 6次産業化※、農商工観連携の推進と地産地消

○施策の方向

6次産業化や農商工観連携を推進するため、初期の芽出しから施設の整備、商品の販売まで発展段階に応じた支援を行い、新たな地域ビジネスを創出するなど、農産物の高付加価値化をめざします。また、地産地消を推進するため、少量多品目の生産を支援するなど、直売活動を促進します。

○主な施策

- ① 多様な6次産業化を推進するため、関係機関と連携して相談体制を強化し、実践者のニーズに応じた支援により、起業化や事業の多角化を推進します。
- ② 初期投資の負担軽減や共用の食品加工施設や加工用機材の整備を検討し、農産物の新たな加工にチャレンジしやすい環境づくりを進めます。
- ③ 地域の農産物を活用した観光農園、農家レストラン、農業体験、農家民宿など、農業を基点とした地域ビジネスの展開を推進し、取組に対する支援制度の拡充により、実践者の拡大を図ります。
- ④ 女性や高齢者などの直売活動を推進するため、少量多品目の農産物生産に必要な施設整備を支援し、6次産業化と地産地消を推進します。
- ⑤ 生産者と食品製造業者などの協力、協働による、新たな地域ビジネスの創出を図り、農商工観連携による地産地消を推進します。
- ⑥ 新たな枠組みによる生産及び供給体制の強化などにより、学校給食の地元産野菜の利用拡大を進めます。

※6次産業化（基本構想P15参照）

施策の成果指標

項目（測り方）	現状値	成果指標(KPI)
産直施設の販売額	11.4億円 (2016（平成28）年度)	15.0億円 (2028年度)

[設定理由]

ブランド化の推進や6次産業化への支援により農産物の付加価値を高めるとともに、直売活動への支援により地域内の消費拡大を進め、産直施設の販売額の増につながる。

(4) 効率的な木材生産と健全で豊かな森林づくり

ア 木材生産の効率化の推進

○施策の方向

森林所有者の森林に対する関心の低下と木材産業の成長産業化とのミスマッチを解消するため、森林境界の明確化によって担い手への森林の集積と施業の集約化を促進し、機能別森林区分によって木材生産の拡大による収益向上と森林の持つ多面的機能の保全との両立を図ります。

また、伐採適期林齢に達した民有林の安定的で効率的な木材生産を行うため、林内路網の整備や高性能林業機械の導入を推進します。

○主な施策

- ① 空中写真やレーザー測量などの新しい手法を取り入れることにより、効率的に森林境界の明確化を進めます。
- ② 木材生産の低コスト化と多面的機能の保全の両立を図るため、採算性や森林保全を考慮した森林区分を行います。
- ③ 森林経営管理法に基づいて市が主体となる新たな森林管理システムの推進体制を構築し、意欲と能力のある担い手への森林の集積と施業の集約化を促進します。
- ④ 将来の担い手を確保するため、県農林大学校や山形大学農学部卒業生など若手林業従事者を確保し、地元林業事業体への就業を促進します。
- ⑤ 高性能林業機械の導入や森林作業道などの林内路網の密度向上、さらに大型トラックによる木材搬出を可能にする林道や林業専用道などの整備を推進し、木材生産の低コスト化を実現します。
- ⑥ 急峻な地形における集材作業の効率化のため、架線を用いた新たな集材システムの導入に支援します。
- ⑦ 大雨により多発する林道などの災害を防止するため、建設機械などを用いた省力的な側溝や路面の維持管理を行います。

イ 豊かな森林資源の地域内循環の促進

○施策の方向

「切って・使って・植える」という森林資源の地域内循環を実現するため、地域産木材による公共施設整備や一般住宅、木質バイオマス※エネルギー分野での利用拡大の促進と、森林資源の新たな活用を図ります。

○主な施策

- ① 公共施設整備での地域産木材の利用拡大を図るため、森林環境譲与税（仮称）を活用した「木工分離発注方式※」による施設整備を推進します。
- ② 「つるおか住宅活性化ネットワーク」に加入している「川上～川中～川下」

の事業体相互の連携を強め、一般住宅建築における地域産木材の利用を促進します。

- ③ 森林資源の地域内循環を促進するため、地域内における低質木材の木質バイオマス利用を推進します。
- ④ 竹炭の製造や新規用途の開発などを検討し、孟宗竹林の荒廃防止と伐採竹の有効利用を促進します。
- ⑤ 焼畠と再造林及び保育を組み合わせた循環型林業モデルの確立や自伐林家などの育成、特色ある特用林産物の生産を促進し、森林資源の新たな活用による山村地域の魅力づくりを進めます。

※木質バイオマス

木材からなる再生可能な生物由来の有機資源。

※木工分離発注方式

木造公共施設を整備する際に木材調達と建設工事を分離して発注する方式。

ウ 森林教育と健全で豊かな森林づくりの推進

○施策の方向

豊かな森林資源を活用した木育や森林環境教育を通じ、森林の持つ多面的な機能や林業の重要性などについて、市民の理解と関心を高めます。

また、森林の適正な管理や病害虫の防除によって、健全な森林づくりを推進します。

○主な施策

- ① 森林公園などを活用した木育や森林環境教育の体験プログラムを充実し、木材の生産・利用や森林保全の重要性に対する理解を深めます。
- ② 「糸の森※」などの活用により、多様な主体が参加し、協働する森林保全活動を推進します。
- ③ 海岸林の防風、飛砂防備機能などの多面的機能が発揮される健全で豊かな森林を保全するため、松くい虫被害などの拡大防止を図ります。

※糸の森

「やまがた糸の森プロジェクト」により推進されている豊かな森林の保全・活用を通して企業と地域のきずなを深める取組。

施策の成果指標

項目（測り方）	現状値	成果指標(KPI)
木材生産量(民有林)	29,934 m ³ (2017(平成29)年度)	60,000 m ³ (2028年度)

[設定理由]

担い手への森林の集積や施業の集約化、林内路網の整備などの木材生産の効率化とあわせて、森林資源の地域内循環の促進による需要の拡大により、民有林における木材生産量が2倍に増大すると見込まれる。

(5) 水産物の安定供給と漁村の活性化

ア 担い手の育成・確保と漁業の生産基盤の維持

○施策の方向

漁業者の円滑な世代交代による後継者育成を基本に、新規就業者の参入と担い手の育成確保を図ります。また、漁港施設を適切に維持管理し、漁港の機能維持と安全確保を図るとともに、栽培漁業や資源管理型漁業を推進します。

○主な施策

- ① 県、県漁協、漁業者などとの連携により、新規就業者向けの研修や独立に向けた初期投資を支援し、担い手の育成確保を図ります。
- ② 漁港の長寿命化計画を策定し、市管理漁港の改修を計画的に進めるとともに、適切な維持管理を行います。
- ③ イワガキ増殖施設の設置や藻場の保全活動、アワビ、トラフグ、ヒラメなどの種苗放流事業を推進し、水産資源の安定確保を図ります。
- ④ 燃油価格の高騰時における市独自の支援制度を検討するなど、漁家経営の負担軽減を図ります。
- ⑤ 水産物产地市場の機能強化や統合を推進し、市場の活性化を図ります。
- ⑥ 河川流域にあるふ化施設などの活用や整備支援、中間育成施設の活用を進め、増殖と放流を推進し、内水面漁業の振興を図ります。

イ ブランド化と安定供給による市場評価の向上

○施策の方向

漁家の所得向上に向けて、ブランド魚の創出や育成の取組とともに、船上での活〆技術の普及と浸透を進め、庄内浜産魚介類の市場評価の向上を図ります。また、庄内浜産魚介類を安定供給するため、鮮度保持機能の高い流通技術の導入を推進します。

○主な施策

- ① 新たなブランド魚の創出に向けて、県、県漁協、漁業者などと連携し、蓄養、冷蔵、活け越、活〆などについての新技術を開発又は導入します。
- ② 漁業者や加工業者などの設備導入などに支援し、高鮮度な魚介類の安定供給を図ります。

ウ 水産加工などの推進と交流人口の拡大による漁村の活性化

○施策の方向

ユネスコ食文化創造都市である本市の食文化の継承や、魚食の推進、学校給食での地場産水産物の利用率向上、浜の雇用の創出などに繋がる6次産業化を進めます。また、漁村地域における交流人口の拡大に向けて、特産の魚介類を

生かした消費者との交流や、漁村民泊などを導入又は推進し、漁村の魅力向上と地域活力の増大を図ります。

○主な施策

- ① 漁業者の6次産業化と水産物の高付加価値化を図るため、漁家自らが漁獲した未利用魚などを活用した水産加工品開発を支援します。
- ② 子どもを対象としたお魚教室などを開催し、魚食の普及と消費拡大の推進を図ります。
- ③ 学校給食への地場産魚介類の供給を進める取組を支援し、学校給食における地場産魚介類の使用率の向上、地産地消の推進を図ります。
- ④ 海洋教育や環境学習、漁業体験や加工体験など、海や漁村の持つ魅力と資源を生かした特色ある地域の取組を支援し、漁村地域の活性化を図ります。

施策の成果指標

項目（測り方）	現状値	成果指標（KPI）
生産額	14.0 億円	17.0 億円
魚価 (2015(平成 27)～ 2017(平成 29)年度平均)	493 円/kg	590 円/kg (2028 年度)

[設定理由]

担い手の育成や適切な漁港管理、水産資源の確保などの漁業振興施策の推進により、生産額の上昇が見込まれる。

庄内浜産魚介類のブランド化や未利用魚の付加価値向上の取組により、魚価の向上につながる。

5 商工と観光

市民の暮らしを潤す力強い産業を振興し、人材を育てながら、国内外との交流を活発化させ、多くの人を惹きつける地域をつくります

(1) 意欲を喚起し市民の暮らしを支える はたらく場の確保・振興

ア 企業の成長力強化

○施策の方向

市内の企業活動の全体的な底上げをめざし、市内企業の製品開発、技術力向上や新たなビジネス展開などの取組、企業活動を支える人材確保の課題解決を図るための取組を支援します。また、産学の関係機関とのネットワークを生かし、企業の成長力と競争力を強化します。

○主な施策

- ① 企業の技術革新や新製品の開発及び販路拡大の取組を支援します。
- ② 生産や流通の現場でのIoTやAIへの対応など先端設備の導入を支援します。
- ③ 地域企業の事業紹介や商談の場を提供し、販路開拓の機会を創出します。
また、企業間連携及び高等教育機関との産学連携を促進し、地域企業の新たなビジネス展開を支援します。
- ④ 企業訪問や懇談会などを通じて企業の実態やニーズを把握し、企業の成長力の向上を支援します。

イ 企業・事業所の立地並びに投資促進

○施策の方向

生産活動の拡大を図っている事業所や、先端生命科学分野の高度な技術集積に高い関心を持つ企業などを主なターゲットとして、新たな企業やサテライトオフィスの誘致に取り組んでいきます。また、市内に立地する企業の設備投資の動向を捉え、事業用地のニーズに対応し操業環境の充実を図ります。

○主な施策

- ① 市内の中核的な企業などからの景況や業界動向などをはじめ、各方面からの情報収集を行い、関連産業などの新たな企業の立地に向けて誘致活動に取り組みます。
- ② 事業用地の取得や設備投資に対する優遇制度の周知などを積極的に図りながら、企業の新規立地や設備投資を促進します。
- ③ 地域企業の動向を捉え、工業用水の確保や新たな産業集積を図るインフラ整備を推進します。

ウ 優れた地域資源を生かした産業の振興

○施策の方向

歴史や伝統、風土によって育まれた食文化や農産物、地場の伝統産業など、

鶴岡ならではの地域資源を生かした産業を振興し、新たな付加価値を見出すとともに次世代への継承を図ります。

○主な施策

- ① 地域資源を活用した製品開発と販路の開拓を支援します。
- ② 食の生産や製造に携わる者が新しい商品開発に意欲的に取り組む機会の創出を図ります。また、地域産品の国内外の取引拡大への支援など、食の産業面からの振興を図り、ユネスコ食文化創造都市のブランドを確立します。
- ③ 「鶴岡シルク」のブランド力向上と産業としての自立化を図ります。また、伝統工芸品として登録される「羽越しな布」の技術の継承及び産地の活性化を支援します。

エ 地域の企業活動の支援と地域内循環型経済の推進

○施策の方向

中小企業や小規模事業者の経営安定を支援し、後継者不足や事業承継に対する取組を促進します。また、地域産品を地元で積極的に活用する、地域産品を市外にPRして資金を獲得し市内でモノや資金などが循環する、「地産地商」の地域経済の確立をめざします。

○主な施策

- ① 商工会議所及び商工会による中小企業や小規模事業者に対する経営改善普及事業を支援します。
- ② 創業支援や人材確保への対応など、経営課題に応じた支援を行います。
- ③ 商業者団体などが実施する地元買い物キャンペーン事業など、地域内での消費促進のための取組を支援します
- ④ 地域の食品製造業や小売店などが連携した新商品開発や地場産品の情報発信による販路開拓などを支援します。

施策の成果指標

項目(測り方)	現状値	成果指標(KPI)
従事者一人あたりの商工業等生産額 (2015(平成27)年度)	696万円/人 (2015(平成27)年度)	825万円/人 (2028年度)

[設定理由]

企業の成長力強化につながる取組の支援、企業誘致や設備投資の促進、優れた地域資源を生かした産業の振興、地域産品の積極的な活用やPRにより、企業の生産性や市民の購買力を向上させることで従事者一人あたりの商工業等の市内総生産額の増加につながる。

(2) 明るく元気な地域の活力の源となる まちの賑わいの創出

ア 中心市街地における多様な商業・サービス機能の立地促進

○施策の方向

まちなかへの新規出店やオフィス機能の立地を支援し、空き店舗など低未利用地の解消を図り、中心市街地における多様な商業及びサービス機能の集積を促進します。また、まちなかの賑わい創出を支援することで、活気あるまちの形成を図ります。

○主な施策

- ① 中心市街地における空き店舗や低未利用地の有効活用による新規出店や既存店舗の魅力向上に資する取組を支援します。
- ② 商店街組織や民間事業者と連携し、鶴岡D a d a やFOODEVERなど、商店街、まちなかの賑わい拠点施設の利活用を推進し、まちなかや中心市街地への来街及び回遊強化を図ります。
- ③ 若者、女性によるナリワイ※や活躍の場を創出し、商店街などと連携しながら、まちなかの賑わい拠点や、商店街や各個店の商業及びサービス機能の強化、魅力向上を図ります。
- ④ 開業や創業にかかる支援を行い、若者やU I Jターン者による魅力ある新規出店、創業を促進するとともに、商工会議所や商工会などと連携し、後継者対策や円滑な事業承継を促進します。

※ナリワイ

「生業（なりわい）」をあえてカタカナで標記。「自分が好きなこと・得意なこと」と「誰かにとっていいこと」をかけ合って、小規模な仕事を起こすこと。生活の中から生み出す小規模なビジネス。

イ 地域に根ざした魅力ある商店・商店街づくり

○施策の方向

消費者の価値観の多様化やインターネット通販の普及、インバウンドへの対応など小売業を取り巻く情勢の変化に対する商店や商店街の対応を促進します。また、商業者の独自の取組や今後増加が懸念される高齢者などの買い物弱者への対応などを支援し、地域に根ざした魅力ある商店や商店街づくりを進めます。

○主な施策

- ① 商工会議所や商工会などと連携し、消費者のニーズや志向に即した販売手法や情報発信、外国人対応などの取組を支援します。
- ② 商店街団体が実施するイベントや買い物弱者対策など、商店街の垣根を越

えて各団体が連携して取り組む事業を支援します。また、新たな組織づくり、商店街の連携強化を促進します。

- ③ 市民団体や学生などと商店街組織が連携して行う事業や取組を支援し、地域に根差した魅力ある商店街とまちづくりを促進します。

施策の成果指標

項目(測り方)	現状値	成果指標(KPI)
中心商店街における自転車歩行者数 (休日・平日の平均)	3,843人 (2017(平成29)年度)	4,281人 (2028年度)
中心商店街における空き店舗率	8.3% (2017(平成29)年度)	4.5% (2028年度)

[設定理由]

中心市街地における多様な商業・サービス機能の立地促進、地域に根ざした魅力ある商店・商店街づくりにより、まちなかの賑わいの創出と空き店舗などの有効活用が図られ、中心商店街における歩行者や自転車通行者の増や空き店舗の割合の減少につながる。

(3) 本市の産業を支え発展に導くはたらく人の確保・育成

ア 若者の地元就職の促進と職業意識・能力形成

○施策の方向

新規学卒者やU I J ターン求職者をはじめとする若い人材の就労が円滑に図られるよう、企業とのマッチングや就職活動に対する支援、安定雇用を創出するための取組を強化し、地元への就職を促進します。また、若者の職業観や就業意識の醸成に向けた取組を早い段階から進め、職業人として必要な知識の習得と能力形成を支援します。

○主な施策

- ① 鶴岡地区雇用対策協議会やハローワーク（公共職業安定所）などの関係機関や、教育委員会と連携しながら、キャリア教育の充実と市内の中学生、高校生、高専生、大学生などをはじめ、保護者も対象にした地元企業の紹介や就職情報の提供を強化します。
- ② 県外進学者やU I J ターン求職者が地元企業に就職する契機となるよう、地元就職情報の発信強化や企業説明会などの開催のほか、地元就職へのインセンティブとなる支援を講じながら地元回帰を促進します。
- ③ 国や県と連携しながら、非正規雇用の正社員化など、雇用の安定と待遇改善のための取組を推進します。
- ④ 就職先選択の準備不足やミスマッチによる早期離職を防止するため、中学や高校の早い段階から本市産業の紹介や地元企業との交流の機会を提供します。また、同世代の異なる事業所で働く若年者の相互交流を促進します。
- ⑤ 本市での就職を希望する若者やU I J ターン者の自己の適性に応じた職業選択を支援する相談機能を整えます。

イ 起業・創業環境の充実

○施策の方向

創業間もない起業者の経営の安定を図るため、関係機関と連携し創業支援体制を整備します。また、若年層をはじめとして幅広い年齢層に創業の機運を高め、地域全体のビジネス力を向上させます。

○主な施策

- ① 商工団体や金融機関などで構成する創業支援事業者のネットワークを構築し、事業化の各段階での支援を行います。
- ② 起業家育成支援施設において、新規創業時の事務室やコワーキングスペース^{*}を提供し、利用者への経営アドバイスにより創業を支援します。
- ③ ビジネスプランコンテストの開催など、新たなビジネスを考える多様な機

会を設け、一般事業者や創業者から学生まで、幅広い年代の創業機運を高めます。

※コワーキングスペース

Co (共に) Working (働く) Space(場所)。実務に必要な設備や環境を共有しながら独立した仕事ができる共働場所。

ウ 働きやすい環境づくり

○施策の方向

若者や女性にとってやりがいと充実感を感じることができる職場環境の実現に向け、ワーク・ライフ・バランスの考え方の啓発と普及を図ります。また、働きながら安心して仕事と子育てとを両立できる環境づくりや、多様な人材が活躍できる職場環境の整備を促進します。

○主な施策

- ① ワーク・ライフ・バランスの実現や子育てしやすい職場環境づくりが促進されるよう、働き方改革や待遇改善、ハラスメントの防止等について、事業所の意識向上と啓発、普及に取り組みます。
- ② 働く意欲のある女性や高齢者、障害者、外国人労働者といった多様な人材活用が図られるよう、事業所向けのセミナーや研修などを開催し、働きやすい職場環境の整備を促進します。
- ③ ハローワーク(公共職業安定所)と連携し、求職者の様々なニーズに対応した職業選択や就職を支援するきめ細かな相談業務を実施します。

エ 産業人材の育成と職業技術・技能の継承

○施策の方向

本市産業の基盤となる人材の能力や知識を高める取組を支援し、自ら工夫し生産性や品質向上をめざす人材の育成を促進します。また、伝統産業などで生かされている技能を継承し発展させるため、卓越した技能者の表彰などの評価や啓発に取り組み、技能者の地位及び技能水準の向上を図ります。

○主な施策

- ① 事業者ニーズやビジネス環境の要請に対応した、専門技術習得のための研修や経営マネジメント能力の向上に資する講座などを実施します。
- ② 業務改善活動の普及拡大と内容の充実を図るため、企業における改善事例発表会を実施し、企業間での理解促進と新たな取組の喚起を図ります。
- ③ 産業人材の優れた技能を広く市民に周知するとともに、卓越技能者表彰制度などにより、担い手が誇りと希望をもってその技術や技能を継承する機運を高めます。
- ④ 料理人などが、異文化交流や人材育成プログラムなどにより創造性を高め

る機会を創出します。また、自らの研鑽により新たな知識や技術、資格などを習得するための支援の充実を図ります。

施策の成果指標

項目(測り方)	現状値	成果指標(KPI)
新規高等学校卒業者就職者のうち市内就職者の割合	45.0% (2018 (平成 30) 年 3 月卒)	66.7% (2029 年 3 月卒)

[設定理由]

若者の地元就職の促進や創業支援、働きやすい環境づくり、働く人材の育成と技術や技能の継承などに取り組むことにより、若年者の地元就職に関する志向が高まり、新規高等学校卒業者の市内就職者の割合の増加につながる。

(4) 高度な研究教育による新産業創出と起業家育成

ア 高等教育機関、研究機関の研究成果・新技術を核とする新しい産業の振興

○施策の方向

本市に立地する山形大学農学部、鶴岡工業高等専門学校、慶應義塾大学先端生命科学研究所及び東北公益文科大学大学院の研究教育活動、並びに国立がん研究センターなどの研究活動を支援し、その研究成果や新技術に基づく事業化、新たなベンチャー企業の創出と育成を促進します。

○主な施策

- ① 市先端研究産業支援センターで研究活動を行っている国立がん研究センターなどの研究成果から事業化が促進されるよう、研究活動を継続的に支援します。
- ② 次世代を担う新産業の創出と育成の循環を図るため、新技術や知識などを有する新たな高等教育機関及び研究機関(研究室を含む)並びに研究者の誘致などを行います。山大農学部、鶴岡高専、慶應先端研及び公益大大学院の相互交流や企業との連携による研究成果の事業化や事業の高度化に向けた取組を支援します。

イ 産業を創る若い人材の育成・流入・交流の促進

○施策の方向

研究機関、ベンチャー企業などで活躍する研究開発人材や、産業を創り出す起業家人材などを高等教育機関などと連携して育成します。また、サイエンスパークと地元企業との人材の交流や、市内で確保が難しい専門人材の獲得を官民が連携して取り組みます。

○主な施策

- ① 高等教育機関や研究機関の研究成果などから自らベンチャー企業を立ち上げる起業家人材を高等教育機関などと連携して育成します。
- ② 新産業創出の源泉となる技術革新を生み出す人材交流を活発にするため、研究者同士の情報交換や交流の場づくりなど、サイエンスパークと市民との交流を促進します。
- ③ ベンチャー企業の研究開発を支える高度専門人材を確保するため、ベンチャー企業や高等教育機関と連携して、都内でのセミナー開催を含め積極的に情報発信します。
- ④ 次代の生命科学やバイオ関連産業を担う研究者の交流や定着を促進するため、各種学会への協力や支援を行います。

ウ 企業間・産官学連携の促進と創業・事業拡大支援

○施策の方向

企業間連携や産官学連携によるベンチャー企業の創業や事業化などをサポートする体制の充実や強化を図ります。また、ベンチャー企業などの研究開発活動に必要な貸室や用地がサイエンスパークにおいて不足していることから、エリアの拡充を図り、起業から量産化までの事業ステージに応じて企業が選択できる多様な活動環境の整備を推進します。

○主な施策

- ① ベンチャー企業と地元企業などのマッチング支援や产学連携、創業から事業化、量産化までの事業ステージに応じた経営助言などができるサポート機能を関係機関と連携して整備します。
- ② ベンチャー企業や研究機関の研究開発活動に必要な貸室や用地需要見込に基づき、サイエンスパークの拡張やスタートアップから事業化までの各段階に応じて必要となる環境整備を、民間投資手法の活用も導入しながら検討します。

施策の成果指標

項目(測り方)	現状値	成果指標(KPI)
高等教育機関・研究機関の研究成果などから誕生した本社を鶴岡市に置くベンチャー企業(従業員4名以上)の数(累計)	5社 (2018(平成30)年度)	9社 (2028年度)
上記ベンチャー企業の40歳未満の従業員(役員(非常勤を除く)及び正社員)数	162人 (2018(平成30)年度)	270人 (2028年度)

[設定理由]

高度な研究教育による新しい産業の振興や、人材の育成促進、企業間・産官学連携の促進、創業・事業拡大の支援等により、新規ベンチャー企業の増や事業拡大に伴う雇用の増につながる。

(5) 鶴岡ならではの観光の振興

ア 観光戦略・マーケティングなどに基づく観光振興

○施策の方向

社会や消費者の動向など、マーケティングに基づいた戦略的な観光施策の展開を図ります。このため、新たな観光組織として鶴岡型DMO^{*}の設立、育成、機能強化を図り、本市の積極的な情報発信、旅行商品の提案などにより、観光誘客の拡大を地域経済への波及につなげていきます。

さらに、庄内観光コンベンション協会などの観光団体や近隣自治体と連携し、広域観光を推進します。

○主な施策

- ① 各種データの収集や分析に基づく施策の立案と実行、評価検証、見直しを図るP D C Aサイクルを確立し、戦略的な観光施策を展開します。
- ② 新たな観光推進組織としての鶴岡型DMOの設立、育成又は機能強化により、マーケティング活動や全市的な観光情報の発信、旅行商品づくりを推進します。
- ③ 庄内観光コンベンション協会やきらきら羽越観光圏推進協議会などの観光団体や新潟や仙台圏と連携し、広域的な視点による情報発信、誘客活動、旅行商品づくりなど広域観光を推進します。

※DMO

Destination Management/Marketing Organization の略。官民の多様な関係者が一体となり、各種データの継続的な収集や分析に基づく、戦略的な観光地域づくりを推進する組織。

イ 地域活性化につながる観光振興

○施策の方向

本市の認知度向上につながる情報発信や地域の魅力を生かした旅行商品のほか、イベントづくりにより、交流や定住人口の拡大につながる観光振興を図ります。

さらに、農村体験など滞在型観光、M I C E^{*}誘致、産業観光などを推進し、また、観光客の拡大と滞在期間の延長、飲食、土産、移動など観光分野での消費の増大と地元調達率の向上、高付加価値化などにより、他産業との連携を促進し、本市の経済への波及効果の拡大を図ります。

○主な施策

- ① インターネットや各種メディアを活用した積極的な情報発信により、本市の認知度向上を図ります。

- ② 本市ならではの特別感のある旅行や長期滞在型の旅行の提案に取り組みます。
- ③ 市内の高等教育機関や経済団体などと連携し、M I C E と呼ばれる企業などの研修、学会、各種イベントの誘致を促進します。
- ④ 日本遺産に認定された「サムライゆかりのシルク」の価値を生かした産業観光の振興に取り組みます。
- ⑤ 土産品や料理メニューなどについて、商品の開発段階から農商工観の連携を促進し、魅力的な商品づくりや高付加価値化を支援します。

※M I C E

Meeting Incentive Travel Convention Exhibition/Event の略。企業などの会議や研修、国際機関、団体、学会などが行う国際会議、展示会や見本市、イベントなどによる旅行。

ウ 訪れたい、住みたい観光地域づくりの推進

○施策の方向

本市は、歴史、文化、自然、食、まつりなどの地域資源に恵まれており、日本遺産である出羽三山や松ヶ岡、城下町の雰囲気が残る市街地、4つの個性的な温泉地、昔からの町割りが残る大山など各地域における、観光振興の観点からの地域活性化を図ります。あわせて、テーマ型、体験型観光の推進に向けては、農商工観の各産業が連携した食文化面での新たなテーマづくりを進めるなどし、観光振興の施策の推進からも「訪れたい、住みたい」地域づくりを進めます。

鶴岡型DMOは、行政、地域観光事業者の連携や支援のもとに、全市的な観光PRやキャンペーンの推進を担い、各地域の観光振興については、地域観光協会と連携した取組を進めます。

また、市民生活の利便性向上にも役立つ二次交通※の確保や、観光案内機能の強化、海水浴場の運営支援、観光地美化の推進など観光客の受入環境の一層の充実をめざします。

○主な施策

- ① 日本遺産の出羽三山や松ヶ岡では、認定された価値の発信や、案内機能などの受入環境の整備拡充、日本遺産の価値を知るモデルコースづくりなどにより一層の観光誘客に取り組みます。
- ② 2022年の酒井公入部400年に向けて、城下町の魅力向上やイベントの開催など、地域の観光関係団体と協働し、一層の取組を推進します。
- ③ 温泉地では、魅力向上や賑わい創出に向けて、出羽三山などの寺社仏閣と温泉地を結びつける旅行を重点的に展開し、宿泊者の増大、長期滞在化と市内各地の周遊促進に取り組みます。
- ④ 国内唯一のユネスコ食文化創造都市である価値を発信し、地域産業の活性化につなげるため、観光面においても食の学習や体験を取り入れた旅行を推

進します。

- ⑤ 黒川能、山戸能、獅子舞などの伝統芸能や、天神祭、莊内大祭、大山犬まつりなど各地域のまつりの維持発展に取り組みます。
- ⑥ 交通、観光事業者などとの連携、協力を図り、モデルコースへの旅行を容易とするバスなどの運行や、列車や飛行機、バス相互間の円滑な接続など二次交通の充実に取り組みます。
- ⑦ 観光案内所や観光ガイド、案内誘導標識など観光案内機能の一層の拡充に取り組みます。
- ⑧ 快適な海水浴場の管理運営を行う観光協会などへの支援、また、美しい景観保全や観光客の利便性、安全性の確保に向け、海岸の美化清掃、観光地の公衆トイレや登山道などの施設の維持管理を推進します。

※二次交通

駅や空港などの交通拠点と目的の観光地を結ぶ交通及びその手段。

工 加茂水族館や博物館などを中核とした交流人口の拡大

○施策の方向

加茂水族館は、世界一のクラゲ展示を生かし、今後も様々な学び、体験の場としての魅力の増大、情報発信を強化します。また、魅力的な水族館であり続けるため、計画的で継続的な施設整備を推進します。

致道博物館をはじめとする市内の博物館などの展示施設では、日本遺産の構成文化財や本市の歴史文化の紹介などを行い、施設間相互の連携、周遊の促進などにより、交流人口の拡大を図ります。

○主な施策

- ① 世界一のクラゲ展示を行う水族館として、国内外に広く情報発信します。
- ② クラゲをはじめ海洋生物に親しむ県内随一の貴重な学習展示施設として活用を図ります。また、加茂水族館を庄内浜の食文化発信基地として、新たな体験メニューやイベントの創出に取り組みます。
- ③ 計画的、継続的にハードとソフト両面にわたる整備を行い、水族館としての魅力を向上させ、さらなる誘客を図ります。
- ④ 博物館や展示施設による本市の歴史文化を発信する取組の推進や、各施設の一層の連携など、地域全体で観光客を受け入れる仕組みづくりに取り組みます。

オ 國際観光都市の実現をめざしたインバウンド誘客と認知度の向上

○施策の方向

歴史、文化、食などの観光資源は、日本人だけでなく外国人にも魅力的であり、その発信や外国人向けツアーの開発、本市の認知度向上につながる情報発信を図り、さらに、外国語対応や二次交通の確保など受入環境の整備促進によ

り、国際観光都市の実現をめざしたインバウンド誘客を推進します。

○主な施策

- ① インターネットなど I C T を効果的に活用し、外国語により、他地域にはない本市の魅力の発信に取り組みます。
- ② 関係機関や団体と連携し、外国人に向けた旅行商品の開発や提案に取り組みます。
- ③ 二次交通の確保や、観光案内所、観光ガイドなどの外国語対応の充実、観光施設や商店街、交通機関などと連携した外国語表記の推進、Wi-Fi など通信環境の改善など外国人観光客の受入環境の充実に取り組みます。

施策の成果指標

項目(測り方)	現状値	成果指標(KPI)
観光入込客数	631 万人 (2017 (平成 29) 年度)	790 万人 (2028 年度)
外国人延べ宿泊者数	1 万 3 千人 (2017 (平成 29) 年度)	6 万人 (2028 年度)

[設定理由]

鶴岡ならではの観光の振興のため、戦略的な観光施策の展開や恵まれた地域資源を生かした観光地域づくりの推進、国際観光都市の実現をめざしたインバウンド誘客の推進などにより、国内外からの観光入込客数の増につながる。

6 社会の基盤

自然と都市が調和したコンパクトシティの形成を進め、交通や情報ネットワークの充実により市域内外の交流を促進しながら、誰もが安全で快適に暮らせるまちをつくります

(1) 快適な都市環境の形成

ア コンパクトな市街地形成と地域とのネットワークの構築

○施策の方向

市街地の無秩序な拡大を抑制するとともに、市街化区域の土地の有効利用に留意しながら、人口規模に応じたコンパクトな市街地の形成を図ることを基本に、市中心部と地域を道路や交通ネットワークで繋ぐ「コンパクト＋ネットワーク」の新たなまちづくりを進めます。また、人口減少社会を見据えて活力ある市街地の形成を図ります。

○主な施策

- ① 区域区分を維持し、市街化区域の土地の有効利用に留意しながら、市街地への都市機能の集積を進めます。
- ② 住民生活の利便性向上を図るため、コンパクト＋ネットワークの新たなまちづくりを進めます。
- ③ 茅原北地区の土地区画整理事業を継続して支援し、都市計画道路の整備による市街地へのアクセス向上と、住宅供給を図ります。

イ 賑わいのある中心市街地の形成

○施策の方向

都市機能の集積やまちなか居住の誘導により、都市のエリアの特性にあわせたまちづくりを推進し、「居住の場、活動の場、交流の場としての中心市街地の再生」とその充実を図ります。

○主な施策

- ① 都市機能の集積と民間事業者による衣食住に係わる機能の立地誘導などを進め、市民の快適性、利便性の向上や中心市街地の活性化を推進します。
- ② 鶴岡駅前地区において、交通結節点機能の拡充を図るとともに、その立地条件を生かした民間事業による土地や施設の活用を支援します。
- ③ 密集住宅地の狭小宅地や狭い道路の改良を伴う区画再編事業を支援するとともに、若年世帯のまちなか居住の誘導を図ります。
- ④ 鶴岡公園周辺では、伝統と先端性が調和したまちづくりを推進するとともに、内川周辺を中心商店街に繋ぐエリアとしてまちづくりを進めます。
- ⑤ まちづくり懇話会における中心市街地のまちづくり方針の作成など、市民との対話を踏まえながら、駅前、商店街、鶴岡公園などを繋ぐ、快適な歩行者空間とまちの賑わい創出とが連動した誰もが楽しく「歩いて暮らせるまちづくり」を推進します。
- ⑥ 市民と協働でまちづくりを進めるため、様々な世代にわたるまちづくりの担い手の育成を図るなど市民の活動を支援します。

ウ 歴史や伝統・文化を大切にした誇りのもてる地域づくりの推進

○施策の方向

歴史的資源を活用した景観づくりに取り組んでいる地域を、生活の場とともに文化などの地域活動の拠点として位置付け、地域が持つ歴史や文化を大切に維持、発展させ、住む人が誇りを持って住み続けられる地域づくりを推進します。また、歴史的風致維持向上計画に基づき、現代に息づく魅力ある地域の形成を図り、活性化と交流人口の拡大を促進します。

○主な施策

- ① 歴史的風致維持向上計画に基づき、歴史的建造物と周辺地域の景観整備や伝統的な人々の営みを生かしたまちづくり、地域づくりを進めます。
- ② 地域の個性や創意工夫を生かして住民と行政の協働によるまちづくりに取り組み、人材育成や計画啓発活動、案内サインなどの整備を進めます。

エ 地域の特性を生かした景観形成

○施策の方向

これまで引き継がれてきた良好な景観を保全し、次代に継承するため、自然や農地、歴史的建造物などそれぞれの地域の豊かな特性を生かした景観形成とまちづくりを推進します。

○主な施策

- ① 大規模な建築物、工作物の建築行為の届出を義務付け、適切な立地規制を図ることにより、良好な景観の保全に努めます。
- ② 歴史的風致維持向上計画の重点区域など、景観上重要な地区として保全されてきた区域を鶴岡市景観計画※に位置付け、建築物や工作物のほか土地利用についてもきめ細かな規制や誘導を行います。
- ③ 建築物の高さの規制や誘導を図ることにより、美しい田園風景や山々の眺望景観の保全に努めます。
- ④ 地域の特性にあった地域ごとの協定や方針を定め、景観を生かしたまちづくりを進めます。

※鶴岡市景観計画

景観法に基づき、鶴岡市を主体とした積極的な景観まちづくりに取り組むための目標、方針を定めた計画。

オ 多様な機能を有する公園・緑地の整備と保全

○施策の方向

レクリエーションの場や憩いの空間である公園や緑地の整備と保全を市民とともに進め、緑のネットワーク形成と市民生活の豊かさの向上、防災機能の強化を図ります。

○主な施策

- ① スポーツやレクリエーション、学習や文化活動の場として市民の活動を支えることに配慮し、地域の特性を生かした公園や緑地の整備を進めます。
- ② 地域の住民自治組織などとの連携と協力により、公園や緑地の維持保全を進めます。
- ③ 誰もが安全で安心して利用できる公園と緑地の保全、施設設備の維持更新を計画的に進め、施設の長寿命化と維持経費の節減を図ります。
- ④ 鶴岡公園の桜など市民に親しまれている樹木の保護と計画的な更新を進めます。
- ⑤ 公園や緑地の整備にあたっては、ユニバーサルデザインと防災機能の拡充に配慮します。
- ⑥ 赤川かわまちづくり整備計画に基づき、まちと水辺が融合した良好な空間整備を行います。

力 バリアフリーに配慮したまちづくり

○施策の方向

高齢者や障害者が安全で安心に暮らしていけるよう、建物、道路、公園、公共交通機関等の施設や設備のバリアフリーに配慮したまちづくりを進め、誰もが快適で生活しやすい環境をつくります。

○主な施策

- ① バリアフリー化を進めるため、関係団体や高齢者、障害者だけでなく、子育て世代や若年世代などの市民の声を取り入れながら、建築物等に関する福祉環境整備要綱の見直しを進めます。
- ② 高齢者や障害者などが安全で安心に暮らせるよう、住宅改修について支援を行います。また、民間施設についても、国などの支援制度の活用により、バリアフリーに配慮したまちづくりを官民が協働して進めます。

施策の成果指標

項目(測り方)	現状値	成果指標(KPI)
中心市街地居住人口の市内総人口に占める割合	5.4% (2017(平成29)年度)	5.6% (2028年度)

[設定理由]

コンパクトな市街地形成や中心市街地における都市機能の集積、まちなか居住の誘導等により、いきいきと快適に暮らせる都市環境が整えられ、中心市街地居住人口割合の増につながる。

(2) 交流・連携の推進と基盤の整備

ア 東北日本海沿岸地域などとの連携と交流の推進

○施策の方向

歴史的、文化的に関係の深い新潟から秋田にかけての日本海沿岸の各県、各都市との間では、これまでも経済や文化、学術研究、観光、防災などにおいて相互の連携、交流に努めてきました。これからも地域の特性を生かしながら、相互の機能分担や連携の強化を推進することにより、地域の振興と交流を促進します。

○主な施策

- ① 鉄道や高速道路など高速交通ネットワークの整備をはじめ、日本海沿岸地域共通の課題について、その実現に向けて協力して取り組みます。
- ② 東北日本海沿岸地区の自治体などとの自然、歴史、文化資源を活用した観光振興や産業の高度化など、地域連携、相互協力を推進します。

イ 高速交通ネットワークの充実

○施策の方向

首都圏などの大都市圏をはじめ、日本海国土軸を一体的に構成する新潟などの日本海沿岸地域や仙台圏といった近隣地域などとの連携において、交流の活発化、物流の効率化を促進させる社会基盤である高速交通ネットワークの充実を推進します。

○主な施策

- ① 早期開通が望まれる日本海沿岸東北自動車道の県境区間の事業を促進するとともに、山形自動車道の月山ＩＣから湯殿山ＩＣまでの整備を促進することにより、全国の高速道路網に繋がるネットワーク機能の充実を図ります。
- ② 日本海沿岸東北自動車道の新潟県境区間の開通にあわせ、「あつみ温泉ＩＣ」「鼠ヶ関ＩＣ(仮称)」の周辺整備について検討を進め、その整備計画を策定します。
- ③ 庄内空港について、東京線の増便や運航ダイヤの改善、ＬＣＣ[※]を含めた新規路線の拡充など利用しやすい環境づくりに努めるとともに、滑走路の延長など空港施設機能の拡充を促進します。
- ④ 羽越本線の高速化や安定輸送の確保などによる利便性の向上、羽越新幹線の早期実現に向けて取り組みます。
- ⑤ 高速交通基盤の整備促進に向けて、庄内開発協議会や庄内空港利用推進協議会、山形県庄内地区羽越新幹線整備実現同盟会を中心に要望活動を行い、利用促進や整備推進に対する機運を高めます。

※ＬＣＣ

「Low-cost carrier」の略で、効率化によって低い運航経費を実現し、低価格で簡素化された航空輸送サービスを提供する航空会社。

ウ ICTの利用環境整備と行政サービスの充実

○施策の方向

情報通信サービスが格差なく利用できる環境を整え、セキュリティ対策を講じながら、行政事務のICTの活用による事務手続きの簡素化やサービス充実を図り、情報化社会の進展に対応した環境整備を推進します。

○主な施策

- ① モバイル端末から行政情報を簡単に取得できるサービスの充実を図ります。
- ② パソコンやスマートフォンなどから電子申請が可能な事務手続きの拡充に努めます。
- ③ マイナンバーカードの利活用を促進するため、情報セキュリティの強化を図りながら、新たなサービスの提供を進めます。
- ④ 市が保有する行政情報を市民や企業が広く活用できるよう、統計情報などの公共データを利用しやすい形式で公開する「オープンデータ」の取組を進めます。
- ⑤ 情報社会に対応した通信環境を整えるため、高速通信網を管理します。また、住民ニーズや社会状況を踏まえた環境整備を行います。

工 幹線道路網の整備

○施策の方向

道路網の骨格となる国道、主要地方道、一般県道の整備を促進し、幹線道路ネットワークの強化を図ります。

○主な施策

- ① 国道7号、国道112号、国道345号の防災、交通安全対策、狭隘区間の整備を促進し、地域間の交流と物流を支え、観光振興にも繋がる道路ネットワークの強化を図ります。
- ② 主要地方道や一般県道の未改良区間の整備を促進し、都市間、地域間交通の円滑化を図ります。
- ③ 都市内に不要な通過交通が入り込まないように誘導し、都市内外の交通の円滑化を図るため、外環状道路及び都市内幹線道路の整備を促進します。

才 安全・安心な市道整備と管理

○施策の方向

高齢化社会への対応や安全な通学路の確保など、市民にとって安全安心な道路整備を推進し、安全で快適に利用できるよう管理します。

○主な施策

- ① 日常生活圏での移動の円滑化、観光や余暇活動など観光施設や豊かな自然

を活用するための道路整備を促進します。

- ② 一方通行の見直しや道路整備を進め、中心部の自動車交通の利便性向上を推進します。
- ③ 身近な生活道路の整備については、交通弱者や高齢化社会に対応したバリアフリー対策や狭あいな市道の改良、安全な通学路対策など、地域の実情に応じた道路整備を推進します。
- ④ 災害時における避難や復旧支援に対応できる道路ネットワークを構築します。
- ⑤ 橋梁など重要な土木施設の長寿命化修繕計画を策定し、老朽化により更新時期をむかえる土木施設の延命化とコスト縮減に取り組みます。
- ⑥ 道路の防雪及び除雪対策の充実を図ることにより、冬季間の積雪から市民の生活、産業、経済活動を守ります。

力 公共交通ネットワークの形成

○施策の方向

日常の移動手段として重要な役割を担う路線バスなどの公共交通について、市民ニーズや地域の実情にあわせた見直しを行い、福祉、教育、観光、まちづくり、交通安全、過疎対策などの施策と連携しながら、利便性の向上を図ります。

また、市民、事業者などとの協働により、市民が安心して暮らせる地域づくりやまちの賑わい創出を支える、持続可能な公共交通ネットワークの形成を図ります。

○主な施策

- ① 地域の生活基盤である生活交通バス路線の維持、確保、改善に努めるとともに、路線の効率化、利便性の向上に取り組みます。
- ② 中心市街地と周辺地域、小集落間を結ぶ多様な交通システムの導入や、ＩＣＴの活用、まちづくりとの連携により、公共交通ネットワークの再構築を図ります。
- ③ 地域、交通事業者、行政が一体となって、公共交通の利用促進、利便性の向上に繋がる取組を進め、地域公共交通の活性化を図ります。
- ④ 条件不利地域の定住対策として、高校生の通学支援の拡充を図ります。

キ 港湾の利活用と魅力の創出

○施策の方向

船舶の安全確保や地域の振興化策と連携した港湾の利活用を促進し、魅力の創出を図るとともに、大地震や大津波などの災害に強い港湾整備を促進します。

○主な施策

- ① 加茂港及び鼠ヶ関港の整備を進め、入港船舶の安全と防災機能の向上を図ります。
- ② 地域の自然、歴史、文化、観光資源などを活用した取組を展開し、港を核

としたまちづくりなど港湾の利活用促進と魅力の創出を図ります。

施策の成果指標

項目(測り方)	現状値	成果指標(KPI)
日本海沿岸東北自動車道 鶴岡西 IC利用台数（台／日）	7,225 台 (2015 (平成 27) 年度)	11,300 台 (2028 年度)
平成 29 年度を 100 とした場合の路線バスなど利用者指数	100 (2017 (平成 29) 年度)	103 (2028 年度)

[設定理由]

幹線道路、高速道路の整備により交通ネットワークが形成され、人の交流、物流量の増加により、自動車道利用台数が増加する。

公共交通ネットワークの形成を図り、路線バスなど公共交通の維持、拡充に努めることにより、学生や高齢者などにおける日常の移動手段が保たれ、市内外との円滑な交流が図られる。

(3) 安全・安心な生活基盤の整備

ア 安心に暮らせる住環境づくりの推進

○施策の方向

誰でも安心して暮らせるよう、高齢者、障害者などの住宅困窮者のための住宅セーフティネット(市営住宅及び民間賃貸住宅)の構築や充実を図り、若年や子育て世帯に向けて定住促進につながる住宅建築を支援します。また、地域産材や地元職人の技術を生かした快適な住まいづくりを促進します。

○主な施策

- ① 市営住宅の整備や保全を計画的に進めるとともに、民間の既存ストックを活用した住宅セーフティネットの構築に取り組み、住宅困窮者へ良質な住宅を提供し、安定した住生活の確保に努めます。
- ② 老朽化した市営住宅を長期にわたり安全で快適な住まいとして活用するため、既存住宅の長寿命化を図ります。また、空き住戸を有効に活用するため、若年世帯などのライフスタイルに合った入居要件の設定や整備を進めるほか、移住希望世帯に向けたお試し居住用住戸への活用を推進します。
- ③ 地元の職人技術や鶴岡産木材をはじめとする、地域が有する資源を活用した地域住宅の新築や住宅リフォームを支援し、住宅関連産業の振興と良好な住環境形成を推進します。
- ④ 特定非営利活動法人つるおかランド・バンク※などの民間組織と連携し、良好な住環境整備や地域の特性を勘案し、活性化につながる空き家、空き地などの活用に取り組みます。

※特定非営利活動法人つるおかランド・バンク

空き家、空き地問題を解決し、住みよいまちづくりを目指す特定非営利活動法人（N P O）。

イ 住宅・建築物の耐震化の向上

○施策の方向

庄内平野東縁断層帯※を震源とする大地震が将来発生することが予測されていることから、建築物の倒壊被害などを最小限に抑えるため、鶴岡市建築物耐震改修促進計画※に基づき、住宅や建築物の耐震改修などを促進します。

○主な施策

- ① 住宅や大規模建築物の耐震性向上のため、耐震診断及び耐震補強設計のアドバイス、耐震改修工事や耐震リフォーム工事を支援します。
- ② 地震時に倒壊の恐れのあるスクールゾーン内のブロック塀と、津波ハザードマップ内の狭い道路に面したブロック塀などの解体撤去を支援します。

- ③ 土砂災害特別警戒区域に居住する住民の安全を確保するため、危険住宅の除却や移転を支援します。

※庄内平野東縁断層帯(基本構想 P5 参照)

※鶴岡市建築物耐震改修促進計画

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、住宅や多くの方が利用する建築物の耐震化の促進に取組むための目標・方針を定めた計画。

ウ 人口減少社会に対応した適切な公共施設の管理

○施策の方向

公共施設などの老朽化や人口減少に伴う利用需要の変化に対応するため、公共施設などの全体の状況を把握するよう、個々の施設評価を実施します。

また、長期的な観点から、施設の更新、統廃合、長寿命化などに係る施設類型別の標準ルールを作成し、公平で透明性の高い公共施設などの最適な配置を推進します。

○主な施策

- ① 公共施設などの最適な配置を推進していくため、公共施設マネジメントシステム^{*}の導入と活用により、施設の安全性や必要性の分析などの施設評価を実施し、分析結果に基づいた計画的な公共施設などの更新、統廃合、長寿命化などを実施します。また、公共施設の現状や方向性について、市民への積極的な情報提供や情報共有を進めます。
- ② 市役所本庁舎の耐震補強工事を行い、大規模な地震発生時でも防災活動拠点施設としての機能を確保します。また、行政機能の継続性の確保を図ります。
- ③ 大地震発生時に倒壊する危険性が高い朝日庁舎について、庁舎を利用する住民や職員などの安全を確保するため再整備を行います。

※公共施設マネジメントシステム

市が保有する公共施設の保全情報を一元的に管理し、施設台帳の整備や保全計画の作成に活用するための施設情報を管理するシステム。

エ 安全な水の安定供給

○施策の方向

水需要の減少や施設の経年化などにより、水道事業の経営状況については今後さらに厳しさを増すと想定されるため、経費の縮減、効率化に努めつつ、官民連携の推進や広域化の検討を進めるなど、将来も持続可能な経営基盤の強化を図ります。また、アセットマネジメント^{*}による計画的な施設の更新やダウンサイ징^{*}を進めるとともに、災害に備えた施設整備と体制の強化を推進し、

安全な水の安定供給に努めます。

○主な施策

- ① 経費の縮減や業務の効率化に努めるとともに、官民連携や広域化の検討を進め、持続可能な経営基盤の強化に努めます。
- ② 水質被害や漏水などによる断水を回避するため、老朽化した水道管や送水設備などの計画的な更新を実施し、安全な水道水の安定供給に努めます。
- ③ 水道管や水道施設などの耐震化を進め、災害発生時における災害拠点病院や避難所などへの給水ルートの確保に努めます。

※アセットマネジメント

資産の状態を診断、評価し、中長期的な施設更新と収支見通しを踏まえ、資産を効率的に管理していく手法。

※ダウンサイ징

水需要の減少にあわせた水道施設の規模縮小化の手法。

才 下水道事業の健全経営と効率的な運営

○施策の方向

下水道事業については、水需要の減少と連動する使用料収入の減少により、今後厳しい事業運営になっていくと想定されるため、経営効率化を推進し、経営基盤の強化を図ります。

また、未普及地域の早期解消に向けて整備を進めるとともに、アセットマネジメントを導入し、より効率的な施設管理に努めます。あわせて、下水道資源の有効利用を進め、循環型社会の形成を促進します。

○主な施策

- ① アセットマネジメントを導入し、既存ストックの効率的な維持管理によるコスト縮減を図るとともに、接続率の向上による適切な収益確保に努めます。
- ② 未普及地域の早期解消に向け、効率的で計画的な施設整備を進めるとともに、施設の耐震化による機能強化を図ります。
- ③ 汚泥や消化ガス、処理水などの下水道資源を農業に活用する「ビストロ下水道」など、国が提唱する新たな資源循環事業の検討を進め、循環型社会の形成を促進します。

力 雨水対策の推進

○施策の方向

近年、短時間で局的に発生する集中豪雨により、浸水による被害が多発していることから、雨水対策の推進により浸水被害を未然に防止し、市民生活の安全で安心な生活基盤の整備を図ります。

○主な施策

① 市街地の雨水対策として、既存の水路施設の検証と必要な対策の検討を行い、計画的に幹線排水路整備などを実施します。河川や堰に設置してある樋門、水門の各管理者と連携した開閉操作による幹線排水路の水位の上昇を抑制する体制づくりを強化し、浸水被害の軽減を図ります。また、雨水台帳を整備して適切な維持管理に努めます。

施策の成果指標

項目(測り方)	現状値	成果指標(KPI)
住宅確保要配慮者※専用住宅登録戸数 (累計)	24戸 (2018(平成30)年度)	70戸 (2018~2028 年度累計)
経年化(老朽)水道管路更新延長	830m (2017(平成29)年度)	6,380m (2028年度)

[設定理由]

誰もが安心して暮らせる住環境づくりを推進することにより、民間所有の賃貸物件を活用した住宅セーフティネット※が構築され、住宅確保要配慮者の入居を拒まない、耐震性に優れ、安全・安心な賃貸住宅の登録戸数の増につながる。

上下水道事業の経営効率化を進め、持続可能な経営基盤強化を図ることで適切な事業運営が行われ老朽化した管路や施設の更新が図られる。

※住宅確保要配慮者

高齢者、低額所得者、被災者、障害者、子育て世帯。

※住宅セーフティネット

独力では住宅を確保することに一定の配慮が必要な人が、それぞれの所得、家族構成、身体の状況などに適した住宅を確保できるようにする仕組。

(4) 計画的な治水強化と市土の保全

ア 河川の整備と良好な維持管理

○施策の方向

近年、これまでの想定を大きく超える記録的な集中豪雨が多発傾向にあることから、水害から市民の生命や財産を守り、社会基盤の安定を図るため、河川の整備を促進します。また、施設の良好な維持管理はもとより、農地や山林などの貯水機能を活用するなど、河川流域の持続的治水機能を確保し、良好な河川環境の保全を図ります。

○主な施策

- ① 主要河川の改修を促進することにより、河川の氾濫を防ぎ、水害から市民の生命や財産を守ります。
- ② 生態系や自然の織りなす景観の保全に配慮し、市街地にあっては親水性を取り入れながら、美しい河川づくりを推進します。
- ③ 市民と行政が河川環境や治水に関わる情報を共有し、協働により良好な河川環境を維持、保全します。

イ 砂防施設などの整備

○施策の方向

土石流や土砂崩れなどの土砂災害から市民の生命や財産を守るために、砂防などの防災施設の整備を促進します。

○主な施策

- ① 砂防施設や急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設などの整備を促進します。

ウ 海岸の整備

○施策の方向

冬季風浪などによる海岸の浸食を防ぎ、美しい浜辺を保全するため、自然との調和に配慮した海岸保全施設の整備を促進します。また、市民と協働で取り組んでいる維持管理体制をもとに、美しい水辺環境づくりを推進します。

○主な施策

- ① 海水または地盤の変動による浸食から海岸を防護する海岸保全施設(堤防、護岸、砂浜など)の整備を促進します。
- ② 市民と協働で取り組んでいる維持管理体制をもとに、海岸の美化などを進め良好な環境を維持、保全します。

施策の成果指標

項目(測り方)	現状値	成果指標(KPI)
河川の増水による家屋被害件数	67 棟 (2018 (平成 30) 年 10 月時点)	0 棟 (2028 年度)
河川愛護団体(海岸含む)活動団体数	58 団体 (2018 (平成 30) 年)	65 団体 (2028 年度)

[設定理由]

河川の整備と良好な維持管理の推進により、河川の氾濫など水害の減災化が図られ、被災家屋の減少につながる。

市民と行政が河川環境や治水に関わる情報を共有し、河川美化に係る意識が高まることにより、市民による河川など愛護活動が活発化することが期待され、協働による良好な河川環境の維持・保全につながる。

7 地域の振興

各地域固有の特性や地域資源を最大限に生かし、地域住民が誇りと愛着を持ち、安心して暮らし続けることができる地域づくりを行います

(1) 鶴岡地域

鶴岡地域は、城下町の歴史を背景に、藩校致道館から受けつぐ向学の気風のもと、時代や社会情勢の変化に真剣に向き合い、400年にもわたる先人たちの努力がさまざまな分野において積み重ねられてきた地域です。

また、全国的に暮らしが均質化するなかで、豊かな自然環境のもと、天神祭や大山犬祭りなど多彩で貴重な伝統文化や生活文化が、鶴岡地域固有の特性として引き継がれてきました。

これまで鶴岡地域では、社会情勢の変化を捉えて、全国に先駆け住民の自主的なコミュニティ活動の拠点づくりを進め、平野部から中山間部、海岸部にわたる多様で豊かな環境のもと、特色ある地域づくりを押し進めてきました。

このような地域の優れた特性を次世代に継承し、誇りと愛着を持って暮らしていくまちを創るために、市民によるコミュニティ活動のさらなる推進とその担い手の育成をめざし、鶴岡地域にとどまらず市全体の地域振興の方向性として、「まちづくり」、「ひとづくり」の取組を進めます。

ア 未来を見すえた住民主体のまちづくりの推進

○施策の方向

住民が主体となった「地域ビジョン※」の策定を支援し、多様で複雑な課題を持つ市街地部及び郊外地部それぞれの地域の実情に対応しながら、地域の特性を最大限に発揮できるような課題解決力のあるコミュニティの構築に努めます。

また、鶴岡地域が、城下町としての面影や歴史的風情を保ちつつ、医療、福祉、商業、学術などの都市機能が集積され、地域の活力を維持する中心的な役割を果たすなかで、人が集まりやすい立地の特性を生かし、様々な人々が集い交わる場を創ります。

こうした、多様な交流から新たな価値を生み出し、地域を元気にしていく芽を育て、未来を見すえた住民主体のまちづくりを推進します。

※地域ビジョン(P9 参照)

○主な施策

- ① 福祉や環境、生涯学習など住民生活の全般に関わるコミュニティ活動の中核である広域コミュニティ組織の育成、支援を行い、活動基盤の強化を図ります。また、地域課題を住民が共有し、その解決に継続して取り組める体制を整え、地域ビジョンの策定及びビジョンに基づく実践活動を支援します。さらに、地域の自立的な取組に継続的に関わってくれる地域外の人材、いわゆる関係人口を掘り起こしながら、課題解決力のあるコミュニティの構築を進めます。

- ② 地域の未来を見すえ、地域まちづくり未来事業などにより、広域コミュニ

ティ組織などの住民が主体となって取り組む地域の特性を生かしたプロジェクトを支援します。

- ③ 職業や業種などが異なる多様な者同士が集い新たな関係づくりを促進する場を創出し、交流の中から地域の活力につながる新たな市民活動や地域活動を生み出します。

イ 地域の明日を担う人材の確保・育成

○施策の方向

地域がその特性を踏まえて自ら考え、地域づくりに取り組んでいくよう、若者がいきいきと活躍できる環境を整え、多様な学びの場を創出します。

また、自然、歴史、文化など特色ある地域資源を活用した地域づくり活動を支援し、地域の明日を担う人材の育成を図ります。

○主な施策

- ① 若者の力を地域づくりに生かすため、鶴岡まちづくり塾※など、学生や若い世代から地域づくり活動に参画してもらう仕組みや活躍できる機会を創出し、未来に向けた人材育成と業種の垣根を越えた同世代の交流、連携を促進します。また、県とも連携して、任期を終え本市に定住している地域おこし協力隊の隊員の組織化を図り、これまで地域づくりの最前線で培ったノウハウを生かして活躍できる仕組みづくりに取り組みます。
- ② 鶴岡致道大学※など専門分野の学問や知見に接することで、未来への創造性や感性を養い、地域づくりに必要な考え方や視点について学ぶ場を提供します。また、身近な地域づくり活動の事例発表会などを開催し、交流や意見交換を通じてお互いの活動に対する理解を深め、実践へつながる学び合いを促進します。
- ③ 様々な主体が参画する地域づくりを実現するため、これまでの各種まちづくり支援制度を市民目線で見直しながら自発的な地域づくり活動を支援し、協働のまちづくりを通じて地域の明日を担う人材の育成を図ります。

※鶴岡まちづくり塾

本市の将来を担う若者の人材育成や交流・連携などを推進する取組。

※鶴岡致道大学

旧莊内藩の藩校「致道館」の教育精神を引継ぎ、創造的な学びの場として、平成9年度に開学された市民講座。

施策の成果指標

項目(測り方)	現状値	成果指標(KPI)
地域ビジョン策定件数(累計) ※鶴岡市全体分	4 件 (2018(平成 30) 年度)	20 件 (2028 年度)
人材育成の取組を通じて新たに実施される地域づくりのプロジェクト件数(累計)	12 件 (2018(平成 30) 年度)	88 件 (2028 年度)

[設定理由]

住民主体の地域づくりを支援することにより、地域ビジョンを策定する自治組織の増につながり、地域における課題解決力の強化などが見込まれる。

人材育成の取組により、地域づくりに対する市民の意識が高まり、多様な主体による新たな地域づくりのプロジェクトの増加につながる。

(2) 藤島地域

藤島地域は、多くの農業関係機関、団体などが集積し、先進的な農業に取り組む意欲的な農家が多く、特に稻作においては、庄内地方の農業の中心的役割を担ってきた地域です。このような地域特性を生かしながら、今後も重要な食糧生産地の一翼を担い、また、安全で良質な、「人と環境にやさしい農業」を実践する地域であることを強みに、農業を核とした地域づくりを推進します。

これまで築き上げてきた豊かな田園文化を継承しつつ、稻作に新たな園芸作物などを取り入れた複合的農業経営への転換を図り、農家の所得向上をめざした取組を行います。

藤島地域がこれまでまちづくりに活用してきた「ふじ」や伝統芸能である「獅子踊り」など、地域が育んできた貴重な歴史と文化を次世代にしっかりと継承していく取組を進めます。また、藤島歴史公園「Hisu 花（ヒスカ）」を新たな資源として活用し、市内外の交流の拡大を図ります。

依然として進む少子高齢化に伴う人口減少を見据え、地域内の生活基盤を再構築する取組や高齢者がいきいきと暮らせる仕組みづくり、地域特性に即した防災力の強化など、住民が安心して生活し、暮らしやすさを実感できる施策を展開します。

ア 豊かな田園文化の継承と水田農業革命の実現

○施策の方向

人と環境にやさしい農業の取組を継続し、安全安心な農産物の拡大と産地ブランド化、地産地消の取組を進めます。

稻作を基幹としながら園芸作物の生産拡大を図り農家所得の向上をめざすプロジェクトを展開します。

農業が縁となり、これまで築きあげてきた首都圏大学との連携や優れた人材を輩出し、地域の農業を支えてきた庄内農業高等学校などの教育機関との連携を強化します。

○主な施策

- ① 保有する農業関連資源や有機認証のノウハウなどをフルに活用して、作る人(農家)と食べる人(消費者)双方で地域の農業を支える仕組みを構築し、国内屈指の良質米産地として、地域の物語を付加した産地のブランド化を推進します。
- ② 農業経営の安定化に向け、枝豆などの土地利用型園芸作物を振興して水田における稻作との複合経営を推進します。転換を促進するため地域全体で複合経営を可能とする広域の集出荷施設の整備や生産性向上のための機械導入などを支援します。
- ③ 学校給食へ新鮮な地元農産物を供給する団体を支援し、地産地消率の向上

を図ります。また、食農教育や田んぼの生き物調査などの農業体験学習を通して子どもたちが農業の未来や魅力に关心を持ち、地域への誇りと愛着を育む取組を行います。

- ④ 庄内農業高等学校と地域、農業関連団体などが連携して、魅力ある学校づくりを支援します。また、大東文化大学との連携により農産物のPRなどをを行い、地域と首都圏の交流を推進します。

イ 歴史と文化、交流が彩るふじのまちづくりの推進

○施策の方向

藤島地域を象徴する「ふじ」と獅子踊りなどの「伝統芸能」は、今後も重要なまちづくりの資源と捉え、地域に活力を生み、住民が誇りと愛着を持てる地域づくりにつなげていくとともに、地域内外にその魅力を発信し、交流人口の拡大と賑わい創出を図ります。

また、ふじのまちのシンボル施設として整備した藤島歴史公園「Hisu 花(ヒスカ)」と隣接する東田川文化記念館を活用した地域づくりの推進やそれに関わるボランティアの育成などに取り組みます。地域の資源や特性を生かした取組を一層発展させながら、多様な人々の関わりによる歴史と文化、交流が彩るまちづくりを推進します。

○主な施策

- ① 東田川文化記念館を含む藤島歴史公園「Hisu 花(ヒスカ)」から始まる地域づくりとして、市民が公園づくりや活用を検討できる場を創出します。
また、オフシーズンのイルミネーションの点灯や住民参加の花壇整備などを行い魅力発信に努めます。
- ② ふじのまちにふさわしいふじ棚の適正な維持管理を推進するため、地域住民、ボランティアなどの住民の主体性を生かした取組や活動を支援します。
- ③ 市内の伝統芸能の裾野を広げるイベントとして鶴岡伝統芸能祭※を開催し、獅子の里「藤島」を発信します。また、伝統芸能の保存伝承にも取り組みます。
- ④ ふじの花の魅力が伝わるお土産品開発に取り組みます。地域内外に発信する「ふじの花まつり」を開催し、ふじをテーマとした観光振興を促進します。

※鶴岡伝統芸能祭

ふじしま夏まつりの中で、夕方4時から約4時間、第1部は藤島地域内で活動しているこどもたちや団体による踊りや太鼓の披露の場、第2部は獅子踊りをはじめとした藤島を含んだ鶴岡市内の伝統芸能・郷土芸能の競演を行い、地域の活性化と伝統芸能の育成を図るとともに、鶴岡の歴史と文化を体感することができるイベント。

ウ くらしやすい“藤島”を実感できる生活基盤の再構築

○施策の方向

この地域に住みたいと思えるような、暮らしやすさを実感できる生活基盤の再構築に向けて、若者世代から選ばれる地域をめざした住環境の整備や子育て環境の充実を図ります。

地域公共交通のあり方など高齢者が社会参加しやすく、いきいきと充実した生活を送れるような仕組みを地域と協働で検討していきます。

また、庄内東縁断層帯や藤島川と京田川の二つの河川が貫流する地理的な特性にあることから、地震、大雨災害など防災機能の強化や地域防災力の充実を図ります。

○主な施策

- ① 交通ネットワークの充実や商工業振興につながる社会基盤の整備促進に努めます。また、地域公共交通のあり方や宅地供給の支援など地域のニーズを反映した仕組みづくりを検討し、魅力ある定住地としての環境づくりに取り組みます。
- ② 子育て世代から定住先として積極的に選択してもらうために効果的な施策について検証していきます。児童館や保育園などの老朽化が進んでいるため、少子化の進展と子育て家庭のニーズを勘案した施設整備を検討し、子育て環境の充実を図ります。
- ③ 健康でいきいきと暮らせる仕組みづくりとして、グラウンドゴルフなどの生涯スポーツに打ち込める環境整備や誰もが手軽に継続できるウォーキングなどを取り入れ、住民が楽しみながら運動できる仕組みを検討します。高齢者が生きがいを持って暮らし続けられるよう、社会参加の促進や買物弱者対策を進めます。
- ④ 災害に強いまちづくりを推進するため、共助の基本である自主防災会運営の強化と二次避難所となっている地域活動センターなどの整備、訓練の実施、避難計画の策定などを支援し、地域防災力の充実を図ります。

施策の成果指標

項目(測り方)	現状値	成果指標(KPI)
農業収入 1,000 万円以上の経営体割合	16.4% (2017 (平成 29) 年度)	30.0% (2028 年度)
ふじ関連イベント・施設入込数	21,615 人 (2017 (平成 29) 年度)	36,800 人 (2028 年度)
藤島地域の年間人口減少率	△1.9% (2017 (平成 29) 年度)	△1.5% (2028 年度)

[設定理由]

水稻単作から脱却した複合経営の促進などにより、農家収入が向上して安定した経営体の増につながる。

新たな地域資源である歴史公園 Hisu 花と東田川文化記念館の利活用を図ることにより、ふじの花まつりなどイベントを含めた交流人口の拡大につながる。

生活基盤の再構築など安心して暮らせる支援や仕組みづくりの推進により、定住地や子育て世帯に選ばれるまちと実感され人口減少率の低下につながる。

(3) 羽黒地域

羽黒地域は、出羽三山とその門前町、史跡松ヶ岡開墾場、ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン※で高い評価を得た羽黒山杉並木や国宝五重塔など、歴史的な観光資源に恵まれた地域です。

少子高齢化や人口減少が進む中でも、地域資源を活用し、活力にあふれる地域づくりを進めています。

観光面では、羽黒地域の歴史文化を広く発信し、国内旅行者のみならず、インバウンドにより海外から訪れる旅行客にも羽黒らしい自然や歴史に触れる空間を提供できる観光地づくりに取り組みます。

農業面では、特に中山間地域の特産物である園芸作物の振興と土づくりの推進により付加価値を高めます。また、月山高原エリアでは、既存施設を活用して、人が集い、自然の中で交流が生まれる場所づくりに取り組みます。

地域づくりでは、住民が安心して暮らすことができるよう、住民主体の活動を支援するとともに、防災対策や生活の足の確保などの地域課題の解決に向けて行政と地域が連携して取り組みます。

※ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン

フランスのタイヤメーカー、ミシュランが発行する旅行ガイドで、多くの国々の旅行者たちが、日本各地の魅力を体験できるような情報を掲載している。

ア 人を惹きつけ魅力あふれる観光の推進

○施策の方向

手向門前町の修景整備や出羽三山精進料理の魅力発信など門前町としての魅力向上のための取組を推進します。

また、松ヶ岡開墾場については、蚕室などの歴史や魅力を発信する拠点としての保存や活用の整備を進めるとともに、松ヶ岡地域への支援を継続します。

こうした取組に加え、インバウンドなどに対応するため、老朽化した既存観光施設の再整備を図るとともに、映画を活用した誘客、観光施設の連携による周遊型の観光誘客施策の強化を図ります。

○主な施策

- ① 手向門前町の歴史的まちなみの整備推進、固有の食文化である出羽三山精進料理の魅力や松例祭大松明行事※などの出羽三山の伝統行事を継承、発信するなど、地域資源を活用するための活動への支援を行い、交流人口の拡大を図ります。
- ② 鶴岡市歴史的維持風致維持向上計画などに基づき史跡内建造物の保全などを図るとともに、2014(平成 26)年 3 月に松ヶ岡地域が策定した「松ヶ岡

「地域振興ビジョン」に基づき地域が主体的に行う事業を支援します。

- ③ 中山間地域の広大な土地を活用した映画ロケ施設が観光誘客資源となっていることから、映画ロケ誘致や映画を活用した誘客事業に対して支援を行うとともに、羽黒を訪れる観光客を地域全体で取り込んでいくため、観光情報の発信や魅力ある観光周遊ルートの設定などに取り組みます。

※松例祭大松明行事

大晦日から、元旦にかけて夜を徹して行われる羽黒山の代表的な火祭り。

2014(平成26)年3月に国の重要無形民俗文化財に指定。大晦日の昼頃から元旦未明にかけて合祭殿内や鏡池前広場などで、鳥跳び、国分神事など様々な神事が行われる。

イ 地域の特色を生かし価値を高める農業の推進

○施策の方向

羽黒地域の特産物である庄内柿やアスパラガスなどの園芸作物について、高品質な農産物の生産体制の確立、新品種導入や新たな栽培技術の導入を支援し、土づくりなどによる付加価値の向上による産地のブランド化を図ります。

月山高原エリアの既存施設については、地域の生産者や民間による有効活用を図り、交流人口の拡大、地域の活性化を図ります。

○主な施策

- ① 雄大な景観を楽しむことができる月山高原エリアにおいては、アクセス環境の変化により月山への経由地となったことを産業振興に生かすため、月山高原ハーモニーパークを再整備し、民間活力を活用しながら、農業者や農業関係団体が観光と連携して取り組む事業を支援します。
- ② 羽黒地域の特産物である庄内柿やアスパラガスなど園芸作物について、新規や更新の植栽支援、高品質で安定的な栽培方法の確立、耕畜連携した土づくりの推進によりブランド化を図り、産地としての維持拡大をめざして、県や農協などの関係機関と連携し、生産者及び生産者組織を支援します。

ウ 活力ある地域づくりを担う地域コミュニティの推進

○施策の方向

防災、福祉その他の地域課題に対して、自治振興会と連携した市民との協働による取組を進めます。また、住民活動の拠点施設である地域活動センターの計画的な整備、修繕などを図り、子育て世代や高齢者のほか、全ての世代が利用しやすい施設づくりに取り組みます。

高齢者などの交通弱者に対しては、交通手段の確保と拡充に取り組みます。

○主な施策

- ① 住民活動の拠点であり、緊急時の避難場所でもある地域活動センターにつ

いて、住民が快適に利用でき、かつ非常時にも安全が確保できる施設に整備します。

② 路線バスの廃止に伴い、交通空白地域の高齢者などの日常生活の足を確保するために、現在運行している市営路線バスのより利用しやすい運行方法を住民とともに検討し、さらなる利便性の向上と利用者の拡大を図ります。

施策の成果指標

項目(測り方)	現状値	成果指標(KPI)
月山・羽黒山の観光入込客数	737,200人 (2017(平成29)年度)	800,000人 (2028年度)
堆肥散布量（羽黒町堆肥利用組合）	1,757t	1,810t
J Aアスパラ部会（羽黒地域）の販売額	4,000万円 (2017(平成29)年度)	1億2,000万円 (2028年度)
地域活動センター利用者数(4地区合計)	41,842人 (2017(平成29)年度)	41,900人 (2028年度)

[設定理由]

既存観光施設の連携と情報発信力の強化によって月山と羽黒山の観光客数増加につながり、それに伴う地域内での宿泊数の増や消費行動の拡大が期待される。

安全安心な農産物を求める消費者の志向に対応するには有機質堆肥の投入による有機栽培や減農薬や減化学肥料栽培の推進が不可欠であり、羽黒地域の特色である畜産業との連携によって環境保全型農業の推進に資する。

地域コミュニティ活動の支援住民が快適で安心に利用できるよう施設の整備や、子育てしやすい環境づくりを努めることにより、幅広い年齢層の利用につながる。

(4) 檜引地域

檜引地域は、本市を代表する果樹の生産地であり、黒川能をはじめとする伝統芸能や、丸岡城跡及び加藤清正墓碑などの歴史遺産が数多く残る地域です。さらには、中央を南北に貫流する赤川や庄内が一望できる中山間地などの豊富な地域資源を有しています。これらの特性を生かすことで、地域内外のたくさんの人々が集い交流する賑わいの創出と、ここに住む人が将来にわたって物心ともに豊かに暮らせる活力ある地域づくりをめざします。

檜引の果樹生産の特徴である多品目生産と、観光果樹園や産直などの先進的な取組を生かし、「フルーツの里」としてのブランド化と果樹を中心とした産業振興の拠点づくりを進めます。また、農業体験や自然体験の環境整備を進めることで都市部との交流人口の拡大を図り、地域を越えて連携する広域の観光周遊の仕組みづくりに取り組みます。

黒川能を始めとする貴重な伝統芸能の保存と継承を支援し、あわせて観光資源としての活用を図ります。また、赤川周辺の施設や自然、芸術作品などを活用した憩いと賑わいの拠点づくりを進め、地域の活性化につなげます。

少子化や高齢化、人口減少などを見据え、住民の暮らしを守るための、地域コミュニティの維持活性化と、健康で安全安心な生活が送れる仕組みづくりを進めます。

ア フルーツの里づくりと地域連携による交流人口の拡大

○施策の方向

檜引地域の農業の強みである少量多品目の特性を生かした果樹のブランド化により付加価値を高め、継続的で経営力のある産地形成をめざすとともに豊かな農業と自然を生かした都市農村交流を進め、交流人口の拡大を図ります。羽黒山や湯殿山などに代表される鶴岡の大きな観光資源を核にしながら、それぞれの特色を生かし地域を越えて連携する広域観光圏の形成を推進します。

○主な施策

- ① 産直あぐり周辺を「フルーツランド(仮称)」として拡張整備を進め、ここを拠点に果樹園地の流動化の促進や果樹栽培経営体の法人化などの支援、ＩＣＴを活用した効率的な生産体制の強化を図るとともに、各種助成事業を積極的に活用することで、果樹生産基盤の整備推進に取り組みます。
- ② 庄内地域で随一の多品目生産の果樹産地として、限られた樹園地面積の中で、遊休農地の流動化と持続可能な園地循環の仕組みを構築し、ブランド戦略により付加価値の高い 6 次産業化商品の開発と首都圏への販売ルートの一環システムを確立し、果樹産地としての「フルーツの里くしひき」のブランド化を図ります。
- ③ 観光果樹園や農家民宿、飲食店などの経営の安定化や観光施設としての資

質向上、新たな開設などを支援し、農業体験型観光の拡大充実と果樹を資源とした観光ネットワークを展開します。

- ④ 首都圏の修学旅行や農業体験受け入れの体制強化を進めるとともに、これらの交流関係を持続的なものとする空き家を活用した交流ゲストハウスの開設に取り組みます。また、たらのきだいスキー場の通年型自然体験施設の取組と宝谷の自然を生かした農業自然体験空間と事業の充実を図ります。
- ⑤ 南部広域拠点(櫛引、朝日、黄金)が連携する観光商品の開発や滞在型、着地型観光の情報発信と、地域デマンド交通と一体となった地域主体型の観光二次交通システムの構築を支援し、羽黒山などからの観光客の周遊を促す広域観光圏の形成を推進します。
- ⑥ 域内交通の利便性向上や観光振興に資する広域幹線道路について、周辺地域と連携し早期着工を関係機関に要望していきます。

イ 黒川能など貴重な歴史文化の継承と活用推進

○施策の方向

黒川能などの貴重な歴史文化を保存伝承していくため、地域全体でその価値を共有し、時代の変化に合った伝承の方策を探りながら新たな地域活動へつなげていきます。また、歴史文化の資源や遺産を活用し慣れ親しむ場を積極的に提供することで、保存伝承活動への理解促進と地域の活性化を図ります。

○主な施策

- ① 黒川能保存伝承研究会※などの開催と、映像や音源の記録保存による伝承支援、また、能楽愛好者などの稽古や合宿誘致による黒川能ファンの獲得と、情報発信を推進します。
- ② 天狗舞獅子舞などの民族芸能の実態調査と課題の堀り起しなどを進め、民俗芸能の継承活動を支援します。
- ③ 丸岡城跡史跡公園と黒川能の里王祇会館への集客や利用拡大を関係団体と一緒にやって進め、地域の歴史文化の理解促進と地域の活性化を図ります。

※黒川能保存伝承研究会

識見者による黒川能の歴史や行事食の可能性などを学習する機会とし、理解を深める取り組みを広げ、具体的な活性化の実践につなげることを目的とする、公益財団法人黒川能保存会主催事業。

ウ コミュニティの活性化と安全安心な地域づくりの推進

○施策の方向

地域コミュニティの役割が増す一方、その機能低下が懸念される中にあって、担い手の育成や集落自治体制を補完する広域コミュニティの設置検討や集落の連携などの新たな仕組みづくりを支援します。また、健康維持のための拠点づくりや新たな地域公共交通の構築など、健康で安全、安心に暮らせる環境整備

を図るとともに、地域資源を生かした元気なまちづくりを推進します。

○主な施策

- ① 地域コミュニティ活性化推進のための集落支援体制の強化や櫛引生涯学習センターを拠点とした生涯学習の推進、また、ケーブルテレビを活用した情報発信と地域づくりの推進など、活力と持続性のあるコミュニティづくりを進めます。
- ② 将来の地域づくりのリーダーを育成する取組や鶴岡まちづくり塾によるイベントを支援し、協働のまちづくりと地域のにぎわい創出に取り組みます。
- ③ 新たな地域公共交通の構築を図り、子どもや高齢者など交通弱者の生活支援を推進します。
- ④ 住民同士の語らいや交流活動、創作(ものづくり)活動、文化活動、レクリエーション活動の取組を促す事業を実施することで、健康で生きがいのあるコミュニティづくりを推進します。
- ⑤ 赤川河畔エリア(櫛引総合運動公園、桜並木)、くしひき温泉ゆ～T o w n、櫛引パーキングエリア地域拠点施設、生き活きべんとう村及び彫刻家富樫実氏の「空にかける階段」の作品群などの地域資源を効果的に活用し、魅力と賑わいある地域づくりを推進します。

施策の成果指標

項目(測り方)	現状値	成果指標(KPI)
果樹販売額(J A 櫛引支所、産直施設)	318,759 千円 (2016 (平成 28) 年)	330,000 千円 (2028 年度)
櫛引地域観光果樹園観光入込客数	18,258 人 (2017 (平成 29) 年)	24,000 人 (2028 年度)
櫛引地域の年間観光入込客数(11 施設)	748 千人 (2017 (平成 29) 年)	1,004 千人 (2028 年度)
単位自治組織の地域ビジョン策定数 (全 21 組織・累計)	1 組織 (2018 (平成 30) 年)	10 組織 (2028 年度)

[設定理由]

フルーツランド（仮称）プロジェクトによる拠点整備、販売とブランド化戦略の構築、果樹生産基盤整備による経営体の強化、付加価値の高い 6 次化商品

の開発と首都圏への販売ルートのシステム確立により、果樹販売額の増加につながる。

果樹産地としての「フルーツの里くしひき」のブランド化の推進や、農業体験型観光の拡大と広域観光圏の形成、宣伝効果のある果樹園の整備などにより、観光果樹園への来場者増につながる。

市南部地域（櫛引、朝日、黄金）における広域観光圏の形成を推進するとともに、農業体験型観光の拡大などにより年間観光入込客数の増加につながる。

集落支援体制の強化や地域コミュニティ実態調査、ワークショップ開催など住民主体の地域づくりを支援することにより、課題解決に向けた取組が活性化し、地域ビジョンを策定する自治組織の増加につながる。

(5) 朝日地域

朝日地域は豊かな森林資源に恵まれ、自然と調和した歴史と文化が育まれてきた地域です。

しかし、全国的にも有数の豪雪地帯であり、山間地という地理的条件上、平野部と比較すると厳しい住環境にあり、人口減少や少子高齢化の傾向が特に顕著となっています。

住民が住み慣れた地域で安全にいきいきと暮らしていくよう、生活環境の整備や住民による生活基盤の維持、強化への支援など、地域の暮らしを守り支える取組を進めます。

これまでの農業基盤や生産技術に創意工夫を加えた農業施策や、森林資源を活用した振興方策により農地や山林の荒廃を食い止め、農林業の持続的な振興を図ります。

豊かな自然や山岳信仰など、多種多様な観光資源を組み合わせ、地域内の自然や伝統文化、食の魅力を存分に楽しめる環境を整備し、交流人口の拡大による観光振興を推進します。

ア 中山間地域における定住環境の支援

○施策の方向

地域住民が住み慣れた地域で安心安全にいきいきと暮らしていくよう、生活環境の整備や支援を行います。また、住民による生活基盤の維持、強化に係る取組を支援するとともに、次世代を担う人材の育成を進め、中山間地域の暮らしを守り支える取組を行います。

○主な施策

- ① 防災拠点施設からの距離が遠く、豪雪、風水害などの災害発生時に孤立集落となる危険性のある地域に対して、災害対応力を発揮できるよう自主防災組織の活動を支援するとともに、消防施設などの整備を推進します。
- ② 地域の実情に応じた既存集落の維持を図るための支援とともに、広域的な視点による集落間の連携強化をめざし、持続可能な地域運営組織の育成とコミュニティ施設など活動拠点の整備を推進します。
- ③ 学校、病院などの生活利便施設への交通を確保するため、地域の実情や需要に応じた、利用者の視点に立った地域内交通対策を推進します。
- ④ 除雪支援など、雪による経済的及び精神的負担を軽減する克雪対策の取組を進め、定住環境の整備を推進します。
- ⑤ 高齢者の自立促進と健康寿命の延伸のため、近隣住民の協力や支え合いの仕組みづくり、医療機関、関連福祉団体との連携や地域資源を活用した事業などを通して、高齢者支援体制の充実を図ります。
- ⑥ 豊かな森林資源と自然環境を活用し、次世代を担う子どもたちをはじめと

した市民への自然環境教育の実践を進めます。また、交流事業などを通した関係人口の拡大と人材育成を推進します。

イ 森林資源、自然環境などを活用し、中山間地に特化した農林業の振興

○施策の方向

これまでの農業基盤や生産技術に創意工夫を加えた農業施策を推進し、農産物の流通体系の整備、地域特產品の販売支援、特產品の開発、既存商品の価値向上、農地保全のための仕組みづくりなどを通して、中山間地型の複合経営をめざします。また、広大な森林資源を活用した菌茸などの生産支援などを行い、山林の荒廃防止と資源循環をめざします。

○主な施策

- ① 出荷手段を持たない高齢者などへの支援により生産意欲を喚起し、生産量の拡大をめざします。また、月山ワイン、山菜、そばなど、地域内農産品の生産振興や新たな特產品開発への支援、交流などによる販路拡大のための取組を推進します。あわせて、鳥獣被害防止対策の取組を推進します。
- ② 木材、薪炭などの活用を推進します。また、菌茸などの栽培研究や技術研究などを進めることにより販売量の確保や生産者の育成を図り、山林の荒廃防止対策を推進します。

ウ 自然、文化、風土など、地域資源を活用した観光の振興

○施策の方向

豊かな自然や山岳信仰など、多種多様な観光資源を組み合わせた誘客を推進します。また、地域にある自然や文化、食の魅力を存分に楽しめる環境づくりを通して、地域の活性化につながる観光振興をめざします。

○主な施策

- ① 湯殿山スキー場やあさひ家族キャンプ村、月山あさひ博物村など地域の魅力ある観光資源を組み合わせ、通年型観光による誘客を図るための環境整備を推進するとともに、インフォメーション機能の整備やガイド、インストラクターなどの人材育成を支援します。
- ② 日本遺産の構成文化財である六十里越街道や大鳥池、以東岳などの自然、また、地域の歴史から積み重ねられた生活様式、食文化などを観光資源として活用し、交流人口の拡大を図ります。

施策の成果指標

項目(測り方)	現状値	成果指標(KPI)
転出による世帯減少率 (2017(平成29)年度)	△2.3%	△1.5% (2028年度)
地域内経営耕地面積の確保 (2015(平成27)年度)	843ha	820ha以上 (2028年度)
朝日地域への観光入込客数 (2017(平成29)年度)	526千人	530千人 (2028年度)

[設定理由]

豪雪、中心市街地への距離が遠く交通費が掛かるなど、生活環境が不利であることを要因に転出する世帯を抱える中山間地域での定住化支援策により、世帯数減少率を緩やかにし、地域の維持が図られる。

中山間地域の農地は耕作条件が悪く、高齢化などにより離農する農家が増加する中、新たな借受者を探すことが困難な状況であり、施策により地域内における耕作農地の減少を緩やかにし、農地の維持が図られる。

多様な観光資源の活用や人材育成、交流の場の提供により観光入込客数の増加につながり、観光産業の振興が図られる。

(6) 温海地域

温海地域は、あつみ温泉に代表される観光資源や食文化、伝統文化、自然など多様な地域資源を有し、27集落がそれぞれの特性を生かした活動を展開してきました。地域資源を保存し継承するだけでなく、様々に組み合わせて活用することで新たな価値を生み出し、交流人口や関係人口の拡大につなげ、地域住民がいきいきと暮らすことができる地域づくりを進めます。

代表的な観光資源であるあつみ温泉については、温泉街の景観づくりや賑わいづくりを促進し、魅力ある温泉観光地をめざします。

日本海沿岸東北自動車道（以降「日沿道」）の延伸を契機として、地域産業の活性化や鼠ヶ関地域への誘客とその周辺への経済効果を生み出せるような取組を進めます。

豊富な地域資源を生かした体験型観光を推進し、交流人口の拡大を図ります。

また、多様な人材を地域づくりに生かす仕組みを構築します。

豊かな自然や歴史が培った農林水産資源や伝統産業を継承しつつ、温海地域独自のブランドを構築し、生産者の生きがいづくりや所得の向上を図ります。

自然環境や地理的に不利な条件下でも、住民がいきいきと暮らし続けられるよう、集落の自治機能の維持と生活環境の維持向上、地域への愛着を育む取組を進めます。

ア あつみ温泉と道の駅を拠点とした地域振興

○施策の方向

あつみ温泉は、2021年に開湯1200年、2022年に湯役所設置400年と、節目の年を迎えます。温泉街の観光施設や景観、環境の整備により、「そぞろ歩き」を楽しめる環境づくりを進め、魅力ある店舗創出や誘客対策により温泉街の賑わいづくりを促進し、日沿道開通後も通過点とならないよう魅力ある温泉観光地をめざします。

また、日沿道の延伸に伴い計画されている道路休憩施設及び既存の道の駅を活用した産業の活性化や鼠ヶ関地域の魅力向上による誘客と、周辺への経済効果をもたらす取組を進めます。あわせて、庄内浜産魚介類を活用し、漁業のまち鼠ヶ関の知名度向上を図ります。

○主な施策

- ① あつみ温泉の観光資源である温海公園（あつみ温泉バラ園）や桜並木の再整備、足湯などの滞留拠点の改修や植栽の奨励による景観整備を進め、温泉街の魅力の向上を図ります。
- ② あつみ温泉での集客効果の高いイベント開催を支援するとともに、朝市広場の有効活用や新規出店などに対する支援により、温泉街の賑わいづくりを進めます。

- ③ あつみ観光協会や温海温泉旅館組合、地域住民、行政など多様な主体が連携し、新たな誘客につながるあつみ温泉の中長期的な戦略の検討を進めます。
- ④ 計画されている道路休憩施設を地域産業の活性化につなげる体制の構築や人材の育成を図ります。
- ⑤ 日沿道の延伸後において、道路休憩施設を拠点とする観光まちづくりを進めるため、既存「道の駅しゃりん」のあり方を検討し、有効活用を図るための必要な支援を行います。
- ⑥ みなとオアシス鼠ヶ関^{*}の構成施設となっている弁天島周辺エリアをはじめとした環境整備など、鼠ヶ関に観光客を誘導する仕組みづくりや観光地としての魅力づくりを進めます。

※みなとオアシス鼠ヶ関

地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取組が継続的に行われる施設として、国土交通省が登録したもの。みなとオアシス鼠ヶ関は2006（平成18）年7月17日認定。

イ 自然・歴史・文化を生かした交流人口、関係人口の拡大

○施策の方向

温海地域が有する豊富な自然や産業、伝統文化を活用した体験型観光や教育旅行の受入れを推進し、外国人旅行者も含めた交流人口の拡大を図ります。また、地域を離れた人材や地域と多様な関わりや想いを持つ人材を地域づくりに生かす仕組みを構築します。

○主な施策

- ① 体験型旅行の受け入れ拡大や交流人口の拡大に向けた取組を支援とともに、農泊^{*}については、受入れ者などの意向も考慮しながら環境の整備を進めます。
- ② 交流人口の拡大などを図るため、関川地区活性化計画^{*}に基づく取組を支援します。
- ③ 今後も増加が見込まれる外国人を含めた旅行者の利便性向上のため、外国語表記の観光案内板や公衆無線LANなどの環境整備を進めます。
- ④ 地域を離れた人材や地域と多様な関わりや想いを持つ人材が、地域を支援できる仕組みや、地域と情報交換できる仕組みづくりを進めます。

※農泊

日本ならではの伝統的な生活体験や農村地域の人々との交流を楽しむ滞在。

※関川地区活性化計画

本市関川地区において、しな織を活用した交流人口の拡大と地域産物の販

ウ 農林水産資源のブランド化

○施策の方向

豊かな自然や歴史を背景とした特色ある農林水産資源や焼畑などの伝統手法を守り継承しつつ、温海地域独自のブランドを構築し、生きがいづくりや所得の向上を図ります。

また、貴重な地域資源である国指定の伝統的工芸品「羽越しな布※」の保存、継承を支援するとともに、製品開発や未利用資源の活用など新たな取組にもチャレンジし地域振興を図ります。

○主な施策

- ① 古くから栽培されている在来作物などの継承や認知度向上を図ります。また、伝統農法である焼畑については、資源循環に配慮した栽培技術の継承と再造林をあわせた取組を支援します。
- ② 少量多品目でも流通できる仕組みづくり、鳥獣による農作物被害を軽減する取組を進め、高齢農業者も生きがいを持って農業を続けられる環境整備を図ります。また、地産地消の推進、産直体制の強化再編の検討を進めます。
- ③ 「羽越しな布」の振興を図るため、後継者育成や経営体制の強化に向けた取組を支援します。また、未利用資源の活用や他の素材との組み合わせなど新たな価値の創造をめざします。

※羽越しな布

本市関川地域と新潟県村上市雷、同山熊田の 3 地域で継承されているしなの木の樹皮を原料とした織物で、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和 49 年 5 月 25 日、法律第 57 号）に基づき、経済産業大臣より 2005(平成 17) 年 9 月 22 日に「羽越しな布」として指定。

エ 海・山・自然豊かに暮らし続けられる環境整備

○施策の方向

地域内の集落が有している特色ある自治機能を大切にし、それぞれの集落が将来にわたって自治機能を維持できるように支援します。また、人口減少、高齢化を見据えた新たな情報伝達体制の構築にむけ調査研究に取り組みます。

温海地域の自然環境や地理的条件を踏まえ、地域住民が将来にわたって暮らし続けられるよう、道路ネットワークの強化など生活環境の維持向上を図ります。また、地域への愛着を育む取組を進め、多様な主体が連携し、高齢者が活躍する場の創出や住民同士が支えあう地域づくりを推進します。

あわせて、地域内にある遊休資産を活用し、地域活力の創造につなげる取組を進めます。

○主な施策

- ① 各自治会の重要な情報伝達手段として長年使用してきた有線放送設備が老朽化し、維持管理に苦慮している現状や、人口減少、高齢化の進行などを踏まえ、地域課題解決手法として、ＩＣＴの活用を検討し、生活支援サービスも含めた新たな情報伝達システムの調査研究に取り組みます。
- ② 集落の将来像を示す集落ビジョンの策定を促し、ビジョンに基づく自治機能や地域コミュニティ活動の拠点施設を維持する取組を支援します。
- ③ 自治会単位での活動を補完し、広域的な活動や交流の拠点となっている施設について、その活用方法や管理形態を見直したうえで、施設の機能強化に取り組みます。
- ④ 温海地域内にある遊休資産、特に廃校の利活用については、市場性の有無や実現性の高い事業手法について、想定される事業者との対話により検討を行い、その活用の実現をめざします。
- ⑤ 路線バスの廃止など地域公共交通網の現状を踏まえ、住民の移動手段の確保を図るため、鶴岡市地域公共交通網形成計画※との整合及び地域住民との対話に配慮しながら、有効な公共交通網の形成をめざします。あわせて、遠距離通学となっている高校生世帯に対しての支援に取り組みます。
- ⑥ 世代間交流などによる郷土愛の醸成に加え、健康寿命の延伸を図るため、高齢者の知恵と能力の活用など高齢者がいきいきと暮らせる環境づくりを進めます。
- ⑦ 住民と行政、住民と多様な団体との協働や集落内共助による克雪、利雪及び親雪対策の検討を進め、生活環境を維持する取組にあわせ、雪を交流や体験観光に活用する取組を推進します。
- ⑧ 介護予防活動と買い物などの生活支援を一体的に提供するサービスにより、高齢者も住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられる環境を整備します。

※鶴岡市地域公共交通網形成計画

本市の公共交通施策の基本計画。地域特性に合った効率的で持続可能な公共交通網の再構築を目指す。計画期間は 2016(平成 28)年度から 2020 年度までの 5 年間。

施策の成果指標

項目(測り方)	現状値	成果指標(KPI)
あつみ温泉及び鼠ヶ関地区内観光施設の観光入込客数(道の駅含む)	478 千人 (2017 (平成 29) 年度)	820 千人 (2028 年度)
教育旅行受入れ学校数	2 校 (日帰り) (2017 (平成 29) 年度)	12 校 (宿泊 6 校、日帰り 6 校) (2028 年度)
越沢三角そばの栽培面積	25, 160 m ²	80, 000 m ²
焼畑あつみかぶの販売単価	209 円/kg (2017 (平成 29) 年度)	230 円/kg (2028 年度)
集落ビジョン策定自治会数	11 自治会 (2018 (平成 30) 年)	27 全自治会 (2028 年度)

[設定理由]

温泉街の景観整備や魅力向上、日沿道鼠ヶ関 I C 付近に計画されている道路休憩施設をはじめ周辺の魅力向上により、観光入込客数の増につながる。

魅力ある体験メニューの開発や受け入れ態勢の整備を進めることにより、温海地域を目的地とする教育旅行の誘致増加につながる。

在来作物の普及活動やブランド力向上を進めることにより、栽培面積の拡大や販売単価の上昇が期待される。

特色ある自治機能を側面から支援する施策展開により、自治会内の話し合いの活発化や共助の機運の高まりが期待され集落ビジョンの策定につながる。

第2 未来創造のプロジェクトの設定

基本計画の推進にあたり、人口減少などによる社会構造の変化に対応するため、個々の施策を単独で推進するだけでは解決することの難しい中長期的な課題や、部署横断で取り組むことで本市の持つ強みや特性がより発揮され、相乗的な効果が期待される主な取組を「未来創造のプロジェクト」として設定します。

このプロジェクトは、3つのまちづくりの基本方針に基づき、各分野からの施策を集め、庁内でチームを作るなど関連する部署が横断的に連携して精力的に取組を進めるプロジェクトです。プロジェクトの設定は、社会経済情勢の変化や新たな課題に的確に対応していくため、概ね5年を区切りとし、内容の見直しや項目の追加を柔軟に行い進めています。

○若者・子育て世代応援プロジェクト

○プロジェクトの目的

人口減少に正面から立ち向かい、若者がここで活躍し、ここで暮らしたいという人が増えるよう、また、子育てが喜びとなり、鶴岡で子育てをしたいという人が増えるよう、「育む」「働く」「住む」「学ぶ」「遊ぶ」「結ぶ」の6つの視点で支援し、若者や子育て世代に選ばれるまちづくりを進めます。

○施策の方向

- ・魅力的な奨学制度などを創設し、若者の地元回帰や地元定着を促進していきます。
- ・安心して子どもを生み育てることができるよう発達障害児や医療的ケアを要する子どもへの支援の充実を図ります。
- ・意欲的に働くことができるよう活力に溢れた産業を創出し、若者にとってやりがいのある多様な働く場の創出を図ります。
- ・快適に暮らすことができ、鶴岡での暮らしが楽しいと思えるまちづくりを進めます。
- ・人や地域とのつながりを大切にし、若者の出会いや結婚を支援します。
- ・若者の多様な学ぶ機会を創出し生涯にわたる学習を支援します。

○全世代全対象型地域包括ケア推進プロジェクト

○プロジェクトの目的

住まい、医療、介護、予防及び生活支援を一体的に提供する“地域包括ケア”を、高齢者に限らず障害者や子ども、生活困窮を抱える人や社会的孤立状態にある人など幅広く対象とし、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会を構築します。

○施策の方向

- ・高齢者、障害者、子ども、生活困窮者など幅広い対象を支援するため、既存組織の再編や身近な場所で相談を受けられる体制の構築を進めます。
- ・関係する分野が密接に連携、住民と協働し、実態把握のためのアウトリーチの積極的な展開を図ります。
- ・地域包括ケアの重要な構成要素である地域医療について、行政、医療機関、福祉事業所などの関係機関が連携し、顔の見えるネットワークの構築や、在宅医療の充実を図ります。
- ・地域医療を担当する部署を新たに設け、医療提供体制の整備を図ることや、南庄内地域の基幹病院である莊内病院が、より一層市民から信頼され愛される病院となるように市民の声を受け止める場の設定などの取組を進めていきます。
- ・障害者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参加を促す取組を支援します。

○食文化・食産業創造プロジェクト

○プロジェクトの目的

四季折々の自然と山、里、川、海といった変化に富んだ地形がもたらす豊かな食材、それぞれの地域で伝承されてきた郷土食をはじめ、市民が親しむ多様な食文化の特徴を生かして将来にわたって農林水産業を盤石なものとしつつ、食に関わる製造業・卸売業・小売業や宿泊業、飲食サービス業などの産業の発展を図ります。

○施策の方向

- ・高品質で高付加価値な農林水産物や商品の開発、販路拡大を促進します。
- ・魅力的な農産物や食の提供に携わる人材の確保と育成に取り組みます。
- ・先進技術を積極的に取り入れたスマート農業の実現と、本市の特長である循環型農業を推進します。

- ・ユネスコ食文化創造都市に認定されたブランド力により、地元をはじめ国内外の多くの人が地域の優れた食文化の価値を楽しみ、学べるように受入体制や環境を整備します。
- ・食に関する祭典などの様々な機会を創出し、教育、研究、体験、観光などを目的とする市民をはじめ来訪者の多様な学びや交流を促進します。

○産業強化イノベーションプロジェクト

○プロジェクトの目的

「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」をつくる好循環を一層発展させ、高等教育研究機関、電子、電機、機械等の高い技術力や開発力を有する企業等が集積しているという地域の強みを生かし、付加価値の高い地域産業や魅力あるしごとづくりを促進します。

○施策の方向

- ・サイエンスパーク※の拡張を視野に入れつつ新たなベンチャー企業、研究機関の誘致に関する構想をつくり、バイオを核とした高度な産業集積を促進します。
- ・がんなどの生活習慣病の早期発見や予防をめざした次世代健康診断の開発、メタボローム※解析技術の活用によるコホート研究※などの推進、慶應先端研及び国立がん研究センターのがんなどの研究を生かしながら、荘内病院、地域の医師会等との連携により、健康・医療まちづくりを推進します。
- ・企業の創業環境を充実し、多様な企業が連携、協働して相乗効果を發揮する活動を促進し、本市産業の裾野の拡大と強化を図ります。

※サイエンスパーク

慶應先端研バイオラボ棟や、大学発ベンチャー企業の育成やバイオ関連ビジネスの支援を行う市先端研究産業支援センターなどが立地する鶴岡駅北部にある区域（現在の面積は 21.5ha）。

※メタボローム

農産物や血液など細胞内に数万種類以上あるといわれる代謝物質。

※コホート研究

疫学研究の手法のうち、介入を行わずに対象者の生活習慣などを調査・観察する「観察研究」。

○城下町つるおかリブランドディングプロジェクト

○プロジェクトの目的

松ヶ岡開墾 150 年（2021 年）、酒井公入部 400 年（2022 年）を契機に、城下町鶴岡のブランド化と高い潜在力を引き出し、市民の誇りとなる街づくりを進めます。

○施策の方向

- ・藩政以来の本市の歴史と文化を顕彰し、学びの機会の創出や歴史と文化を学んで巡ることを楽しめる環境を整備します。
- ・歴史的建造物の保存活用を進め、街並みや景観などをより上質な空間になるよう整備し、城下町の風情を後世に守り伝えます。
- ・本市の持つ固有の歴史、優れた文化を新たな観光資源として戦略的な観光促進の活動を広く展開し、多くの来訪者を呼び込みます。

○輝く女性活躍推進プロジェクト

○プロジェクトの目的

女性が家事、育児といった家庭内での役割を担っている割合が高い一方、就業率も高く、女性がその個性と能力を十分に発揮し、いきいきと働き活躍できる働きやすい環境を整備し、あらゆる分野において男女が互いに協力する社会づくりを推進します。

○施策の方向

- ・市民一人ひとりが男女共同参画に関する学びを通じて互いに理解を深め、尊重し合い、男性が、女性の果たしてきた役割を積極的に担うなど、あらゆる分野において男女が互いに協力する社会づくりを推進します。
- ・市においては、子育て中の職員の相談、情報提供ができる体制をつくり、女性の管理職登用、男性職員の育児休業の取得促進、超過勤務の縮減、多様で柔軟な働き方の導入などを進め、広く社会に向けて女性の活躍、働き方改革の動きを拡げていきます。
- ・職場や職業を越えて女性同士の交流やキャリア形成のための学習機会の充実を図ります。
- ・行政と企業が連携し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた職場の条件整備を図っていきます。

○地域国際化 SDGs 推進プロジェクト

○プロジェクトの目的

2020年東京オリンピック・パラリンピック※競技大会の開催により増大が見込まれる外国人観光客、労働市場の求めに応じて増加する外国人居住者に対し、国際化の対応を進めます。また、SDGs（持続可能な開発目標）の基本理念に基づいて地球環境への配慮、クリーンなエネルギー資源の活用など諸課題に対し、官民が連携協働して新たな価値を創出して国際的な貢献に努めます。

○施策の方向

- ・外国人でも旅行しやすい環境づくりと外国人材の活用につながる外国人居住者に対する住民サービスの向上など受け入れ環境の充実に努めます。
- ・パラリンピック競技大会の開催を好機ととらえ、公共施設等のバリアフリー化、障害者などへの配慮や差別の解消などをより進めます。
- ・本市の山、里、川、海といった豊かな自然環境と多様な生態系を地域資源として価値を再認識し、保全、再生の取組により持続的な活用を進めます。
- ・地球温暖化防止対策として温室効果ガスの削減に向けた省エネルギーの取組を強化し、地域に豊かさをもたらす自立分散型の再生可能エネルギーの導入支援、気候変動への適応策などを推進します。
- ・ユネスコ創造都市として、食文化による取組を通じ国際的な課題の解決に貢献します。
- ・地域の主体的なまちづくりにつながるSDGsに取り組む市民活動を支援します。

※SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標の略称）

SDGsは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（課題項目）」に記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。

※東京オリンピック・パラリンピック（基本構想P5参照）

第3 P D C Aサイクルによる計画の進行管理

P D C Aサイクルとは、P l a n（計画）→D o（実施）→C h e c k（評価）→A c t i o n（改善）のそれぞれの頭文字をとったもので、適切な計画の進行管理を行う手法の一つです。

基本計画の推進にあたっては、社会や時代の変化に対応しながら、効率的で、かつ効果的な行政運営を行うため、P D C Aサイクルに基づいた進行管理を行います。また、基本計画に定める主な施策の達成度を測るために、基本計画の中項目の単位で「成果指標（KPI）※」を設けます。

この指標は、2017（平成29）年度の実数あるいは実態を現状値とし、目標年度とする2028年度時点で実現したい状況や変化する社会状況（アウトカム）を示します。

この成果指標によって主な施策は、計画の進展状況を測りながら、成果や内容を評価し、改善が図れるようにします。

※KPI (Key Performance Indicators:重要業績評価指標)

課題の解決に向けた取組の達成度を定量的に測るための指標。

達成度を数値化することで、施策の有効性や問題等の評価が容易になります。施策や事業の見直しを図るための指標として用いられる。課題を解決するために施策が実施され、その成果に至るまでの流れを、“実際に行った事業の量”であるアウトプットと、“その事業を行ったことで生じた状態”であるアウトカムに整理した上、アウトカムを主な施策の達成に向けた成果指標として設定する。アウトカムは行政が操作できないものであるため、そのためには何を行えばよいかという考えが生じる。

成果指標（KPI）のイメージ図（高度な研究が起業につながる例）

